

# 第 1 回 定 例 町 議 会

平成 1 9 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 9 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午後 3 時 1 5 分 散 会

○議事日程 第 1 号

第 1 会議録署名議員指名について

第 2 会期決定について

3 月 9 日～3 月 2 3 日

1 5 日間

第 3 諸般の報告

1 ) 議会政務報告

2 ) 空知中部広域連合議会第 1 回定例会結果報告（大内議員）

3 ) 砂川地区保健衛生組合議会第 1 回定例会結果報告（大内議員）

4 ) 中空知広域市町村圏組合議会第 1 回定例会結果報告（副議長）

5 ) 石狩川流域下水道組合議会第 1 回定例会結果報告（議長）

6 ) 例月出納検査結果報告  
（1 2 ・ 1 ・ 2 月分）

第 4 発議第 3 号 上砂川町議会委員会  
条例の一部を改正する条例制定につ  
いて

第 5 常任委員会委員の選任について

第 6 議会運営委員会委員の選任について

第 7 議長の常任委員会委員辞任について  
常任委員会及び議会運営委員会  
正・副委員長互選結果報告につ  
いて

第 8 町長行政報告

第 9 教育長教育行政報告

第 1 0 発議第 1 号 上砂川町議会議員の  
報酬の臨時措置に関する条例の一部  
を改正する条例制定について

第 1 1 発議第 2 号 上砂川町議会会議規  
則の一部を改正する規則制定につ  
いて

第 1 2 議案第 3 号 公の施設に係る指定  
管理者の指定について

第 1 3 議案第 4 号 財産処分について

第 1 4 議案第 5 号 上砂川町副町長定数  
条例制定について

第 1 5 議案第 6 号 地方自治法の一部を  
改正する法律の施行にともなう関係  
条例の整理に関する条例制定につ  
いて

第 1 6 議案第 7 号 町民保養施設等の売  
払いにともなう関係条例の整理に  
関する条例制定について

第 1 7 議案第 8 号 上砂川町特別会計条  
例の一部を改正する条例制定につ  
いて

第 1 8 議案第 9 号 上砂川町職員定数条  
例等の一部を改正する条例制定につ  
いて

第 1 9 議案第 1 0 号 特別職の職員及び教  
育長の給与の臨時措置に関する条例  
等の一部を改正する条例制定につ  
いて

第 2 0 議案第 1 1 号 一般職の職員の給与  
に関する条例の一部を改正する条例  
制定について

第 2 1 議案第 1 2 号 上砂川町税条例の一  
部を改正する条例制定について

第 2 2 議案第 1 3 号 上砂川町手数料条例

- の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第14号 空知中部広域連合規約の一部を改正する規約について
- 第24 議案第15号 平成18年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)
- 第25 議案第16号 平成18年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 第26 議案第17号 平成18年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 第27 議案第18号 平成18年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 第28 議案第19号 平成18年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 第29 議案第20号 平成18年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第30 議案第21号 平成18年度上砂川町保養施設事業特別会計補正予算(第2号)
- 第31 議案第22号 平成18年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)  
発議第1号~第3号、議案第3号~第22号までは、提案理由・内容説明までとする。
- 第32 町政執行方針
- 第33 教育行政執行方針

---

○会議録署名議員

2番	堀	内	哲	夫
3番	高	橋	成	和

---

開会の宣告

○議長(貝沼宏幸) ただいまの出席議員は9名であります。

横溝議員は、所用のため午前中欠席の旨届け出がありました。

なお、理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成19年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

---

開議の宣告

○議長(貝沼宏幸) 直ちに本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員指名について

○議長(貝沼宏幸) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、堀内議員、3番、高橋議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

会期決定について

○議長(貝沼宏幸) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月23日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりであります。

---

諸般の報告

○議長(貝沼宏幸) 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付していると

おりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告と砂川地区保健衛生組合議会第1回定例会結果報告について、大内議員。

○4番(大内兆春) 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成19年空知中部広域連合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告します。

記、日時でございますが、平成19年2月28日水曜日午後2時。場所につきましては、空知中部広域連合広域介護予防支援センター世代間交流室。

議件でございます。議案第1号 空知中部広域連合国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。議案第2号

平成18年度空知中部広域連合一般会計補正予算(第3号)。議案第3号 平成18年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算(第2号)。議案第4号 平成18年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算(第2号)。議案第5号 平成18年度空知中部広域連合老人保健特別会計補正予算(第3号)。議案第6号 平成18年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算(第1号)。議案第12号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。議案第7号 平成19年度空知中部広域連合一般会計予算について。議案第8号 平成19年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について。議案第9号 平成19年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について。議案第10号 平成19年度空知中部広域連合老人保健特別会計予算について。議案第11号 平成19年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、

ご報告いたします。

砂川地区保健衛生組合議会について。

標記の件につき、平成19年砂川地区保健衛生組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、日時でございますが、平成19年3月1日木曜日午後3時。場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件でございます。議案第1号 平成18年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算。議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員諸給与条例の一部を改正する条例の制定について。議案第2号 平成19年度砂川地区保健衛生組合会計予算。報告第1号 例月出納検査報告。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、ご報告いたします。

○議長(貝沼宏幸) 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告について、堀内副議長。

○副議長(堀内哲夫) 中空知広域市町村圏組合議会について。

標記の件につき、平成19年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時でございますが、平成19年3月2日午前10時30分。場所につきましては、滝川市総合福祉センター集会室。

議件でございます。議案第1号 中空知広域市町村圏組合職員定数条例の一部を改正する条例。議案第2号 平成19年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算。議案第3号 平成19年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算。議案第4号 平成19年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算。議案第5号 平成19年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、

原案のとおり可決いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（貝沼宏幸） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告につきましては、私からご報告申し上げます。

本定例会は、去る3月2日、滝川市総合福祉センターにおいて開催されました。

案件につきましては、報告第1号 例月現金出納検査報告について。議案第2号 平成18年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第2号）。議案第4号 石狩川流域下水道組合負担金の負担割合及び徴収条例の一部を改正する条例。議案第1号 平成19年度石狩川流域下水道組合一般会計予算。議案第3号 職員定数条例の一部を改正する条例の5件であります。

結果につきましては、いずれも全会一致で承認あるいは原案のとおり可決することにいたしております。

以上、報告いたします。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の12、1、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程変更について

○議長（貝沼宏幸） ここで日程変更についてお諮りいたします。

日程第11を日程第4に変更するものであります。日程第11の発議第3号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

---

#### 発議第3号

○議長（貝沼宏幸） 日程第4、発議第3号 上

砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。9番、森議員。

○9番（森 国三） 発議第3号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年3月9日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 森 国 三

賛成議員 椿 原 満 春 大 内 兆 春

川 上 三 男 高 橋 成 和

提案理由、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、これに準拠している本条例の一部を改正するとともに、議会運営委員会の定数を減じるものである。

内容の説明に入ります。上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上砂川町議会委員会条例（昭和62年上砂川町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「6人」を「5人」に改める。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第7条第3項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第12条の見出し中「委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任」を「委員長、副委員長及び委員の辞任」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、閉会中においては、議長が許可することができる。

第19条中「その他法令又は条例」を「その他法律」に改める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○議長（貝沼宏幸） この発議第3号については即決してまいりたいと思いますので、本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより発議第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

---

日程番号変更について

○議長（貝沼宏幸） 議事日程表の順序を日程第4を第5に変更してください。次、一つずつずらしていただきたいと思います。そして、日程第1を削除していただきたいと思います。

---

常任委員会委員の選任について

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第5、常任委員会委員の選任について議題といたします。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

これより指名をいたします。

総務文教常任委員会委員につきましては、椿原

議員、川上議員、横溝議員、小林議員、高橋議員、貝沼議員、以上6名を指名いたします。

次、厚生建設常任委員会委員には、大内議員、森議員、柳川議員、堀内議員、以上4名を指名いたします。

以上のとおり指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

---

議会運営委員会委員の選任について

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第6、議会運営委員会委員の選任について議題といたします。

議会運営委員会委員の選任についても、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

これより指名をいたします。

議会運営委員会委員には、森議員、大内議員、椿原議員、川上議員、高橋議員、以上5名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします

休憩 午前10時20分

再開 午前10時21分

○副議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長の常任委員辞任について

○副議長（堀内哲夫） 日程第7、議長の常任委員会委員辞任について議題といたします。

議長は、地方自治法第117条の規定により除外の対象となりますので、退席をお願いいたします。

〔1番 貝沼宏幸議員 退場〕

○副議長（堀内哲夫） ただいま総務文教常任委員会委員に選任されました議長から、委員を辞任したい旨の申し出がございました。

議長は、その職責上どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、1個の委員会に委員として所属することは適当でないし、また行政実例でも議長については辞任を認めているところでもありますので、総務文教常任委員会委員を辞任したいとするものであります。

お諮りいたします。辞任について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

〔1番 貝沼宏幸議員 入場〕

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選であります。会派代表者会議において申し合わせをしておりますので、議長から報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

それでは、報告いたします。総務文教常任委員会委員長、椿原議員、副委員長、川上議員。

厚生建設常任委員会委員長、大内議員、副委員長、森議員。

議会運営委員会委員長、森議員、副委員長、大内議員。

以上のとおり報告いたします。

なお、各附属機関の委員の選任につきましても、申し合わせにより別途配付いたします委員名簿のとおり決定しておりますので、ご報告いたします。

---

町長行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第8、町長の行政報告を行います。町長。

○町長（加賀谷政清） 町長行政報告をいたします。

今回報告いたします平成18年12月の第4回定例会から本定例会までの町政執行に当たっての町内外の会議並びに行事等につきましては、お手元に配付しております報告書により報告いたしますが、そのほか2件について報告をさせていただきたいと思っております。1点目が空知産炭地域総合発展基金の運用問題と、もう一点が上砂川町休日救急医療体制についてであります。

初めに、空知産炭地域総合発展基金の問題についてご報告をいたします。空知産炭地域総合発展基金につきましては、去る2月8日開催の議員全員協議会におきまして、本町が旧基金の取り崩し事業として要望しておりました健康の里づくり推進プロジェクト事業が産炭地域振興センターの基金活用事業審査委員会におきまして承認されたことについてご説明をしたところでありますが、その後2月14日に開催されました振興センターの臨時総会で承認議決され、さらに最終的に知事の承認が得られ、2月28日付で交付決定がされたところであります。これによりまして、本町が一括返済する14億4,000万円の財源を確保することができ、この問題について一応の解決がなされ、財政再建団体への転落は回避することができました。しかし、この旧基金の取り崩しに当たり、道から人件費の削減や住民負担の適正化などを盛り込んだ財政健全化計画の策定が求められた

ことから、第3次行財政改革を見直しする財政健全化計画を策定したところであります。

今後の基金の取り崩しに当たっての事務作業がありますが、町と上砂川振興公社の間におきまして、町有財産である温泉施設及びふるさと交流プラザの建物と附帯設備を含め13億7,400万円と、土地につきましてはこの2施設の土地並びに日本庭園の土地と附帯設備を含めまして1億4,600万円、合わせまして合計で15億2,000万円で売却する売買契約を締結することになりますが、地方自治法の96条第1項第7号の規定によりまして議会の議決に付さなければならないことから、後ほど財産処分の議案を提案させていただいております。議会議決後、売買契約を締結することといたしております。この売買契約によって、事業費の4分の3の額、11億4,000万円の助成を受けるものであります。

今後におきましても、大変厳しい財政運営を強いられることとなりますが、今回道から求められ、策定した財政健全化計画に沿って行財政運営を図り、財政立て直しに全力を尽くす所存であります。昨年の6月から発生した基金の問題につきまして、皆さんの大変なご協力をいただきながら一定の解決を見ることができました。心から厚くお礼申し上げたいと思います。

次、2点目の休日救急医療体制についてですが、昭和52年から町と空知医師会上砂川部会との協定によりまして、日曜日と祝日を町内医療機関の当番制で実施していましたが、平成10年からは町内の医療機関が2カ所となったことから、空知医師会と砂川市立病院の協力をいただき、月2回の休日は町内の医療機関、それ以外の休日は砂川市立病院が実施することとなり、現在に至っているところでありますが、最近の休日受診状況につきましては、平成16年度では58名、平成17年度では48人、平成18年2月末では38人と年々減少しているのが現状であります。

去る3月7日に北海道勤労者医療協会の石田副専務理事が来庁いたしまして、19年4月から休日診療ができなくなることについての説明がございました。その内容であります、医師不足の現状の中、さまざまな方策により医師の確保に努めており、確保できないところには札幌から月交代で派遣するなどして対応しているということですが、それでも道内では6カ所の診療所で医師が確保されていない状況となっているということでもあります。しかしながら、上砂川診療所につきましては昭和24年から開設しており、歴史も長く、患者も多く、また勤医協の発祥の地とも言える町なので、医師の確保にこれまで努めて、何とか1年間の雇用契約の嘱託医師を確保することができまして、4月から勤務することになりましたが、日曜日と祝日は診療しないということがこの医師の確保の勤務条件となっております、そういったことから、町と医師会との協定により実施しております月1回の休日診療ができなくなるということでもあります。しかし、年度途中でも、もし実施できる体制になった場合については今後も再度町と協議させていただきたいということでもあります。また、現在実施しております週1回の夜間診療と、それから第1、第3、第5の土曜日の午前の診療につきましては、今までどおり歌志内の診療所の医師とも連携をし、継続していきたいということでありました。

町といたしましては、地方での医師不足が深刻化する状況の中で医師を確保された努力については感謝をいたしたいと思います、最近の休日診療状況などを判断いたしまして、勤医協が休日診療できないことについては理解せざるを得ないと考えております。しかし、住民への説明を徹底いたしまして、混乱を招かないようお願いをいたしたところでございます。なお、今後は、休日救急医療体制のあり方等につきまして、空知医師会と協議しながら対応してまいりたいと考えております。



以上2点について行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告を終わります。

---

#### 教育長教育行政報告

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第9、教育長の教育行政報告を行います。教育長。

○教育長（樫 満雄） 教育行政報告を申し上げます。平成18年12月第4回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付をさせていただいております報告書によりご報告をさせていただきます。ごらんをいただきたいと思っております。

特別に報告することはございませんので、以上で教育行政報告とさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町長の行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。

---

#### 発議第1号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第10、発議第1号 上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。9番、森議員。

○9番（森 国三） 発議第1号 上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例の一部を改正する条例制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年3月9日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 森 国 三

賛成議員 大 内 兆 春 椿 原 満 春

川 上 三 男 高 橋 成 和

提案理由、町行財政改革の一環として議会議員

の報酬月額について減額するため、本条例の一部を改正するものとする。

内容の説明に入ります。上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例（平成18年上砂川町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「16万6,500円」を「15万9,000円」に改め、同条第2項第1号中「8万4,600円」を「6万5,800円」に改め、同項第2号中「3万2,400円」を「2万8,800円」に改め、同項第3号中「1万4,400円」を「1万2,800円」に改め、同条第3項中「平成19年1月」を「平成19年4月」に改める。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

---

#### 発議第2号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第11、発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。9番、森議員。

○9番（森 国三） 発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について。

上記議案を地方自治法第112条及び上砂川町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年3月9日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 森 国 三

賛成議員 椿 原 満 春 大 内 兆 春

川 上 三 男 高 橋 成 和

提案理由、標準町村会議規則の一部が改正されたことに伴い、これに準拠している本規則の一部を改正するものである。

内容の説明に入ります。上砂川町議会会議規則

の一部を改正する規則。

上砂川町議会会議規則（昭和62年上砂川町議会会議規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

第72条第2項中、「法第109条の2第3項」を「法第109条の2第4項」に改める。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
以上であります。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### 議案第3号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第12、議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いを申し上げます。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、生活館などに係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして、議案第3号について内容の説明をいたしま

す。

各町生活館等の管理につきましては、地方自治法の改正により、昨年度から公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び生活館の設置及び管理に関する条例に基づき、各町自治会を指定管理者として指定し、各町生活館、集会所の管理運営業務を行っておりますが、本年3月で指定期間が満了となることから、本年4月から引き続き各町自治会が管理運営業務を行うために指定管理者の指定を承認いただくものでございます。

なお、指定管理者にありましては、原則公募によるとされておりますが、生活館等につきましては地域の集会施設との性格が強く、細部にわたる住民サービスの確保、向上を期する観点から、公募によらず各町自治会を指定管理者として指定いたしたく、ご提案申し上げますので、ご理解を賜りたく、お願い申し上げます。

それでは、本文に入らせていただきます。公の施設に係る指定管理者の指定について。

1 指定管理者の名称及び管理を行わせる施設の名称・所在地

指定管理者の名称、管理を行わせる施設、施設の名称、施設の所在地。鶉本町自治会、鶉本町生活館、上砂川町字鶉240番地1。東町自治会、東町生活館、上砂川町字西山15番地1。下鶉自治会、下鶉生活館、上砂川町字鶉74番地1。鶉自治会、鶉若葉生活館、上砂川町字鶉265番地。東鶉自治会、中央ふれあいセンター、上砂川町字鶉338番地1。緑が丘自治会、緑が丘集会所、上砂川町字鶉90番地1。朝駒町内会、朝駒集会所、上砂川町字上砂川3番地16。

2 管理を行わせる期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

3 管理業務の範囲

- (1) 生活館等の施設及び設備の維持・管理
- (2) 利用の許可

( 3 ) 利用料金の収受

( 4 ) 上記業務に付随する業務

#### 4 利用料金に関する事項

上砂川町生活館等の設置及び管理に関する条例(平成18年上砂川町条例第1号)第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第4号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第13、議案第4号 財産処分について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第4号 財産処分について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

提案理由といたしましては、町民保養施設等の売り払いについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであること。

以下、内容の説明は助役からいたしますので、よろしくをお願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役(貝田喜雄) それでは、ご指示により、議案第4号について内容の説明をいたします。

このたびの議案につきましては、町長の行政報告でも説明いたしましたとおり、空知産炭地域総合発展基金の取り崩しに当たり、温泉施設並びに周辺施設を株式会社上砂川振興公社へ売却し、振興公社はこれら施設を活用いたしまして健康の里づくり推進プロジェクトを展開することとしておりますことから、財産の処分について審議をお願い

いたします。

なお、本件につきましては、去る3月7日に開催いたしました観光・国民休養施設審議会におきましてもご審議を賜り、財産を処分することについて答申いただいたところでございます。

処分の対象は、建物につきましては温泉施設でありますパンケの湯、3,763.49平方メートルとロッジでありますふるさと交流プラザ99.34平方メートルの2施設合計で4,76.83平方メートルを売却し、土地につきましては、これらの用地に日本庭園の用地を加え合計で5万7,092平方メートルを売却するものでございます。

売買価格につきましては、不動産鑑定士による不動産鑑定価格をもとに、パンケの湯とふるさと交流プラザの建物、附属設備を含めまして13億7,400万で、土地につきましては日本庭園の附属設備を含め1億4,600万、合計15億2,000万で処分したいと考えてございます。

売買契約につきましては、本議案議決後、締結することといたします。

なお、振興公社にありましては、これら施設の購入に当たり、購入価格15億2,000万円の4分の3の11億4,000万円を空知産炭地域総合発展基金より助成を受け、残り4分の1の3億8,000万円につきましては町が道の振興基金活性金を活用して増資を行い、財源確保するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。財産処分について。

次のとおり土地及び建物を処分する。

1、土地及び建物の所在地・種別・面積、別紙のとおり。

2、処分の内容、売り払い。

3、売り払い予定価格、15億2,000万円。

4、売り払いの相手方、空知郡上砂川町字上砂川65番地106、株式会社上砂川振興公社代表取締役社長、貝田喜雄。

次のページでございます。別紙、土地、所在、地番、種別、地積。空知郡上砂川町字上砂川65番地106、山林、1万7,589平方メートル。空知郡上砂川町字上砂川65番地139、山林、4,625平方メートル。空知郡上砂川町字西山43番地7、山林、3万4,878平方メートル。合計5万7,092平方メートル。

建物、所在地、構造、種別、面積。空知郡上砂川町字上砂川65番地106、鉄筋コンクリートづくり3階建て、旅館、3,763.49平方メートル。空知郡上砂川町字上砂川65番地139、鉄骨づくり2階建て、集会所、998.34平方メートル。合計4,761.83平方メートル。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 議案第5号 議案第6号

○議長（貝沼宏幸） 日程第14、議案第5号、日程第15、議案第6号については関連性がございますので、一括議題とし、提案理由並びに内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町副町長定数条例制定について、議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関連条例の整理に関する条例制定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま一括上程されました議案第5号、第6号について、提案理由を申

し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

議案第5号 上砂川町副町長定数条例制定について。

提案理由といたしましては、地方自治法第161条第2項の規定に基づき、本町の副町長の定数を定めるものであること。

次に、議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うものであること。

以下、内容の説明については助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして、議案第5号及び第6号につきまして、一括して内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法の一部を改正する法律が平成19年4月1日に施行されることに伴いまして、本町の条例の関連規定についての制定、変更が必要となることから、条例制定及び一部改正を行うものでございます。

今回の地方自治法の改正は、地方公共団体の自主性、自立性を図るための措置とされ、具体的には助役の名称が副市町村長に改められ、副市町村長設置の有無、設置した場合の人数を条例で任意に定めることができるとともに、副市町村長の職務として、長の命を受け、政策及び企画をつかさどること並びに長の権限に属する事務の一部について委任を受け、その事務を執行することと規定

が追加されたところでございます。これまでは、市町村の助役は原則1人置くこととされておりましたが、市町村の自主性、自立性の拡大の観点から、そして市町村の体制は市町村の実情に合わせて市町村みずから構築することが望ましいということで、このたびの改正では法定数は定められず、条例によって定数を定めることとされたため、本町では副町長の定数を1人とする条例を制定するものでございます。

また、収入役制度につきましては、公会計の適正な執行を確保する特別職として設置されてきましたが、近年会計事務の電算化や監査制度の充実等により適正な執行を確保することが可能になってきたことなどから、特別職の収入役を廃止し、一般職である会計管理者を置くこととされました。

さらに、職員の区分に関しまして、現在の事務の複雑化、多様化により明確な区分ができなくなっている実態などから照らし合わせ、吏員とその他の職員の区分、事務吏員と技術吏員の区分を廃止し、一律に職員として統一されるものでございます。なお、地方税法上の徴税吏員、消防法上の消防吏員については変更されず、従前のまま使用されることとなっております。

今回の地方自治法の改正にかかわりまして、本町の関係条例の整理を地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例として行うものでございます。

施行日につきましては、平成19年4月1日とするものでございます。

なお、この議案とは別に、本会議で改正議案を提出しております条例につきましては、それぞれの議案に自治法改正による修正分をあわせて提案させていただくものでありますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、本文に入らせていただきます。最初に、議案第5号でございます。

上砂川町副町長定数条例。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第161条第2項の規定に基づき、副町長の定数を1人とする。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。次に、議案第6号でございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中ウを削り、エをウとし、イを次のように改める。

イ 副町長

別表中「助役」を「副町長」に改め、「収入役63万円」を削る。

（教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年上砂川町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「収入役」を「副町長」に改める。

（上砂川町特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第3条 上砂川町特別職報酬等審議会条例（平成12年上砂川町条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「助役、収入役及び」を「副町長及び」に改める。

（上砂川町職員の旅費に関する条例の一部改正）

第4条 上砂川町職員の旅費に関する条例（昭和33年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「助役、収入役」を「副町長」に、「吏員その他の職員」を「職員」に改める。

別表第2中「助役、収入役」を「副町長」に改める。

（公法上の収入金の徴収に関する条例の一部改

正)

第5条 公法上の収入金の徴収に関する条例(昭和28年上砂川町条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「委任を受けた吏員」を「委任を受けた職員」に改める。

(上砂川町畜犬取締及び野犬掃とう条例の一部改正)

第6条 上砂川町畜犬取締及び野犬掃とう条例(平成4年上砂川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第10条、第11条及び第12条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

(上砂川町営住宅条例の一部改正)

第7条 上砂川町営住宅条例(平成9年上砂川町条例第7号)の一部を次のように改正する。

第65条第2項中「町吏員」を「町職員」に改める。

(上砂川町収入役の事務の兼掌に関する条例の廃止)

第8条 上砂川町収入役の事務の兼掌に関する条例(平成13年上砂川町条例第4号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第7号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第16、議案第7号 町民保養施設等の売払いにともなう関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第7号 町民保養施設等の売払いにともなう関係条例の整理に関する条例制定について、提案

理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

町民保養施設等の売払いにともなう関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町民保養施設等の売り払いに伴い、関係条例の整理をするものであること。

以下、内容の説明は助役からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして、議案第7号につきまして内容の説明をいたします。

このたびの改正は、議案第4号 財産処分についてご提案いたしました、町民保養施設、ふるさと交流プラザ、日本庭園の売り払いに伴いまして、関係条例の廃止及び改正を行うものでございます。

町民保養施設(パンケの湯)、ふるさと交流プラザ(ロッジ)、日本庭園の3施設の処分に当たりまして、それぞれ町の施設としての設置等に関して規定しております町民保養施設条例、ふるさと交流プラザ条例、日本庭園公園設置条例の廃止を行いまして、また公共施設の暴力団排除に関する条例から3施設の規定を削除するものでございます。

施行日につきましては、平成19年4月1日とするものでございます。

それでは、条例本文に入らせていただきます。町民保養施設等の売払いにともなう関係条例の整理に関する条例。

(上砂川町民保養施設条例の廃止)

第1条 上砂川町民保養施設条例(平成9年上砂川町条例第9号)は、廃止する。

(上砂川町ふるさと交流プラザ条例の廃止)

第2条 上砂川町ふるさと交流プラザ条例(平成7年上砂川町条例第14号)は、廃止する。

(上砂川町日本庭園公園設置条例の廃止)

第3条 上砂川町日本庭園公園設置条例(昭和60年上砂川町条例第4号)は、廃止する。

(上砂川町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正)

第4条 上砂川町公共施設の暴力団排除に関する条例(平成10年上砂川町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中第10号から第12号を削り、第13号を第10号とし、第14号を第11号とする。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第8号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第17、議案第8号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第8号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町民保養施設の売り払いに伴い、施設の会計処理をしている保養施設事業会計を廃止するため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終

わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして、議案第8号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、議案第4号 財産処分についてにてご説明いたしましたが、保養施設などを上砂川振興公社に売却することにより、保養施設事業会計を廃止するものでございます。この会計は、平成9年度に現在の町民保養施設の開設に伴い、地方自治法及び地方財政法の規定に基づき、特別会計により経理等の事務を処理するため設置いたしましたところでございますが、同施設等を上砂川振興公社に売却することにより、経理事務が平成19年4月1日より上砂川振興公社に移行されるため、保養施設事業会計を廃止するためのものでございます。

なお、この条例の改正の規定にかかわらず、平成18年度分の会計につきましては、出納整理期間であります5月31日までその効力を有することとなりますので、附則にてその旨を規定させていただいております。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例。

上砂川町特別会計条例(昭和39年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、下水道事業及び保養施設事業」を「及び下水道事業」に改める。

第2条第6号を削る。

附則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の条例の規定に基づき廃止する保養施設事業会計に係る平成18年度分の会計については、この条例の規定にかかわらずなおその効力を有する。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わ

ます。

---

議案第9号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第18、議案第9号 上砂川町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第9号 上砂川町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町職員定数条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、保養施設事業特別会計の廃止及び地方自治法の一部改正に伴い、関係条項を改正するものであること。

以下、内容の説明については助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） ご指示によりまして、議案第9号の内容の説明をいたします。

このたびの改正は、町民保養施設の売り払い及び保養施設事業特別会計の廃止に伴いまして、職員定数条例に規定している保養施設事業特別会計に属する職員定数（2人）の削除を行い、課設置条例に規定する企画産業課の分掌事務のうち町民保養施設に関するものを国民休養地に関するものと改めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町職員定数条例等の一部を改正する条例。

（上砂川町職員定数条例の一部改正）

第1条 上砂川町職員定数条例（昭和37年上砂川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助役、収入役及び」を「副町長及び」に改める。

第2条第1号中「118人」を「116人」に改め、工を削り、才を工とする。

（上砂川町課設置条例の一部改正）

第2条 上砂川町課設置条例（平成元年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条企画産業課の項第12号中「町民保養施設」を「国民休養施設」に改める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

議案第10号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第19、議案第10号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第10号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町行財政改革の一環として常勤特別職の給料及び非常勤特別職の報酬等について縮減措置を講ずるため、関係条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、ご指示によりま



して、議案第10号につきまして内容の説明をいたします。

このたびの改正は、町行財政改革の一環として平成19年4月から常勤特別職であります町長、助役、教育長の給料、非常勤特別職であります監査委員、教育委員の報酬の見直し、さらには特別職、非常勤職員、消防団員等の会議出席にかかわります費用弁償の廃止を行い、あわせて地方自治法の一部改正に伴う変更を行うため、特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例、特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例、附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例、消防団条例の一部を改正するものでございます。

費用弁償につきましては、現在、町議会議員を除く各種委員会、審議会等の委員に対しまして、町の区域内での会議等の開催に際しまして月額1,000円を支給しておりますが、これを本年4月より廃止し、支給しないこととするものでございます。特別職給料及び報酬の見直しにつきましては、お手元に配付してございます資料のナンバー1をご参照いただきたいと思います。資料ナンバー1につきましては、平成19年4月、特別職給料・報酬改定資料ということでございます。町長、助役、教育長の給料につきましては、臨時措置条例を制定し、平成17年4月から減額、削減措置を講じており、平成19年1月に削減率を上乗せいたしました。現在は町長23%、助役、教育長17%の削減を行っているところでございますが、本年4月から平成20年12月までの臨時措置給与額を町長で30%、助役、教育長で25%削減した額とするものでございます。監査委員及び教育委員の報酬額につきましては、本年1月に町職員の独自削減分と同率の10%の額を減ずる改定をいたしました。再度見直しを図りまして、現時点で空知管内15町の中での最低額とすべく、金額の改定をするものでございます。

施行日は、平成19年4月1日とするものでご

ざいます。

資料の下段には、先ほど発議第1号にて提案されました議会議員の報酬改定につきまして参考に記載してございます。裏面に空知管内15町の特別職の給料、報酬についての月額と順位を調べた資料を提出しておりますので、ごらんいただきたいと思います。この資料は、平成19年1月現在における町特別職の給料、監査委員、教育委員及び議会議員の報酬額の状況と高額からの順位を表にまとめたものでございます。町長の給料月額が空知15町の中で一番低いのは南幌町の63万3,000円、最高額となるのが栗山町の88万3,000円となっております。本町の町長の給料につきましては、現在66万8,000円で、空知15町中14番目の順位に位置しておりますが、表の一番下の欄に記載しております今回の改定後は60万7,000円となりまして、南幌町を下回り、空知15町中の最低額となる見込みでございます。以下同様に、助役、教育長につきましては現在14番目が改定後最低額に、監査委員の学識経験委員は現在5番目が改定後に秩父別町と並んで最低額に、議会選出委員につきましても現在14番目が最低額に、教育委員長につきましても現在8番目が最低額に、教育委員につきましても現在3番目が改定後は、これも秩父別と並ぶ最低額になるものでございます。議会議員につきましては、現在の13番から14番目が改定後はすべて最低額となる見込みでございます。

特別職の給与及び報酬につきましては、今後他市町の状況や本町の財政状況を見きわめながら見直しの検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、本文に入らせていただきます。特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例。

(特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員及び教育長の給与の臨時

措置に関する条例（平成17年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「助役」を「副町長」に改める。

第3条第1項第1号中「66万8,000円」を「60万7,000円」に改め、同項第2号中「助役」を「副町長」に、「58万円」を「52万4,000円」に改め、同項第3号中「52万3,000円」を「47万2,000円」に改め、同条第2項中「平成19年1月」を「平成19年4月」に改める。

（特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例の一部改正）

第2条 特別職の職員の報酬及び費用弁償等支給に関する条例（昭和26年上砂川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削る。

第8条中「、会議」を削る。

別表（第3条関係）監査委員の項中「5万4,900円」を「4万5,000円」に、「3万8,700円」を「3万7,000円」に改め、同表教育委員の項中「4万5,000円」を「3万3,000円」に改める。

（上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正）

第3条 上砂川町附属機関構成員及び非常勤職員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年上砂川町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削る。

第7条中「、会議」を削る。

（上砂川町消防団条例の一部改正）

第4条 上砂川町消防団条例（平成元年上砂川町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第11号

○議長（貝沼宏幸） 日程第20、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、町行財政改革の一環として、一般職の職員の給与についての削減を行い、あわせて国家公務員に準じた扶養手当の改正を行うため、本条例の一部を改正するものである。

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） ご指示によりまして、議案第11号につきまして内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成19年4月1日から、人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改正に準じた本町職員の扶養手当の改定、さらには町行財政改革の一環として、当分の間、本町独自の給与削減措置を行うものでございます。

初めに、扶養手当の改定でございますが、少子化対策が国全体で取り組まれている中で、扶養手当における3人目以降の子と2人目までの子の手当額の差を改める必要があるとして、国家公務員の扶養手当が改正されることから、本町職員の扶養手当につきましても本年4月から、国家公務員に準じ、3人目以降の子などの支給月額を現行の

5,000円から、2人目までの手当額と同額の6,000円とし、月額で1,000円引き上げるものでございます。

次に、職員給与の独自削減でございますが、行財政改革の一環として、本町独自の給与抑制措置を講ずるものでございます。一般職の職員の給料につきましては、現在10%の削減を行ってございますが、この削減率にさらに10%を追加して、本年4月から職員の給料を20%の削減とするものでございます。職員の給与の独自削減につきましても、当分の間としてございますが、今後の財政状況に応じて見直しを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それでは、本文でございます。一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年上砂川町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ」を「1人につき」に改め、「、その他の扶養親族については1人につき5,000円」を削る。

附則第3項中「100分の10」を「100分の20」に改める。

附則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第12号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第21、議案第12号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第12号 上砂川町税条例の一部を改正する

条例制定について、提案理由を申し述べますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、行財政改革の一環として軽自動車税の税率引き上げと地方自治法の一部改正に伴う関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして、議案第12号について内容の説明をいたします。

お手元に配付してございます資料ナンバー2の軽自動車税の税率の引き上げ案をご参照いただきたいと思います。このたびの条例改正は、第3次行財政改革による歳入確保の一環として軽自動車税の税率を引き上げることにするものでございます。税率を定めるに当たりましては、標準税率を1.0といたしまして、その1.2倍が限度という制限税率がありましたが、地方税法の改正で平成18年度分からこれが1.5倍に引き上げられたところでございます。これを受けまして、税収確保のため、隣接の歌志内市を初め、全国的にも制限税率である1.5倍を視野にした見直しが今後加速されることが予想されるところでございます。本町の軽自動車税の現行税率は標準税率を採用しており、このたびの見直しに当たっては、急激な負担増を緩和する観点から、1.5倍ではなく旧制限税率の1.2倍を限度として引き上げるものでございます。

上段の表をご参照願います。車種別ごとの現行税率、改定案税率、引き上げ額及び引き上げ率を記載してございます。登録台数の比較的多いもの

を抜粋し、説明させていただきますと、(1)の原動機付自転車、1行目の50cc以下のバイク等の場合、年税額が1,000円を1,200円と200円の引き上げ、(2)アの軽自動車、5行目の乗用軽自動車の場合、年税額が7,200円を8,600円と1,400円の引き上げ、7行目の貨物用軽自動車の場合、年税額4,000円を4,800円と800円の引き上げで、いずれも引き上げ率は20%となるものでございます。

施行日につきましては、平成19年4月1日といたしまして、19年度分の軽自動車税から適用となるものでございます。

なお、参考といたしまして、下段の表に近隣市町の税率の状況を掲載してございます。市につきましては、既に改定または今後改定予定ということをごさいますして、町につきましては標準税率が多いという現在の状況でございますが、さきに申し上げましたとおり近隣市町におきましても今後見直しが進むと予想されるものでございます。

それでは、条例本文にまいります。上砂川町税条例の一部を改正する条例。

上砂川町税条例(昭和25年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「町吏員」を「町職員」に改める。

第82条第1号ア中「1,000円」を「1,200円」に改め、同号イ中「1,200円」を「1,400円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,900円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,000円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「2,800円」に、「3,100円」を「3,700円」に、「5,500円」を「6,600円」に、「7,200円」を「8,600円」に、「3,000円」を「3,600円」に、「4,000円」を「4,800円」に改め、同号イ中「1,600円」を「1,900円」に、「4,700円」を「5,600円」に、「4,000円」を「4,800円」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の上砂川町税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成18年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第13号

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第22、議案第13号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(加賀谷政清) ただいま上程されました議案第13号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、行財政改革の一環としての各種手数料の引き上げと旧ホームヘルプサービス手数料削除等の関係規定を整備するため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めてまいります。本件の条例本文の内容は相当量となっておりますので、読み上げについては省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

それでは、助役。

○助役（貝田喜雄） ご指示によりまして、議案第13号について内容の説明をいたします。

お手元に配付してございます資料ナンバー3をごらんいただきたいと思います。このたびの改正は、1の理由のとおり、第3次行財政改革による各種利用料金の見直しに準じ、住民票の交付手数料や諸証明の交付手数料につきまして平成19年4月から改定することとし、近隣市町と同水準とするものでございます。2の見直しの対象と見直しの件数でございますが、大部分は平成10年4月に改定して以後改定していないものでございまして、全81件の手数料のうち、戸籍手数料や消防法の許認可手数料等のように国、道から基準額が示されているものを除いた27件について見直し対象とし、検討したところでございます。結果といたしまして、16件を今回引き上げるものでございます。引き上げ率の平均は、突出の登録免許税軽減該当家屋証明を除き、42%程度となるものでございます。

裏面の各種手数料改定（案）一覧表をご参照いただきたいと思います。見直しの対象といたしました27件の一覧表でございまして、中ほどの列に上砂川町の欄があり、現行と改定案の金額を記載しておりますが、改定案の横線は改定しないという表示でございます。1番から5番までの住民票関係では、200円を350円とする1番の閲覧手数料以外、200円を300円とするもので、引き上げ率は55%でございます。8番から9番、そして12番の外国人登録関係と印鑑登録証明は、300円を400円とするものでございます。13番の家屋登記の際の登録免許税の軽減に該当する旨の家屋証明は、300円から1,300円と引き上げ率が3倍強と突出するものですが、これにつきましても近隣市町に合わせるものでございます。14番から23番の課税証明書等の諸証明は、300円を400円といたしまして、引き

上げ率については33%になるものでございます。22番目の居住に関する証明は、他市町同様、次の23番のその他諸証明に含めるため、200円が400円となるところでございます。

資料の方にお戻りいただきたいと思います。このたびの条例改正に合わせまして、資料の3番に記載のとおり、の住民基本台帳閲覧の単位を1世帯から1件へ実質人数単位に改めること、二つ目にの主に非居住であったことを証明するための居住に関する証明をその他の証明に包含することの2点については、他市町と同様とするものでございます。は、別表中で引用しております法律名について、法改正により改めるものでございます。のホームヘルプサービス手数料につきましては、介護保険適用外の高齢者や身体障害者のホームヘルプサービスを想定いたしまして、介護保険制度発足後も暫定的に存続させていたものでございますが、終了させるものでございます。

以上が内容の説明でございますが、議長のお取り計らいによりまして、条例本文の読み上げにつきましては省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第14号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第23、議案第14号 空知中部広域連合規約の一部を改正する規約について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第14号 空知中部広域連合規約の一部を改正する規約について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、空知中部広域連合規約の一部を次のとおり改正する。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部

を改正する法律の施行等に伴い、規約の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） ご指示によりまして、議案第14号につきまして内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法の一部を改正する法律の平成19年4月1日施行に伴いまして、空知中部広域連合の関連規定につきまして規約変更を行うため、広域連合構成市町の議会議決を求めるものでございます。

各一部事務組合の規約改正につきましては、各組合においての北海道への規約変更手続、各組合議会のスケジュールの都合上、昨年12月の定例議会におきまして議決をいただいたところでございますが、広域連合の規約につきましては道への規約変更手続後の連合議会での議決が必要ないとされておりますことから、3月、本議会での議決をお願いするものでございます。

今回の地方自治法の一部改正の内容につきましては、先ほど議案第5号及び第6号にて説明をさせていただきました町の関係条例について、助役を副町長に変更する等の改正議案を提出したところでございますが、空知中部広域連合におきましては現規約で連合長、副連合長、助役の規定を設けておりますが、現在助役が空席であることから廃止をすることとし、かわりまして現在連合長が行っております会計事務を行う会計管理者を置くこととする改正でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。空知中部広域連合規約の一部を改正する規約。

空知中部広域連合規約(平成10年規約第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「助役」を「会計管理者1人」に改

め、同条に次の1項を加える。

2 副広域連合長は、広域連合長を補佐し、広域連合長に事故があるとき、又は広域連合長が欠けたときは、その職務を代理する。

第12条第4項を次のように改める。

4 会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから広域連合長が命ずる。

第13条中「、副広域連合長及び助役」を「及び副広域連合長」に改め、「及び助役」を削る。

第14条中「吏員その他の」を削る。

附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後1時00分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 議案第15号

○議長（貝沼宏幸） 日程第24、議案第15号平成18年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第15号平成18年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)について、提案理由を申し上げますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

予算書本文をご参照願いたいと思います。平成18年度上砂川町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16億9,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億59万円とす

る。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役(貝田喜雄) それでは、ご指示によりまして、議案第15号について内容の説明をいたします。

2ページをごらんください。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税503万8,000円の減額で、1億6,494万3,000円となります。

1項町民税147万1,000円の減額で、6,647万円となります。

2項固定資産税240万9,000円の減額で、6,306万3,000円となります。

4項町たばこ税70万円の減額で、2,512万7,000円となります。

5項鉱産税21万6,000円の減額で、69万9,000円となります。

6項入湯税24万2,000円の減額で、510万8,000円となります。

8款地方特例交付金115万5,000円の減額で、284万5,000円となります。

1項地方特例交付金、同額でございます。

9款地方交付税5,030万8,000円の追加で、15億7,030万8,000円となります。

1項地方交付税、同額です。

10款交通安全対策特別交付金74万8,00

0円の減額で、25万2,000円となります。

1項交通安全対策特別交付金、同額でございます。

11款分担金及負担金19万8,000円の追加で、1,197万9,000円となります。

1項負担金、同額です。

12款使用料及手数料1,274万円の減額で、2億2,775万6000円となります。

1項使用料649万5,000円の減額で、1億9,409万9,000円となります。

3項証紙収入624万5,000円の減額で、2,995万2,000円となります。

13款国庫支出金408万3,000円の減額で、7,505万円となります。

1項国庫負担金376万6,000円の減額で、5,988万2,000円となります。

2項国庫補助金31万7,000円の減額で、1,291万1,000円となります。

14款道支出金434万9,000円の減額で、8,219万6,000円となります。

1項道負担金149万4,000円の減額で、6,345万6,000円となります。

2項道補助金280万円の減額で、1,454万円となります。

3項道委託金5万5,000円の減額で、420万円となります。

15款財産収入15億2,255万8,000円の追加で、15億4,497万9,000円となります。

1項財産運用収入46万7,000円の減額で、2,192万3,000円となります。

2項財産売払収入15億2,302万5,000円の追加で、15億2,305万6,000円となります。

16款寄附金300万円の追加で、300万1,000円となります。

1項寄附金、同額です。

17款繰入金3,317万6,000円の追加

で、4億7,317万6,000円となります。

1項基金繰入金3,000万円の追加で、4億7,000万円となります。

2項特別会計繰入金317万6,000円の追加で、317万6,000円となります。

18款諸収入2億5,207万7,000円の減額で、14億1,200万9,000円となります。

2項町預金利子10万円の減額でございます。

3項貸付金元利収入280万円の減額で、2,035万8,000円となります。

4項雑入2億4,917万7,000円の減額で、13億9,164万円となります。

19款町債3億5,880万円の追加で、4億8,780万円となります。

1項町債、同額です。

20款繰越金815万円の追加で、3,789万6,000円となります。

1項繰越金、同額です。

歳入合計が16億9,600万円の追加で、62億59万円でございます。

2、歳出、1款議会費27万7,000円の減額で、4,005万円となります。

1項議会費、同額でございます。

2款総務費1億6,469万6,000円の減額で、2億592万5,000円となります。

1項総務管理費1億6,466万9,000円の減額で、1億9,691万5,000円となります。

5項統計調査費5万6,000円の減額で、28万3,000円となります。

6項監査委員費2万9,000円の追加で、136万6,000円となります。

3款民生費2,277万5,000円の減額で、6億262万9,000円となります。

1項社会福祉費2,109万3,000円の減額で、5億6,341万2,000円となります。

2項児童福祉費168万2,000円の減額で、3,864万6,000円となります。

4款衛生費641万6,000円の追加で、2

億1,055万4,000円となります。

1項保健衛生費769万1,000円の追加で、9,202万7,000円となります。

2項清掃費127万5,000円の減額で、1億1,852万7,000円となります。

7款商工費15億5,188万円の追加で、16億2,450万2,000円となります。

1項商工費、同額です。

8款土木費930万2,000円の追加で、2億6,460万9,000円となります。

1項土木管理費930万2,000円の追加で、1億4,537万円となります。

9款消防費7万9,000円の減額で、1億3,238万5,000円となります。

1項消防費、同額です。

10款教育費81万6,000円の減額で、8,193万6,000円となります。

1項教育総務費12万4,000円の減額で、582万1,000円となります。

3項中学校費48万4,000円の減額で、3,317万7,000円となります。

4項社会教育費20万8,000円の減額で、727万1,000円となります。

12款公債費3億1,704万5,000円の追加で、26億680万9,000円となります。

1項公債費、同額です。

歳出合計が16億9,600万円の追加で62億59万円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。臨時財政対策、1億1,780万円、1億1,560万円。

次に、事項別明細書、12ページの歳出でございます。このたびの補正につきましては、いずれも3月補正ということで精査となるものでございますので、追加補正となるものを中心に減額の大きいもののみ説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

3、歳出、議会費、議会費、1目議会費27万



7,000円の減額で、4,005万円となります。1節の報酬12万円の追加は、議会構成がえによる経費を見込み、計上したものでございます。

総務費、総務管理費、1目一般管理費5,025万5,000円の追加で、9,385万1,000円となります。13節委託料につきましては、温泉施設等を振興公社へ売却するための不動産鑑定委託料でございます。次の25節積立金は、減債基金5,000万円の積み立てが主なものでございまして、温泉施設の売却に伴う平成19年度への繰上償還の財源とするべき積み立てでございます。

2目文書広報費200万円の追加で、839万8,000円となります。

4目会計管理費25万円の減額で、132万9,000円となります。

5目財産管理費50万円の追加で、5,617万4,000円となります。需用費の庁舎修繕でございますが、平成19年4月実施予定の夜間警備機器導入に伴う修繕料の計上でございます。

9目諸費30万円の追加で、421万7,000円となります。3月末退職予定の嘱託員1名分の退職功労金でございます。

10目町民センター管理費25万5,000円の減額で、1,598万2,000円となります。

11目地域振興費2億1,721万9,000円の減額で、692万1,000円となります。負担金でございます。空知産炭地域総合発展機構負担金につきましては、昨年12月におきまして一括返済されておりますので、当初計上の2億1,921万9,900円について減額するものでございます。中央バス路線維持助成金につきましては、例年どおりの助成措置でございます。

総務費、統計調査費、1目諸統計調査費5万6,000円の減額で、28万3,000円となります。

総務費、監査委員費、1目監査委員費2万9,000円の追加で、136万6,000円となり

ます。報酬の追加につきましては、構成がえによる経費を見込み、計上するものでございます。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費860万6,000円の減額で、2億1,412万4,000円となります。19節でございます。159万追加、地域生活支援事業等々の精査、追加でございます。20節の扶助費につきましても、身体障害者補装具給付事業等々の精査でございます。

2目へまいります。老人福祉費663万1,000円の減額で、7,988万8,000円となります。すべて精査でございますが、19節の負担金補助及交付金624万7,000円の減額が主なものでございます。老人保健の広域連合負担金で、医療費減による返還が生じて減額となったものでございます。

4目でございます。特別養護老人ホーム費149万5,000円の減額で、1億3,414万2,000円となります。需用費の賄い材料費等、単価見直しによる精査でございます。なお、18節の備品購入費につきましては、エアマット2台更新のための予算措置でございます。

6目デイサービスセンター費57万円の追加で、2,106万1,000円となります。精査でございます。

7目介護保険費284万5,000円の減額で、7,994万9,000円となります。

8目地域包括支援センター費208万6,000円の減額で、2,312万8,000円となります。

民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費20万円の減額で、2,606万5,000円となります。

2目の保育所費148万2,000円の減額で、1,258万1,000円となります。園児数減少等による精査でございます。

衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費691万3,000円の追加で、6,978万8,000

0円となります。各特別会計への繰出金でございます。

2目予防費58万円の減額で、1,110万6,000円となります。

3目の環境衛生費135万8,000円の追加で、1,113万3,000円となります。需用費の修繕料で下鶉共同浴場の燃料管等の修繕計上でございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費84万7,000円の減額で、7,673万6,000円となります。ごみ処分量減による精査です。

3目し尿処理費42万8,000円の減額で、4,156万3,000円となります。し尿、汚水処理量の減少等々に伴います精査でございます。

商工費、商工費、1目商工振興費292万円の減額で、3,651万6,000円となります。新規事業が生じなかったということから、貸付金の中小企業融資原資預託金280万円の減額が主なものでございます。

2目の企業開発費11億3,980万円の追加で、11億5,013万3,000円となります。誘致企業補助金につきまして精査をいたしますとともに、振興公社がパンケの湯等町有財産を購入し、健康づくりプロジェクトを進めることから、空知総合発展基金の取り崩し金を原資として11億4,000万円について振興公社へ助成するものでございます。

3目へまいります。観光費4億1,500万円の追加で、4億3,785万3,000円となります。24節の投資及出資金でございますが、3億8,000万、振興公社への増資分でございます。このたびの措置によりまして、公社の資本金は4億6,495万円となるものでございます。28節の繰出金につきましては、町有財産売り払いにかかります振興公社負担の公租公課について本会計を通して助成するものでございます。

土木費、土木管理費、1目土木総務費930万2,000円の追加で、1億4,537万円となり

ます。各特別会計への繰出金です。

消防費、消防費、2目非常備費30万9,000円の減額で、796万5,000円となります。

3目消防施設費23万円の追加で、115万7,000円となります。庁舎ボイラーの修繕料の追加でございます。

教育費、教育総務費、2目事務局費12万4,000円の減額で、414万9,000円となります。

教育費、中学校費、1目学校管理費23万4,000円の減額で、2,423万7,000円となります。

2目教育振興費25万円の減額で、894万円となります。

教育費、社会教育費、2目公民館費20万8,000円の減額で、326万8,000円となります。

公債費、公債費、1目元金2億8,812万円の追加で、24億6,993万8,000円となります。パンケの湯等町有財産の公社への売り払いに伴う財務局への長期繰上償還金の追加でございます。

2目利子2,892万5,000円の追加で、1億3,669万3,000円となります。これにつきまして、発展基金の一括返済により長期債の償還利子1,692万5,000円を追加いたしますとともに、繰上償還に伴う補償金700万円等を追加するものでございます。

次に、7ページ、歳入でございます。2、歳入、町税、町民税、1目個人161万3,000円の追加で、5,541万8,000円となります。所得割の追加です。

2目法人308万4,000円の減額で、1,105万2,000円となります。精査でございます。

町税、固定資産税、1目固定資産税236万円の減額で、6,217万7,000円となります。

2目国有資産等所在市町村交付金及納付金4万

9,000円の減額で、88万6,000円となります。

町税、町たばこ税、1目町たばこ税70万円の減額で、2,512万7,000円となります。

町税、鉱産税、1目鉱産税21万6,000円の減額で、69万9,000円となります。

町税、入湯税、1目入湯税24万2,000円の減額で、510万8,000円となります。

地方特例交付金、地方特例交付金、1目地方特例交付金115万5,000円の減額で、284万5,000円となります。

地方交付税でございます。地方交付税、1目地方交付税5,030万8,000円の追加で、15億7,030万8,000円となります。普通交付税につきまして、交付決定額の差額で8,530万8,000円を追加いたしまして、特別交付税で当初より20%減の3,500万円を減額するものでございます。

交通安全対策特別交付金、交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金74万8,000円の減額で、25万2,000円となります。

分担金及負担金、負担金、1目民生費負担金19万8,000円の追加で、1,197万9,000円となります。

使用料及手数料、使用料、4目土木使用料618万4,000円の減額で、1億9,092万円となります。公営住宅等空戸発生による精査でございます。

5目教育使用料31万1,000円の減額で、159万9,000円となります。

使用料及手数料、証紙収入、1目証紙収入624万5,000円の減額で、2,995万2,000円となります。し尿、ごみともに、処理量減の精査です。

国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金376万6,000円の減額で、5,923万8,000円となります。1節の社会福祉費負担金で、障害者自立支援費等の対象者の異動により精査を

するものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目民生費補助金31万7,000円の減額で、725万9,000円となります。

道支出金へまいります。道負担金、1目民生費負担金149万4,000円の減額で、6,267万6,000円となります。精査でございます。

道支出金、道補助金、2目民生費補助金280万の減額で、1,437万2,000円となります。精査でございます。

道支出金、道委託金、1目総務費委託金5万5,000円の減額で、416万3,000円となります。

財産収入でございます。財産運用収入、1目財産貸付収入56万4,000円の減額で、2,182万4,000円となります。

2目利子及配当金9万7,000円の追加で、9万8,000円となります。

財産収入、財産売払収入、2目不動産売払収入15億2,302万5,000円の追加で、15億2,302万6,000円となります。1節土地売払収入1億4,902万5,000円の追加につきましては、町有地売り払い、個人向け住宅用地4件分で302万5,000円を追加いたしまして、町有地施設等、振興公社への売り払いといたしまして14億6,000万円を振興公社へ売却するものでございます。2節の建物売払収入につきましては13億7,400万円でございますが、土地売り払い同様、パンケの湯とスキー場ロッジ等を振興公社へ売却するものでございます。

寄附金でございます。寄附金、1目一般寄附金300万円の追加で、300万1,000円となります。10件の寄附金についての計上でございます。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金3,000万円の追加で、4億7,000万円となります。財政調整基金繰入金につきまして、発展基金の一括返済財源として自助努力分3億円の捻出に当た

っての最終事務処理でございます。これにより、財政調整基金はすべて支消となるものでございます。

繰入金、特別会計繰入金、1目特別会計繰入金317万6,000円の追加でございます。老人保健施設特別会計より、歳入超過分について繰り入れするものでございます。

諸収入、町預金利子、1目町預金利子10万円の減額でございます。

諸収入、貸付金元利収入、1目中小企業融資資金貸付金収入280万円の減額で、1,370万円となります。歳出と連動する精査でございます。

諸収入、雑入、5目雑入2億4,917万7,000円の減額で、13億9,163万6,000円となります。介護サービス収入等々につきまして精査をいたしますとともに、空知中部広域連合老人保健負担金前年度精算金で900万3,000円の精算還付を受けるものでございます。空知産炭地域総合発展基金助成金11億4,000万円の追加は、歳出でも説明いたしましたが、パンケの湯等の施設売却15億2,000万円に対する4分の3の基金取り崩しによる助成金でございます。空知産炭地域総合発展基金運用収入につきましては、当初計上してございました2億5,000万円について減額をするものでございます。歳入不足補てん収入11億4,400万円の減額につきましては、昨年11月の臨時議会で一括返済に当たり財源措置をしたものでございますが、基金取り崩し確定により、全額減額するものでございます。空知産炭地域振興事業助成金、これにつきましても基金取り崩しということで270万円を減額するものでございます。

町債、町債、1目総務債220万円の減額で、1億1,690万円となります。臨時財政対策債の精査でございます。

3目商工債3億6,100万円の追加で、3億6,100万円となります。振興公社への3億8,000万の出資に当たりまして、道の振興基金を

充当するというので計上したものでございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金815万円の追加で、3,789万6,000円となります。このたびの追加により、全額計上となるものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第16号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第25、議案第16号 平成18年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第16号 平成18年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書本文をご参照ください。平成18年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ672万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,087万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終

わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、議案第16号につきまして内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税1,414万8,000円の減額で、1億6,926万6,000円となります。

1項国民健康保険税、同額です。

3款繰入金62万6,000円の減額で、5,009万5,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額でございます。

4款諸収入2,150万1,000円の追加で、2,150万6,000円となります。

2項雑入、2,150万1,000円の追加で、2,150万4,000円となります。

歳入合計が672万7,000円の追加で、2億4,087万9,000円となります。

2、歳出、1款総務費672万7,000円の追加で、2億4,072万4,000円となります。

1項総務管理費672万7,000円の追加で、2億4,002万7,000円となります。

歳出合計が672万7,000円の追加で、2億4,087万9,000円となります。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1目一般管理費672万7,000円の追加で、2億4,002万7,000円となります。19節の負担金補助及交付金4,327万3,000円の減額は、空知中部広域連合分賦金の減額でございまして、医療費の減少に伴うものでございます。積立金5,000万円の追加は、分賦金の減額ほか、歳入を受ける連合からの前年度精算還付金が生じたため、基金へ積み立てるものでございます。

4ページ、歳入でございます。2、歳入、国民健康保険税、国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税905万3,000円の減額で、1億1,688万円となります。1節医療給付費

分現年課税分、対象世帯、人員と所得の減によるものでございます。3節の医療給付費分滞納繰越分につきましては、232万円の追加となりますが、収納対策強化によるものでございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税509万5,000円の減額で、5,238万6,000円となります。それぞれ課税対象者の所得の減によるものでございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金62万6,000円の減額で、5,009万5,000円となります。

諸収入、雑入、3目雑入2,150万1,000円の追加で、2,150万2,000円となります。空知中部広域連合の前年度精算還付分でございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第17号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第26、議案第17号 平成18年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第17号 平成18年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書本文をご参照ください。平成18年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条 歳入予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役から説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） ご指示によりまして、議案第17号について内容の説明をいたします。

2ページをごらんください。このたびの補正は、歳入予算の組み替えとなるものでございます。

第1表、歳入予算補正。1、歳入、1款財産収入1,490万5,000円の減額でございます。

1項財産売払収入、同額でございます。

2款繰入金1,490万5,000円の追加で、2,528万1,000円となります。

1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計は、2,528万1,000円となります。

事項別明細書、3ページでございます。2、歳入、財産収入、財産売払収入、1目宅地売払収入1,490万5,000円の減額でございます。当初予算におきまして10区画分を計上してございましたが、未売却ということで1,490万5,000円全額減額するものでございます。

繰入金、他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,490万5,000円の追加で、2,528万1,000円となります。宅地売払収入の減にかえまして、一般会計繰入金により収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第18号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第27、議案第18号 平成18年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第18号 平成18年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします

予算書本文をご参照ください。平成18年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億988万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、議案第18号につきまして内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款医療収入1,050万円の減額で、7,250万1,000円となります。

1項診療収入、同額でございます。

4款繰入金350万円の追加で、1,230万円となります。

1項一般会計繰入金、同額でございます。

歳入合計が700万円の減額で、1億988万9,000円となります。

2、歳出、2款医業費700万円の減額で、4,612万円となります。

1項医業費、同額でございます。

歳出合計が700万円の減額で、1億988万9,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、医業費、医業費、1目医業費700万円の減額で、4,612万円となります。薬品費と検査業務委託の精査でございます。

歳入であります。2、歳入、医療収入、診療収入、1目患者負担収入567万円の減額で、1,059万9,000円となります。当初1日当たり患者数45.4人を見込み、計上いたしましたが、40.9人となったということでの減額でございます。

2目保険者負担収入483万円の減額で、6,190万2,000円となります。患者数減による精査でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金350万円の追加で、1,230万円となります。一般会計繰入金を充当し、収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第19号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第28、議案第19号 平成18年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第19号 平成18年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について、提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

予算書本文をご参照ください。平成18年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,641万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） ご指示によりまして、議案第19号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款施設サービス収入369万7,000円の追加で、1億5,489万4,000円となります。

1項介護給付費収入357万円の追加で、1億4,070万9,000円となります。

2項自己負担金収入12万7,000円の追加で、1,418万5,000円となります。

2款利用料342万6,000円の減額で、2,016万2,000円となります。

1項利用料、同額でございます。

4款繰越金83万1,000円の追加で、121万4,000円となります。

1項繰越金、同額でございます。

歳入合計が110万2,000円の追加で、1億7,641万円となります。

2、歳出、1款の老人保健施設費110万2,000円の追加で、1億5,181万3,000円となります。

1項総務費、同額でございます。

歳出合計が110万2,000円の追加で、1億7,641万円となります。

事項別明細書、5ページでございます。3、歳出、老人保健施設費、総務費、1目一般管理費110万2,000円の追加で、1億5,181万3,000円となります。賃金から使用料及賃借料まで、それぞれ精査でございますが、11節需用費の賄い材料費127万2,000円の減額は、食材単価見直し等による減額でございます。

4ページの歳入でございます。2、歳入、施設サービス収入、介護給付費収入、1目施設介護サービス費収入475万円の追加で、1億4,019万円となります。利用者増による追加でございます。

2目居宅介護サービス費収入118万円の減額でございます。精査でございます。

施設サービス収入、自己負担金収入、1目自己負担金収入12万7,000円の追加で、1,418万5,000円となります。精査です。

利用料、利用料、1目利用料342万6,000円の減額で、2,016万2,000円となります。日用品費等の一部見直し等により精査でございます。

繰越金、繰越金、1目繰越金83万1,000円の追加で、121万4,000円となります。このたびの措置によりまして、繰越金全額計上となるものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第20号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第29、議案第20号 平成18年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第20号 平成18年度上砂川町下水道事業

特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

予算書本文をご参照ください。平成18年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ340万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,578万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） ご指示によりまして、議案第20号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。歳入、1款分担金及負担金186万9,000円の追加で、879万9,000円となります。

1項受益者分担金、同額です。

2款使用料及手数料62万円の減額で、2,269万9,000円となります。

1項使用料、同額です。

4款繰入金560万3,000円の減額で、1億2,003万3,000円となります。

1項他会計繰入金、同額でございます。

5款諸収入65万4,000円の追加で、65



万6,000円となります。

2項雑入65万4,000円の追加で、65万5,000円となります。

6款町債30万円の追加で、6,860万円となります。

1項町債、同額でございます。

歳入合計が340万円の減額で、2億8,578万7,000円となります。

歳出です。1款下水道費323万4,000円の減額で、1億6,995万7,000円となります。

1項下水道整備費256万9,000円の減額で、1億6,544万2,000円となります。

2項下水道維持費66万5,000円の減額で、451万5,000円となります。

2款公債費16万6,000円の減額で、1億1,573万円となります。

1項公債費、同額でございます。

歳出合計が340万円の減額で、2億8,578万7,000円となります。

第2表、地方債の補正。1、変更、起債の目的、補正前限度額、補正後限度額。流域下水道事業、330万円、360万円。

事項別明細書、5ページ、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費84万6,000円の減額で、790万3,000円となります。精査でございます。

2目下水道建設費172万3,000円の減額で、1億5,753万9,000円となります。石狩川流域下水道建設負担金等の精査でございます。

下水道費、下水道維持費、1目維持管理費66万5,000円の減額で、451万5,000円となります。執行残の整理でございます。

公債費、公債費、2目利子16万6,000円の減額で、2,584万6,000円となります。長期債償還利子精査でございます。

4ページの歳入でございます。2、歳入、分担

金及負担金、受益者分担金、1目受益者分担金186万9,000円の追加で、879万9,000円となります。受益者分担金一括納入等による増でございます。

使用料及手数料、使用料、1目下水道使用料62万円の減額で、2,269万9,000円となります。精査でございます。

繰入金、他会計繰入金、1目他会計繰入金560万3,000円の減額で、1億2,003万3,000円となります。歳出の減額と受益者分担金との調整によりまして、一般会計繰入金を減額するものでございます。

諸収入、雑入、1目雑入65万4,000円の追加で、65万5,000円となります。下水道組合からの精査の還付金の追加でございます。

町債、町債、1目下水道事業債30万円の追加で、6,860万円となります。流域下水道起債対象額の増によるものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第21号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第30、議案第21号 平成18年度上砂川町保養施設事業特別会計補正予算(第2号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第21号 平成18年度上砂川町保養施設事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

予算書本文をご参照ください。平成18年度上砂川町保養施設事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,890万7,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,012万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、ご指示によりまして、議案第21号について内容の説明をいたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款使用料及手数料609万3,000円の減額で、6,076万6,000円となります。

1項使用料、同額でございます。

2款繰入金3,500万円の追加で、5,237万1,000円となります。

1項他会計繰入金、同額でございます。

歳入合計が2,890万7,000円の追加で、1億2,012万5,000円となります。

2、歳出、1款保養施設費2,890万7,000円の追加で、1億2,002万5,000円となります。

1項保養施設費、同額でございます。

歳出合計が2,890万7,000円の追加で、1億2,012万5,000円となります。

事項別明細書、4ページの歳出でございます。

3、歳出、保養施設費、保養施設費、1目保養施設事業費2,890万7,000円の追加で、1億2,002万5,000円となります。11節の需用費500万円の追加は、ボイラー関連ポンプと共同福祉施設等の各所修繕料の追加でござい

ます。13節の委託料800万円につきましては、4月から公社がパンケの湯等を経営するに当たりまして、浴場等々大規模な修繕も発生するというようなことございまして、本会計を通しましてこれらについて業務を委託するという事で800万円を追加するものでございます。19節の負担金補助及交付金につきましては、町有財産売り払いに伴い、公社にて不動産取得税の公租公課等のほか、各種免許の更新等々の手数料が生じることから、これらについて助成するという事で1,602万1,000円を追加するものでございます。

歳入でございます。2、歳入、使用料及手数料、使用料、1目保養施設使用料609万3,000円の減額で、6,076万6,000円となります。宿泊人員の落ち込みによりまして、宿泊料で428万6,000円を減額するほか、日帰り入館等につきましても回数券利用への転嫁等について精査するものでございます。

繰入金、他会計繰入金、1目他会計繰入金3,500万円の追加で、5,237万1,000円となります。歳出での公社助成金のほか、減収補てんも含めまして一般会計繰入金によって収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第22号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第31、議案第22号 平成18年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） ただいま上程されました議案第22号 平成18年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

予算書本文に入ります。

(総則)

第1条 平成18年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成18年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業収益、1億8,945万1,000円、82万2,000円の減額、1億8,862万9,000円。

第1項営業収益、1億4,197万6,000円、425万1,000円の減額、1億3,772万5,000円。

第2項営業外収益、4,747万5,000円、342万9,000円の追加、5,090万4,000円。

(支出)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款水道事業費用、1億8,945万1,000円、193万2,000円の減額、1億8,751万9,000円。

第2項営業外費用、6,679万5,000円、193万2,000円の減額、6,486万3,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款資本的収入、2,741万2,000円、74万3,000円の減額、2,666万9,000円。

第2項企業債、1,620万円、50万円の減額、1,570万円。

第3項他会計補助金、61万円、1万6,000円の減額、59万4,000円。

第4項国庫補助金、724万4,000円、2万7,000円の減額、701万7,000円。

次のページです。

(支出)

科目、既決予定額、補正予定額、計。第1款資本的支出、9,230万8,000円、74万3,000円の減額、9,156万5,000円。

第2項建設改良費、2,405万4,000円、74万3,000円の減額、2,331万1,000円。

(他会計からの補助金)

第4条 予算第7条で定めた企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「4,586万8,000円」を「4,929万7,000円」に改め、建設改良のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「61万円」を「59万4,000円」に改める。

(企業債)

第5条 平成18年度上砂川町水道事業会計予算補正予算(第2号)第5条で定めた、企業債の限度額「1,620万円」を「1,570万円」に改める。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役(貝田喜雄) ご指示によりまして、議案第22号について内容の説明をいたします。

3ページでございます。平成18年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益82万2,000円の減額で、1億8,862万9,000円となります。

1 項営業収益 4 2 5 万 1 , 0 0 0 円の減額で、  
1 億 3 , 7 7 2 万 5 , 0 0 0 円となります。

1 目給水収益 4 2 5 万 1 , 0 0 0 円の減額で、  
1 億 3 , 7 5 8 万 3 , 0 0 0 円となります。

2 項営業外収益 3 4 2 万 9 , 0 0 0 円の追加で、  
5 , 0 9 0 万 4 , 0 0 0 円となります。

2 目繰入金 3 4 2 万 9 , 0 0 0 円の追加で、 4 ,  
9 2 9 万 7 , 0 0 0 円となります。

収益的支出、 1 款水道事業費用 1 9 3 万 2 , 0  
0 0 円の減額で、 1 億 8 , 7 5 1 万 9 , 0 0 0 円と  
なります。

2 項営業外費用 1 9 3 万 2 , 0 0 0 円の減額で、  
6 , 4 8 6 万 3 , 0 0 0 円となります。

1 目支払利息及び企業債取扱費 2 1 万円の減額  
で、 5 , 9 4 6 万 8 , 0 0 0 円となります。

2 目雑支出 5 2 万 2 , 0 0 0 円の減額で、 1 0  
9 万 5 , 0 0 0 円となります。

3 目消費税及び地方消費税 1 2 0 万円の減額  
で、 4 3 0 万円となります。

資本的収入及び支出。資本的収入、 1 款資本的  
収入 7 4 万 3 , 0 0 0 円の減額で、 2 , 6 6 6 万 9 ,  
0 0 0 円となります。

2 項企業債 5 0 万円の減額で、 1 , 5 7 0 万円  
となります。

1 目企業債、同額でございます。

3 項他会計補助金 1 万 6 , 0 0 0 円の減額で、  
5 9 万 4 , 0 0 0 円となります。

1 目他会計補助金、同額です。

4 項国庫補助金 2 2 万 7 , 0 0 0 円の減額で、  
7 0 1 万 7 , 0 0 0 円となります。

1 目国庫補助金、同額であります。

資本的支出、 1 款資本的支出 7 4 万 3 , 0 0 0  
円の減額で、 9 , 1 5 6 万 5 , 0 0 0 円となります。

2 項建設改良費 7 4 万 3 , 0 0 0 円の減額で、  
2 , 3 3 1 万 1 , 0 0 0 円となります。

1 目簡易水道等施設整備事業費、同額ござい  
ます。

事項別明細書、 5 ページの収益的支出でありま

す。収益的支出、水道事業費用、営業外費用、 1  
目支払利息及び企業債取扱費 2 1 万円の減額で、  
5 , 9 4 6 万 8 , 0 0 0 円となります。精査ござい  
ます。

2 目雑支出 5 2 万 2 , 0 0 0 円の減額で、 1 0  
9 万 5 , 0 0 0 円となります。 5 2 万 2 , 0 0 0 円  
の減額でございますが、料金不納欠損金として当  
初 4 9 件分を計上してございましたが、収納対策  
強化により 8 件分を減額するものでございます。

3 目消費税及び地方消費税 1 2 0 万円の減額  
で、 4 3 0 万円となります。精査でございます。

5 ページへお戻りください。収益的収入ござい  
ます。収益的収入、水道事業収益、営業収益、  
1 目給水収益 4 2 5 万 1 , 0 0 0 円の減額で、 1  
億 3 , 7 5 8 万 3 , 0 0 0 円となります。家事用等  
の使用量減少による精査でございます。

水道事業収益、営業外収益、 2 目繰入金 3 4 2  
万 9 , 0 0 0 円の追加で、 4 , 9 2 9 万 7 , 0 0 0  
円となります。給水収益の減に対しまして、一般  
会計繰入金にて収支の均衡を図るものでございま  
す。

7 ページの資本的支出でございます。資本的支  
出、資本的支出、建設改良費、 1 目簡易水道等施  
設整備事業費 7 4 万 3 , 0 0 0 円の減額で、 2 , 3  
3 1 万 1 , 0 0 0 円となります。鶉地区の相生橋  
の水管橋の橋梁添架工事の執行残整理ございま  
す。

6 ページの資本的収入でございます。資本的収  
入、企業債、 1 目企業債 5 0 万円の減額で、 1 ,  
5 7 0 万円となります。支出連動の精査ござい  
ます。

資本的収入、他会計補助金、 1 目他会計補助金  
1 万 6 , 0 0 0 円の減額で、 5 9 万 4 , 0 0 0 円と  
なります。精査でございます。

資本的収入、国庫補助金、 1 目国庫補助金 2 2  
万 7 , 0 0 0 円の減額で、 7 0 1 万 7 , 0 0 0 円と  
なります。精査でございます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時05分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 町政執行方針

○議長（貝沼宏幸） 日程第32、町政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 平成19年度の町政執行方針を申し上げます。お手元の資料を読み上げまして、説明にかえさせていただきたいと思っております。

町議会議員並びに町民の皆さん

平成19年上砂川町議会第1回定例会の開会に当たり、平成19年度の町政執行について、私の所信と施策の大綱を申し述べ、皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年4月に町政の重責を担わせていただき、はや1年を迎えようとしています。この一年を顧みますと、昨年3月に吉田前町長が病氣治療のため辞任され、4月の町長選挙におきまして、町民各位、各層、各団体の皆さん方の温かいご支援によりまして町長に就任し、その後6月に旧産炭地である夕張市が財政再建団体への申請を機に、産炭地域総合発展基金の問題が大きくマスコミに取り上げられ、以来連日のように新聞で報道され、町民の皆さんには大変ご心配をおかけいたしました。

この解決に当たり旧産炭地5市1町が連携をして、国や道などに対する要望行動などに奔走した一年であり、また、10月に越前議員、12月には吉田前町長がご逝去するなど私にとってまさに激動の一年でありました。

政府は、昨年戦後最長の「いざなぎ景気」を超えたと発表いたしましたが、現在景気の年平均経

済成長率は2.4%しかなく、いざなぎ景気の5分の1程度にとどまり、好景気という実感がなく、さらに構造改革によって進んだ所得格差や都市と地方の地域間格差がさらに拡大をいたしております。

本町にとっての最重要課題は財政再建問題であり、財政再建問題につきましては、町民の皆様のご理解とご協力をいただき平成13年度から行財政改革に取り組み、現在平成20年度までの第3次行財政改革を進めておりますが、産炭地域総合発展基金の問題で道から財政健全化計画の策定を求められたことにより第3次行財政改革を見直しする財政健全化計画を策定したところであります。

発展基金の問題につきましては、本町を含めた旧産炭地5市1町の炭鉱閉山後の産炭地域振興対策として国や道、民間そして5市1町も出資してつくられた基金で、本町においても10年返済で借入れをして地域振興のために有効に活用してきたところでありますが、これが知事の許可を得ない不適切な長期借入れと指摘され、国から一括返済などによる早期是正を強く求められたところであります。

本町の長期借入金につきましては、14億4,000万円で人件費削減などの自助努力によって3億円は確保いたしましたが、なお不足する11億4,000万円について町の指定金融機関から一時借入れをすることで11月の臨時議会で返済財源の予算議決をいただき、12月に振興センターに一括返済をしたところであります。

しかし、一時借入金の返済財源につきましては、旧基金を取り崩ししなければ一括返済できないことから、道と5市1町で国に対し旧基金の取り崩しについて要望したところ、昨年9月に旧基金の取り崩しが認められました。

旧基金の取り崩しに当たっては、町有施設である温泉施設並びに周辺施設を振興公社に売却して、振興公社がこれらの施設を活用し「健康の里

づくり」推進プロジェクトを展開して地域の活性化を図る事業計画で旧基金の取り崩しを要望し、最終的に知事の承認が得られ、旧基金の取り崩し事業として認められました。これにより財政再建団体への転落は回避することができました。

しかし、厳しい財政状況に変わりはなく、今後も財政の立て直しを図るため、道から求められた財政健全化計画につきましては、平成18年度から22年度までの5年間の計画期間となっており、市町村合併も視野に入れ現行法令期間であります平成21年度において単年度収支の均衡を図り、平成22年度までに累積赤字の解消を図る計画となっております。

内容につきましては、現在進めている第3次行財政改革の見直しを含め、道の指導のもとに策定したもので、職員数や人件費の削減を中心に、住民に係る制度施策の一部見直しや建設事業にあっては、事業効果を考慮した事業選択を行うなど必要最小限とした持続可能な財政運営の確保を基本姿勢といたしております。

具体的内容につきましては、後述の行財政の中でご説明いたします。

私は、町議会や町民の皆さんの意見を拝聴し、町民の幸せと将来を考え、住みなれた上砂川町で安心して暮らせる地域を目指して全力を傾注してまいり所存であります。

本年度においても、大変厳しい財政運営を強いられることとなりますが、行財政改革を進め、限られた財源を有効に活用しながら、費用対効果を考え、住民生活に大きく影響する事項や高齢者などの生活弱者に配慮し、限られた財源の中でみずからの創意工夫のもと、町政運営を推進してまいりたいと考えております。

以下、本年度に予定しております主要事業・施策について申し上げます。

第1にみんなが健康で生き生きと生活するまちづくりについて申し上げます。

初めに住民福祉について申し上げます。

高齢者福祉につきましては、配食・ふれあい電話・除雪サービスなどの生活支援事業は継続して実施してまいります。

母子及び児童福祉につきましては、保育園通園バスは、入園申し込み時の説明などご理解をいただき、第3次行財政改革のとおり本年度から廃止いたしますが、新たに少子化対策として、現在保育園で実施しているゼロ歳児から受け入れる乳児保育のほか、保護者の就労形態の多様化に対応するため、午後6時までの保育時間を午後7時までに延長し、さらに保護者が傷病などにより一時的に保育が必要となる児童を受け入れる一時保育も導入することとし、町民のニーズに対応してまいります。

また、妊婦健康診査についても、昨年度、休止から1回助成に見直し継続しておりますが、少子化対策や母子保健対策が求められていることから、現行の1回を4回に拡大し助成してまいります。

ふれあい号の運行につきましては、第3次行財政改革において本年度から廃止することといたしておりましたが、無料団体の見直しを行い、継続して運行することといたしました。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法が平成18年10月から完全施行され、利用負担上限額の引き下げや報酬単価の日割り化に伴い、市町村負担の増加となりますが、平成19年度及び平成20年度において国の特別対策措置が講じられますので、詳細が示され次第、補正予算で対応してまいります。

なお、障害者デイサービス事業所「エルムの里」につきましては、障害者自立支援法の施行に伴い、現行のデイサービス事業所としての運営は本年3月までとなりますが、事業所との協議により4月からは事業内容の変更はありませんが、名称を地域活動支援センターとして運営してまいります。

住民の健康づくりについて申し上げます。

健康づくりにつきましては、国を挙げての予防

重視の視点を踏まえ、保健・医療・福祉・教育の連携を図り、町民の健康維持・増進のため虐待予防、生活習慣病予防、介護予防など時代のニーズと環境の変化に応じた対応に努めてまいります。

住民の健康づくり活動の体制整備のため、本年度から振興公社が新たに進める温泉施設などを活用した健康の里づくり推進プロジェクトに対し、各種事業を温泉施設で実施するなど、公社と一体となって事業の推進に努めるとともに、各地域で自主的に健康づくりを進めるグループ活動を側面から支援し健康増進を図ってまいります。

65歳以上の高齢者に対しては地域包括支援センターとの連携を強化し、特定高齢者の把握と効率的な事業推進に努めてまいります。

また、「健康日本21」地方計画として平成18年度に策定した第4期保健計画に基づき、関係機関との連携の中でライフサイクルごとの各域ケア体制整備を進めてまいります。

福祉医療センターについて申し上げます。

特別養護老人ホームは、入所者のゆとりある快適な生活環境とサービスの質の向上などを図るとともに、今後も入所者一人一人の生活を尊重し、思いやりある心の介護と生活の質を高めるきめ細かな個別ケアプランを作成して、より快適な施設サービスの推進を図ってまいります。

デイサービスセンターは、利用者本位の視点に立つ介護予防サービス事業の充実と新規利用者の確保に努めるとともに、身障デイサービス事業につきましても、引き続き利用者の拡大を図ってまいります。

地域包括支援センターは、要支援・要介護状態になるおそれのある虚弱高齢者を対象とした特定高齢者対策事業や介護度が低く改善の可能性の高い高齢者を対象とした介護予防サービス事業を推進し、介護予防事業の充実強化を図るとともに、介護サービス計画作成などの居宅介護支援事業や家族介護相談を含めた総合相談業務を推進してまいります。

町立診療所は、地域的な特異性を大切にしながら町民の身近な疾病の治療や予防・健康相談等を行っておりますが、今後も医師の専門性を生かし患者が安心して受診できる地域医療体制を維持してまいります。

老人保健施設は、入所者のニーズに即した施設サービスを提供できるよう、充実した医療ケアや信頼と質の高い介護サービスの提供に努め、今後も入所者の利用促進を図るとともに、通所リハビリテーション事業や介護予防サービス事業の利用促進も図ってまいります。

次に、国民健康保険事業などについて申し上げます。

国民健康保険事業は、空知中部広域連合を保険者として運営しておりますが、医療費の動向等に留意しながら共同運営に対処してまいります。

なお、広域連合への分賦金を主とする本年度の国民健康保険特別会計も、一般会計繰入金ルール分を充当して収支の均衡が図れるよう努めてまいります。

75歳以上の医療においては、国が進める医療制度改革により平成20年4月から現行の老人保健制度は廃止され、新たに後期高齢者医療制度が創設されることになり、北海道を保険者とする北海道後期高齢者広域連合を設置し事務の効率化を図るとされており、事務事業に支障のないよう準備を進めてまいります。

次に、教育の振興について申し上げます。

学校教育においては、今後学校教育法等の改正がなされ、現在、文部科学省が掲げている「ゆとり教育」による学力の低下が問題視されていることによりこの見直しが予想され、義務教育のあり方に变革があると考えられますが、いつの時代でも将来を担う児童生徒の育成に向け、確かな学力をはぐくむとともに、一人一人の児童生徒の発達段階に応じ、豊かな人間性と社会性が両立でき、いじめの未然防止が図られる教育並びに学校づくりを推進してまいります。

また、情報教育のかなめであります小・中学校のコンピューターを、現在の端末メモリー容量を増設し、積極的な活用が図られるよう対応してまいります。

社会教育においては、第4次社会教育中期計画に基づき推進し、生涯学習の観点に立ち、乳幼児教育から高齢者教育まで町民が求める多様な学習要求にこたえつつ、あわせて文化・スポーツ活動の振興を図ってまいります。

このほか、具体的な教育行政の施策につきましては、教育行政執行方針で述べられますので省かせていただきます。

第2にみんなが安全・安心で快適に暮らせる町づくりについて申し上げます。

企業誘致並びに工業の振興について申し上げます。

本町は、企業の立地条件としての地理的環境は必ずしも恵まれているとは言えず、さらに現在の経済情勢の中で誘致を進めるのは極めて厳しい環境にあります。

しかしながら、本町には遊休公共施設や空き工場、工業団地の空き区画があることから、これらの施設などをインターネットを通じて情報発信するとともに、昨年行ったダイレクトメールの追跡調査などを行い、情報の提供と収集に努め、有効な資源として生かしながら企業誘致の推進を図ってまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

本町の商業は、人口の減少や近隣市への大型店の進出による消費購買力の町外流出などにより極めて厳しい状況にあります。

この状況を脱するため、平成14年度に今後の商店街のあり方や消費者ニーズに対応した地域密着型サービスの向上について商業者、商工会議所、消費者及び行政で設立した「明日の商店街を考える研究会」において、昨年10月に各関係機関に「商店街活性化に向けた取り組み」に関する提言がなされましたので、その提言に基づき関係機関

と連携して商店街の活性化を支援、促進してまいります。

次に、観光・イベントについて申し上げます。

上砂川岳温泉パンケの湯は、周辺施設とあわせて振興公社に売却いたしましたので、今後は振興公社が管理運営を行うとともに「健康の里づくりプロジェクト」を展開することになりますが、町としては健康関連事業を温泉施設周辺で行うなどの支援をして、パートナーシップの構築を図り、官民一体となってプロジェクトの推進をしてまいります。

スキー場につきましては、平成18年度から休止いたしました。が、昨年末、スキー場の管理・運営をしたいとの申し入れのあったボランティア団体については、期限の問題で実現できませんでしたが、今後もこの団体や各企業に働きかけ、スキー場の再開について検討してまいります。

イベントにつきましては、町の振興・発展に寄与する全町的なイベントなどに対し、町職員の人的支援や昨年創設した「ふるさと活性化サポート助成事業」などの支援をしてまいります。

また、昨年、産業活性化センター東側に、町民とボランティア団体などの協力を得て、えぞ山桜を25本植栽いたしました。が、今後も補助採択の動向を見て、えぞ山桜などを町民と協働で植栽するなどして、この地域を本町の新たな町民の憩いの場としての利用や新たなイベントの創出につなげていきたいと考えております。

健康の里づくり推進プロジェクトについて申し上げます。

健康の里づくり推進プロジェクトにつきましては、上砂川振興公社が平成18年度に町から購入した温泉、スキー場ロッジ、日本庭園を有効に活用して健康に関する事業を展開し、地域の活性化を図るものであります。

具体的な事業としては、スポーツ・予防の健康として健康相談の実施やトレーニングルームの設置、食の健康として地元山菜を活用したヘルシー



料理の提供や親子クッキング教室、生きがい・交流の健康としてそば打ち体験教室や高齢者寄り合い場所の開設、自然・環境の健康としてはウォーキングコースの設定や体験型の三世代交流塾などの事業を展開するものであります。

事業を展開するに当たっては、パークゴルフ場などの温泉周辺施設の活用や地元企業との連携により住民福祉・サービスの向上と施設利用者の増加により、町民の健康づくりの推進や交流人口の増加に伴い地域経済の活性化にも寄与するものと考えます。

町といたしましても、このプロジェクトを推進するに当たっては、町の事業を温泉周辺施設で実施するなどの支援や各関係機関との調整、職員派遣も含めた人的支援及び事業助成金等の財政支援を行うとともに、町と振興公社においてパートナーシップの構築を図り、町職員と公社職員によるプロジェクト委員会を設置し、各事業の検証・評価を行うなど、官民一体となってプロジェクトを推進してまいります。

また、振興公社につきましては、年々経営状況が厳しくなってきたことから平成18年度専門家による経営診断を受け、診断士からは「自主自立」「自立自営」に向けた独立採算制の経営スタイルに移行するための再生スキームが示され、社員比率・組織体制の見直しや営業面の強化などが指摘されましたので、今後は振興公社と診断士から指摘のあった事項について協議し、経営改善や経営体質の指導・強化を図ってまいります。

○議長(貝沼宏幸) ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長(貝沼宏幸) 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長(加賀谷政清) それでは、引き続き説明をいたします。9ページ。

労働福祉について申し上げます。

長引く景気の低迷により、雇用情勢は極めて厳しい状況にあります。

こうした中、今後も新たな企業の誘致、既存企業の育成などによって就労機会の拡大を図るため、関係機関との連携をとりながら雇用情勢の改善に努めてまいります。

さらに、人材の定着と労働力確保のため、就労条件の改善や労働環境の整備について企業の指導に努めてまいります。

また、季節労働者冬期雇用援護制度につきましては、本年度より特例一時金の給付が削減される方向にあることから、町村会等を通じて制度の存続・維持及び雇用対策の抜本的な拡充強化について国・道に対し要望してまいります。

環境衛生について申し上げます。

循環型社会形成のため、一般廃棄物や資源ごみの適正処理や減量化について住民周知を図り、関係機関との連携により住みよい環境づくりに努めてまいります。

また、ごみの分別収集は、ほぼ定着化しつつありますが、一層の分別と洗浄の徹底に向け、衛生協力会との連携を密にしながら住民への啓発と円滑な収集の推進に努めてまいります。

砂川地区保健衛生組合の負担金は、クリーンプラザの大規模補修年度に当たることの増と、し尿分の負担率の見直しにより平成21年度までに段階的に負担増となることから、し尿処理委託料も含めた処理経費の節減に引き続き努めてまいります。

公衆浴場対策では、組合員数の激減と施設老朽化により運営困難である緑が丘共同浴場について、これを閉鎖し、他浴場利用を促す当面の対策として組合員を対象に交通費助成制度を設けて対応してまいります。

次に、防災・防犯・消防体制と交通安全対策について申し上げます。

地震などの大規模災害時に対応できる地域防災計画の策定につきましては、事前協議が調い事項

修正し、正式協議する段階まで作業が進んでおり、次に北海道防災会議の承認を得ることにより完了となりますので、引き続き道と協議を進めてまいります。

また、武力攻撃などから住民を守る国民保護計画につきましても、道から示されているモデル計画を参考として地域防災計画同様に取り進めてまいります。

防犯体制につきましては、昨年から防犯協会と連携して実施の「子ども見守り事業」について、効果等を検証しつつ事業内容の充実を目指します。

消防体制につきましては、気管挿管を実施することができる救急救命士の養成をさらに推進するとともに、火災を未然に防止するために消防団及び婦人防火クラブとの連携を図りながら、防火意識の高揚に努めてまいります。

また、本年6月24日には中空知管内5市5町による第53回中空知分会連合消防演習が当町において開催されますことから、これらの準備・設営などについて万全を期してまいります。

交通安全対策につきましては、平成18年11月1日に発生した交通死亡事故により交通事故死ゼロの日が3,743日で途絶えましたが、この事例を教訓に、危険箇所の把握や事故防止に向けた効果的な対策について、交通関係機関や団体との連携をより密にし、交通安全運動の一層の推進を図ってまいります。

次、土地利用計画について申し上げます。

土地利用計画につきましては、町内に点在する公共遊休地の利活用を定めた土地利用計画に基づき、今後も町や地域の特性を十分に考慮し、分譲団地や工業団地など計画的な土地利用を進めてまいります。

道路網の整備について申し上げます。

町民生活に最も密接な交通機能である町道の整備につきましては、年次計画で進めている町道鶉北線の東鶉・鶉本町地区の洪水対策である側溝改

修工事を実施してまいります。

道路の舗装補修、維持工事につきましても、鶉本町団地線の道路補修工事を実施するなど歩行者や車の安全を図るため、緊急を要するものを優先的に整備してまいります。

道道の整備につきましては、要望箇所の早期着手に向けた整備促進を引き続き要請してまいります。

冬期間の除排雪につきましては、除排雪体制の委託化も視野に入れながら、より効率的、効果的な除排雪体制を構築し、住民の足を確保してまいります。

街路灯の整備につきましては、年次計画で進めております老朽化した街路灯の支柱などの整備について、本年度も引き続き実施いたします。

次に、交通利便対策について申し上げます。

地域住民の唯一の公共交通機関であります路線バスは、人口の減少やモータリゼーションの進展により年々利用者が減少し、乗車率の低下が顕著になっております。

しかし、公共交通機関は、通勤、通学、通院、買い物などの地域住民の日常生活を支える重要な「地域の足」でありますので、利用者に不便が生じないように便数確保についてバス会社と調整してまいります。

水道事業について申し上げます。

簡易水道等施設整備事業につきましては、整備期間を10年間として申請しておりますが、財政状況が大変厳しいことから事業実施に当たっては都度財政状況を見きわめ、緊急を要する事業から実施することとし、本年度は、老朽化が著しい温泉沢取水施設及び浄水施設の流量計・水位計など計装設備の更新を行ってまいります。

水道事業に係る実質収支不足額は、依然として一般会計に依存しなければならず、厳しい経営状況が続きますので、施設の効率的な運営と維持管理により経費の節減を図りますとともに、給水停止処分など水道料金未納者対策の強化により財源

確保を行い、健全経営に努めてまいります。

次に、下水道整備事業の推進について申し上げます。

下水道事業につきましては、昨年までに朝駒以西の地区において総延長21キロメートルの整備を終えているところでありますが、本年度も引き続き緑が丘・鶉地区において延長1,050メートルの汚水管の整備を行ってまいります。

また、鶉・鶉本町地区公的住宅の水洗化並びに浄化槽を設置している町民センターや鶉本町生活館及び中央ふれあいセンターの下水道への接続を行うことといたします。

下水道の経営状況につきましても、水道事業同様に厳しい状況が続きますが、本年度から新たに資本費平準化債の借入れにより、一般会計繰入金の一部を削減することといたしました。

また、建設コストの縮減など効率的な整備を行うとともに、早期水洗化を促進するために町広報などにより融資あっせん制度の活用奨励を行い、施設の利用効率を高めながら使用料収入の確保と健全経営に努めてまいります。

次に、居住環境の整備について申し上げます。

公的住宅の水洗化事業につきましては、「町営住宅ストック総合活用計画」により推進しており、本年度については、鶉52年改良住宅5棟24戸及び鶉本町51・52年度の公営住宅3棟12戸の整備を行い、下水道の普及促進に努めてまいります。

既存住宅の居住環境整備のため年次計画で実施している屋根のふきかえ事業につきましては、下鶉61年公営住宅1棟を行うとともに、一般維持補修につきましては、入居者の要望にできるだけこたえるよう対応してまいります。

消防法の改正に伴い、各住宅への火災報知機の設置が必要となり、本町において対象となる公的住宅1,124戸あることから、入居者の安全性を確保するため、年次計画で整備することとし、本年度については、補助採択の動向を見て補正予

算にて対応してまいります。

空戸住宅除排雪事業につきましては、周辺住民の理解と協力を得ながら、引き続き実施してまいります。

また、公的住宅につきましては、200戸近い空戸住宅が町内に点在しているため、下水道整備などに影響を及ぼしていることから、住宅の集約化について検討してまいります。

宅地造成事業につきましては、現在、本町・中町・鶉本町・中央地区で10区画が未売却地として残っておりますので、分譲条件緩和などを検討し、町広報や新聞折り込みチラシなどによりPRを行い、完売に努めてまいります。

第3にみんなで進める町づくりについて申し上げます。

住民コミュニティについて申し上げます。

地域住民の自主的な独自の諸活動を推進するため、自治会連絡協議会と連携を図り、地域活動を支援するとともに、町民と行政とのパートナーシップの構築を図り、それぞれの役割を明確にし、町民と行政が協働で行う町づくりの推進に努めてまいります。

また、「まちづくり町民会議」「町長に手紙を出す運動」などの広聴活動を通じて、町政に対する意見の把握に努め、さらには「町広報」「自治体ホームページ」などの広報活動により、情報の共有化に努めてまいります。

移住・定住対策として、本年1月からホームページで町外居住者に対して住宅・分譲団地の状況や周辺地域の状況等を情報発信しておりますので、今後も内容を拡充するなどして移住・定住の促進に努めてまいりますとともに、ホームページに広告掲載コーナーを設置し、地元の商店や企業などのPR活動を展開してまいります。

次に、情報通信対策について申し上げます。

地上デジタル放送につきましては、昨年6月より札幌親局の放送開始を皮切りに主要都市から順次開始されております。上砂川局につきましては、

札幌親局からの中継局である歌志内局が整備されなければデジタル放送が受信できない状況にあることから、歌志内局の整備時期を見きわめながら本町の地上デジタル放送施設の整備時期について検討してまいります。

次に、行財政について申し上げます。

本町の財政運営につきましては、行財政改革を平成13年度から推進し、一定の成果を上げておりますが、国の三位一体改革による交付税の減額や国庫補助金の削減によりまして、困難な財政運営を強いられている状況となっております。さらに本年度は新型交付税制度の導入が予定されており、さらなる交付税の減額予想されるところであります。

また、昨年、発展基金の問題による解決策といたしまして旧基金の取り崩しが承認されたところではありますが、今後の財政の立て直しを図るため、道より財政再建計画の策定が求められ、人件費のさらなる削減を中心とした財政健全化計画を策定したところであり、この計画に基づいた行財政運営を行うところであります。

財政再建計画における具体的な内容でございますが、人件費の削減といたしまして職員の退職者不補充のほか、特別職の報酬につきましては町長で30%削減、助役・教育長で25%削減のほか職員の給料についても20%の削減をすることとしております。

また、町民の理解と協力のもと、公共施設の休止、制度施策及び手数料の見直しを実施し、経費の抑制と歳入の確保に努め、再建団体に陥らないような緊縮型予算の編成としたところであります。

本年度の一般会計、特別会計の予算規模は総額で35億8,834万3,000円で前年度対比15.3%の減となり、一般会計では25億200万円で17.6%減、特別会計では保養施設事業特別会計が廃止となり7特別会計合計で10億8,634万3,000円、前年度対比9.6%減

の超緊縮型予算となるものであります。

この内容につきましては、予算の大綱とあわせ提出しております財政資料に基づき予算審議の中で詳しく申し上げます。

今後の財政運営につきましては、財政健全化計画に基づき大変厳しい行財政運営を強いられますが、町の置かれている財政状況について町民へ情報提供を行い、町民の理解と協力を求めつつ、議員各位との十分なる協議を重ね、財政の健全化に努めてまいる所存であります。

自主財源確保に向け、諸税等の徴収については全職員による臨戸徴収等の体制充実や、より効果的な体制の構築を図るとともに、悪質滞納者に対するサービス制限などの滞納処分や住宅料の調停申し立てを進め、国民健康保険の資格証及び短期証交付についてはより適正な運用を期してまいります。

また、かねてから空知支庁が提唱していた悪質滞納者に対する広域的な徴収組織設立に向けた協議会が発足する運びとなりましたので、これに参加する中で協議や情報収集を重ねてまいります。

次に、市町村合併問題について申し上げます。

市町村合併問題につきましては、昨年7月に公表された「北海道市町村合併推進構想」の中で、中空知においても砂川市、歌志内市、奈井江町、浦臼町、上砂川町の合併組み合わせ案が示され、この組み合わせにより2市3町で地域づくり懇談会を発足させ、合併後の財政についてシミュレーションに取り組んできましたが、現在活動休止状態にあります。

本町としては、今後懇談会が再開されることになれば、合併の方向で引き続き参加し、議員並びに町民の皆さんと協議をして対応してまいります。

また、効率的な行政運営を進めるため、関係市町と連携を図り、広域行政の推進に努めてまいります。

以上、平成19年度の町政執行に当たっての私

の所信と町政への基本的な考え方を述べさせていただきました。

冒頭申し上げましたとおり、本年度においても、地方交付税の削減などにより大変厳しい行財政運営となりますが、町議会議員や町民の皆さんの英知を賜り、職員と一丸となって「町民とともに考え行動する協働のまちづくり」を進め、町民の皆さんが住みなれた上砂川町で安心して暮らせる地域を目指して、全力で取り組んでまいり所存であります。

最後に、町議会議員各位を初め町民の皆さんの町政に対する、より一層のご理解ご協力を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、町政執行の方針といたします。

以上をもって終わります。大変ありがとうございました。

○議長（貝沼宏幸） 以上で町政執行方針を終わります。

---

#### 教育行政執行方針

○議長（貝沼宏幸） 引き続き、日程第33、教育行政執行方針について議題といたします。

説明を求めます。教育長。

○教育長（櫻 満雄） 平成19年第1回定例町議会の開会に当たり、平成19年度の教育行政の執行方針を申し上げ、町民の意思を代表する議員各位のご理解とご協力のもと諸施策の推進に努めてまいります。

昨今の教育の状況に目を向けますと、教育基本法の問題を初めとして、教育諸制度の見直しが国民的議論を呼んでおります。国では教育再生会議が設置され具体的な改正についての議論が進んでおります。教育は国の根幹にかかわる重要事項ですから、それぞれの議論が十分に尽くされることを強く期待をし、今後の動向に注視していかなければなりません。

現在、子供をめぐる状況、子育てにかかわる状況が大きな社会問題になっております。「いじめ」

「虐待」「親子関係での殺人」など、子供の健全育成にほど遠い事件が多発し、その報道も過熱ぎみになっています。特に「いじめ」と「いじめが原因の自殺」に関する過熱化は、子供、保護者、学校に大きな動揺をもたらすことになってしまいました。日本の将来を担う子供たちが健全に育っていけるように、この状態を何とか改善しなければなりません。あらゆる立場の大人たちが連携し、大いに知恵を出し合い、身近なところから進めていく必要があります。

また、価値観の多様化などに伴い、人々はそれぞれのライフスタイルを選択し、生涯を通じて、文化、スポーツなどに親しむとともに、絶えず新たな知識や技能を習得するなど、自己を豊かにすることが求められています。町といたしましては特別な支援はできませんが、町民一人一人が生涯にわたって学び続け、その学習成果を、地域社会づくりに主体的に発揮され、ふるさとを開くためのいわゆる生涯学習の考えを基本にその環境づくりを進めます。最近、団体活動等にこれらの意識行動が多く見られることはまことに好ましいことと認識しているところです。

#### 1. 学校教育

##### (1) 学習指導

学習指導では、「確かな学力」を育て、みずから学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成や、基礎・基本の確実な定着はもとより、一人一人を大切にしたいきめ細かな指導、わかる喜び、学ぶ楽しさを実感できる授業の実践に努めてまいります。このため、学校においては、教科ごとの授業時数の確保や教育課程の改善、個別指導を意識した指導法や指導体制の創意工夫に取り組み、学習環境の整備を図ってまいります。このため家庭との連携を深め、家庭では家庭教育の充実を図るとともに教育に関する関心を高めてまいります。学校は社会的存在ですので、地域は学校をサポートするとともに子供をはぐくむという認識を共有する必要があります。また、学校は家庭や

地域に開かれていくことが求められており、保護者や地域住民の強い信頼と協力にこたえ開かれた学校に努めなければなりません。

また、「総合的な学習の時間」においては、その趣旨やねらいを踏まえ、豊かな学習活動を展開するため、地域素材の発掘や地域人材の積極的活用など、ふるさとを意識した取り組みが図られるよう、指導・支援してまいります。

平成18年6月に「学校教育法の一部改正」があり、これからの特殊教育は通常の学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）など高機能自閉症等を持つ児童生徒一人一人の障害の実態や教育要求を把握し、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う「特別支援教育」への転換が図られることになりました。このため、「特別支援教育」への、校内の体制整備が課題とされており、学校や関係機関と連携を密にして支援体制の整備に努めてまいります。

食に関する指導については、家庭とともに、学校においても児童生徒が望ましい食習慣や食に関する自己管理能力を身につけられるよう、その充実を図ってまいります。そのため、栄養教諭の配置に向けた体制も準備されつつありますので導入について積極的に検討を進めてまいります。

英語教育の充実のため、引き続き英語指導助手の民間派遣制度を活用し、中学校での生きた英語指導を行うほか、従前同様、小学校訪問や社会教育活動への活用を行ってまいります。

教職員の資質向上については、教育は人となりと言われますが、一人の教師の人間性や専門性に大きく左右されるところがあります。教師の専門性や指導技術は研修の場で鍛えられ、みずから学ぶことで身につくものであり、まさに教師には指導力向上のための不断の努力が求められています。それぞれが使命を自覚し、自己研修はもとより校内研修を基盤とする各種研修会への積極的な参加奨励、学校教育振興会活動への支援などにより、専門職としての力量を高めるための教職員の

資質向上に努めてまいります。

## （２）児童・生徒の指導

何よりも生命を大切にし、他人を思いやる心や何事にも感動する心、正義感や公正を重んじる心など、豊かな心を持ちたくましく生きる人間を育てることは重要なことです。

このため、家庭や地域と連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動などを通じ、子供の道徳性を日々の教育活動の中ではなくむとともに、みずから考え、正しく判断し、実践できるよう学校を通じて児童生徒の指導に努めてまいります。

最近は、いじめを苦にした自殺が全国で相次いで発生し、いじめの未然防止や早期発見・対応の重要性が求められております。このため、教職員が情報の共有化と連携を密にし、子供たちへの指導を適切に行うとともに、「いじめを見逃さない」、「いじめを起こさせない」ために家庭・学校・地域社会の連携・協力を図り対応してまいります。

また、児童生徒の健やかな成長は、学校を初めとする環境が安全で安心であることは極めて重要なことであり、学校内はもとより社会生活の中での凶悪な犯罪や事故を未然に防ぐ必要があります。学校の安全管理や安全教育の充実を図るとともに、保護者の協力や地域の防犯意識の高揚と支援、関係機関・団体との連携及び情報の共有化の強化を図ってまいります。

## （３）教育条件整備

建物の老朽化が顕著である学校施設については、修繕を要する箇所の緊急度・必要性を十分考慮しつつ維持補修に努めてまいります。

施設の耐震化については、必要性は十分認識しつつも多額の経費を要することから、他市町や国の動向を十分に見きわめながら対応してまいります。

一方、直接家庭や子供たちにかかわる事柄として、引き続き保護者負担の軽減を図るため教材費や部活動経費、スキー学習経費等への補助、日本

スポーツ振興センター（傷害保険）掛金の全額公費負担などの支援を継続してまいります。

昨年の7月でリース契約を満了した教科用コンピュータ（小学校23台 中学校43台）は、引き続き情報教育のかなめとして活用していく必要があることから、よりスムーズな動作が行えるようすべての端末のメモリー容量を増設し、積極的な活用ができるよう対応してまいります。

## 2. 社会教育の推進

### （1）社会教育

乳幼児教育では、町長部局と連携して行っている「ちるどすく～る」と幼児を持つ親子をつなげる施設開放事業「ちるどランド」を中心に、少しでも多くの親子が参加できる環境を整備してまいります。

青少年教育では、子ども会育成連絡協議会と連携を図りながら、「全町子どもまつり」や「子ども体験教室」など、ボランティア活動・エコ活動等も視野に入れ、内容に創意工夫を凝らして子供たちと参画する事業を展開してまいります。

男女共同参画の推進に関しては、男女共同参画推進協議会が中心になって行っており、推進協議会の組織強化に協力体制を図るとともに情報の提供と学習の推進を行ってまいります。

また、家庭教育学級については、「ちるどすく～る」やPTA連合会と連携をとりながら、子供の発達段階に応じた学習機会を提供いたします。

高齢者教育については、介護予防事業とタイアップし、「健康」をテーマに、公開講座を行うなど幅広く事業を展開してまいります。

昨年4月から公民館図書室は、週2回の開室になり、町民の皆様にはご不便をおかけしておりますが、今後ともサービスの低下を招かないよう配慮しつつ、現在ある蔵書を検索できる仕組みについても引き続き取り組んでまいります。

昨年から行っております小学校への図書巡回事業は、本年度も引き続き実施をいたします。

また、本年4月から町民センターの休館日を祝

祭日に関係なく毎週月曜日に固定をし、利用者が混乱せずに利用しやすいよう規則を改めてまいります。

### （2）芸術・文化の振興

児童・生徒を対象とした芸術鑑賞機会の提供については、一般住民にも参加を呼びかけ、中学校において実施いたします。

日本古来の文化である「全町カルタ大会」を本年度も継続して実施いたします。

また、昨年40周年を迎えた文化協会については、文化活動の中心的組織であることから、町全体の文化活動発展のため事業支援をしてまいります。

### （3）スポーツの振興

スポーツ事業については、体育協会の主催事業「全町混合ミニバレーボール大会」を本年度も引き続き支援・協力いたします。

また、「スーパードッジボール大会」については、子供たちに人気の高いことから本年度も引き続き開催いたします。

以上、本年度における教育行政執行方針の概要と所信を申し述べましたが、これら実現のため、関係機関及び教育諸団体との密接な連携を保ち、執行の万全を期し努力をしてまいります。町議会議員並びに町理事者各位の格別のご理解とご協力をお願いを申し上げ、教育行政執行方針といたします。

○議長（貝沼宏幸） 以上で教育行政執行方針を終わります。

---

### 散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日10日から11日までは休日のため、また12日は中学校の卒業式のため休会といたします。13日は午前10時から本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

本日はどうも大変ご苦労さまでございました。

(散会 午後 3時15分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和



平成 1 9 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3月13日（火曜日）午前10時00分 開議  
午前11時30分 散会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 発議第 1 号 上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 発議第 2 号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について
- 第 4 発議第 3 号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 3 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 4 号 財産処分について
- 第 7 議案第 5 号 上砂川町副町長定数条例制定について
- 第 8 議案第 6 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 9 議案第 7 号 町民保養施設等の売払いにともなう関係条例の整理に関する条例制定について
- 第 10 議案第 8 号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第 11 議案第 9 号 上砂川町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 12 議案第 10 号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例

等の一部を改正する条例制定について

- 第 13 議案第 11 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 14 議案第 12 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 15 議案第 13 号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第 16 議案第 14 号 空知中部広域連合規約の一部を改正する規約について
- 第 17 議案第 15 号 平成 18 年度上砂川町一般会計補正予算（第 7 号）
- 第 18 議案第 16 号 平成 18 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 19 議案第 17 号 平成 18 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 20 議案第 18 号 平成 18 年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 21 議案第 19 号 平成 18 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 22 議案第 20 号 平成 18 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 23 議案第 21 号 平成 18 年度上砂川町保養施設事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 第24 議案第22号 平成18年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号) 発議第1号~第3号、議案第3号~第22号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第25 議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算
- 第26 議案第24号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 第27 議案第25号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計(事業勘定)予算
- 第28 議案第26号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計予算
- 第29 議案第27号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算
- 第30 議案第28号 平成19年度上砂川町土地取得事業特別会計予算
- 第31 議案第29号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第32 議案第30号 平成19年度上砂川町水道事業会計予算  
議案第23号~第30号までは、提案理由・内容説明までとし、予算特別委員会に付託する。
- 第33 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

2番	堀	内	哲	夫
3番	高	橋	成	和

開議の宣告

○議長(貝沼宏幸) ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、

再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議 午前10時00分)

会議録署名議員指名について

○議長(貝沼宏幸) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、2番、堀内議員、3番、高橋議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

発議第1号	発議第2号	発議第3号
議案第3号	議案第4号	議案第5号
議案第6号	議案第7号	議案第8号
議案第9号	議案第10号	議案第11号
議案第12号	議案第13号	議案第14号
議案第15号	議案第16号	議案第17号
議案第18号	議案第19号	議案第20号
議案第21号	議案第22号	

○議長(貝沼宏幸) 次、日程第2、発議1号から日程第24、議案第22号までにつきましては、既に提案理由並びに内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、発議第1号 上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(貝沼宏幸) 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 上砂川町議会議員の報酬の臨時措置に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第3、発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 上砂川町議会会議規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第4、発議第3号 上砂川町議会委員会条例の一部を改正する条例制定については、初日、9日の会議において原案のとおり決定、可決済みでございますので、次の日程に入ります。

日程第5、議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第4号 財産処分について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 財産処分については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第7、議案第5号 上砂川町副町長定数条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町副町長定数条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 地方自治法の一部を改正する法律の施行にともなう関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第7号 町民保養施設等の売払いにともなう関係条例の整理に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 町民保養施設等の売払いにともなう関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第8号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第9号 上砂川町職員定数条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 上砂川町職員定数条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第12、議案第10号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 特別職の職員及び教育長の給与の臨時措置に関する条例等の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第13、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第14、議案第12号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 上砂川町税条例の

一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第15、議案第13号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 上砂川町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第16、議案第14号 空知中部広域連合規約の一部を改正する規約について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 空知中部広域連合規約の一部を改正する規約については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第17、議案第15号 平成18年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成18年度上砂川町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第18、議案第16号 平成18年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成18年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第19、議案第17号 平成18年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成18年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第20、議案第18号 平成18年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成18年度上砂川町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第21、議案第19号 平成18年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成18年度上砂川町老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第22、議案第20号 平成18年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成18年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第23、議案第21号 平成18年度上砂川町保養施設事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成18年度上砂川町保養施設事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

次、日程第24、議案第22号 平成18年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第22号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 平成18年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時30分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 議案第23号

○議長（貝沼宏幸） 日程第25、議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 予算書1ページをご参照願いたいと思います。ただいま上程されました議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算について、提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

予算書本文に入ります。平成19年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億200万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）



第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、15億円と定める。

次のページです。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金補助及び交付金(退職手当組合負担金に限る)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役(貝田喜雄) それでは、議案第23号につきまして内容の説明をいたします。

お手元に配付しております平成19年度一般会計予算の大綱を読み上げまして説明させていただきますが、参考資料のナンバー4、各会計予算規模、ナンバー5の一般会計歳入予算、そしてナンバー8の一般会計歳出予算の目的別及び性質別の表もあわせてごらん願いたいと思います。

平成19年度一般会計予算の大綱。平成19年度一般会計予算は、町政執行方針に基づいて編成したものであります。

本町の財政運営につきましては、税源移譲によ

り個人町民税は増収が見込めるものの、税源移譲までの特例措置であった所得譲与税が廃止となり、さらに地方交付税については地方財政計画で前年度比4.4%減、また人口と面積を中心とした新型地方交付税制度の導入により大幅な削減が予想され、加えて産炭地域総合発展基金からの長期借入金の一括返済により歳入不足分を補う財政調整基金が皆無に等しいことから、極めて厳しい財政状況となっております。

本年度におきましては、平成18年度において発展基金問題の解決に伴い、道より財政健全化計画の策定が求められ、執行方針でも述べさせていただきましており、人件費の削減を中心とし、財政健全化計画を道の指導のもと策定したところでございます。平成19年度は、この健全化計画の事実上の初年度でありまして、第3次行財政改革の見直しを含めた追加行財政改革を取り込み、経費の縮減を図ることといたしました。

具体的には、人件費の削減といたしまして退職者3人の不補充及び特別職の給料、報酬及び職員給料の縮減で1億2,030万6,000円、さらには公共施設の休止と庁舎内節減で2,919万6,000円の縮減を図っております。また、住民に直接かかわる制度施策にありまして一部見直しを図り、団体補助金と合わせて1,560万4,000円の経費縮減を図ったものであります。

投資的経費にありましては、後年度の財政負担を増大させないように、実質公債費比率の適正化を図るため、必要最小限にとどめるなどの基本方針により編成作業を終えたものであります。

本年度の予算の執行を含め、今後の財政運営につきましては多くの問題を抱えておりますが、財政の健全化のため最善の努力をいたす所存であります。以下、本年度の予算の概要についてご説明いたします。

本年度の一般会計予算規模は、資料ナンバー4のとおり25億200万円であり、前年度当初比17.6%減となりましたが、主な要因は行財政

改革による1億6,830万6,000円の経費の節減と公債元金償還終了等によるものでございます。

次に、各項目の内容を要約して説明いたします。最初に、歳入についてであります。資料ナンバー5をごらんいただきたいと思います。町税は、国の三位一体改革による税源移譲により、前年度当初比13.3%増の1億9,259万2,000円を計上いたしました。

地方譲与税は、税源移譲により所得譲与税が廃止となりましたので、3,070万円減額し、自動車重量税と地方道路譲与税を合わせ2,200万円を計上しました。

利子割交付金は、前年度実績から100万円を計上しました。

配当割交付金10万円、株式等譲渡所得割交付金10万円、地方消費税交付金4,500万円、自動車取得税交付金700万円は、前年同額の計上といたしました。

地方特例交付金は、恒久減税の廃止に伴う特別交付金10万円を見込み、特例交付金については前年度より310万円減額の90万円を計上し、合わせて100万円を計上したところでございます。

地方交付税は、前年度交付決定額及び本年度の国の予算枠、新型交付税制度の導入による影響を勘案して、普通交付税で12億1,500万円、特別交付税で1億5,500万円を見込み、総額では前年度当初比9.9%減の13億・000万円を計上しました。

交通安全対策特別交付金は前年同額の100万円とし、分担金及負担金は前年度実績により1.5%増の1,196万2,000円を計上しました。

使用料及手数料は、住民票等の交付手数料の引き上げによる増額分を見込み、公営住宅使用料、証紙収入等については前年度実績による減額を合わせ、4.2%の減の2億3,027万8,000

円を計上いたしました。

国庫支出金は、公営住宅家賃対策補助金の一般財源化による減少を含め、23.3%減の8,112万3,000円を計上しました。

道支出金は、知事、道議選挙費、参議院選挙費及び道税取り扱い事務委託料の増により12.3%増の9,604万1,000円を計上いたしました。

財産収入は、職員住宅貸付料、土地建物貸付収入についての計上であり、6.1%減の2,105万2,000円を計上しました。

寄附金は、科目存置としたところでございます。

繰入金は、公債費の繰上償還等の財源といたしまして減債基金より5,000万円を取り崩し、計上しました。

諸収入は、介護サービス収入、貸付金元利収入等について年間収入額を積算し見込んでおりますが、産炭地域基金活用収入の減少により、50%減の2億5,115万1,000円を計上いたしました。

町債は、投資的経費充当の起債のほか、臨時財政対策債1億円を含め、1億2,060万円を計上しました。

次に歳出であります。性質別区分により説明いたしますので、資料ナンバー8の方もごらんいただきたいと思います。義務的経費のうち人件費は、平成18年度末退職予定者3人を見込むとともに、財政健全化計画に基づき、町長給料で30%、助役、教育長で25%、職員給料で20%の削減のほか、議員定数の欠員や議員、監査委員、教育委員の報酬の削減によりまして14.7%減の5億8,664万6,000円を計上いたしました。

扶助費につきましては、現行制度による所要額を見込み、0.3%減の2億533万5,000円を計上しました。

公債費は、繰上償還等による償還元金の減少により、16.2%減の7億855万2,000円を

計上しました。

以上の義務的経費で13.7%減の15億53万3,000円となり、歳出に占める割合は59.9%となるものであります。

一方、消費的経費のうち物件費は、公共施設管理体制の見直しのほか庁舎内節減による縮減効果を見込んで所要の予算措置を講じたところであり、総額では9.7%減の3億2,142万3,000円を計上いたしました。

維持補修費は、公的住宅、公共施設の修繕、除排雪経費等でありまして、各経費は現行制度を維持するものとして年間所要額を見込み、23.9%増の5,746万7,000円を計上しました。

補助費等は、義務的性質のものは当該機関、団体の決定により、その他のものは現行制度により所要額を見込みましたが、産炭地域発展基金負担金の減額により3.6%減の3億5,854万4,000円を計上しました。

以上の消費的経費の総額は、23.1%減の7億3,743万4,000円で、歳出に占める割合は29.5%となるものであります。

投資的経費は、既設公営、改良住宅水洗化事業1,825万2,000円のほか、公共施設下水道接続事業により、48.4%増の5,160万7,000円の計上となり、歳出に占める割合は2.1%となるものであります。

その他の経費といたしましては、商店街近代化特別融資及び中小企業融資の原資預託金、特別会計への繰出金などがありますが、各特別会計の経営状況につきましては、それぞれの議案においてご説明をさせていただきたいと思っております。

以上、平成19年度一般会計予算の大綱について申し述べましたので、よろしくご審議を賜りませうお願いいたします。

それでは、予算書本文に入ります。3ページ以降になります。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款町税1億9,259万2,000円、1項町民税9,179万7,000円、2項固定資産税6,2

91万2,000円、3項軽自動車税571万9,000円、4項町たばこ税2,611万円、5項鉱産税73万9,000円、6項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税2,200万円、1項自動車重量譲与税1,600万円、2項地方道路譲与税600万円、所得譲与税は廃項でございます。

3款利子割交付金100万円、1項利子割交付金、同額でございます。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款地方消費税交付金4,500万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金700万円、1項自動車取得税交付金、同額であります。

8款地方特例交付金100万円、1項地方特例交付金90万円、2項特別交付金10万円。

9款地方交付税13億7,000万円、1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金100万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11款分担金及負担金1,196万2,000円、1項負担金、同額であります。

12款使用料及手数料2億3,027万8,000円、1項使用料1億9,608万4,000円、2項手数料390万4,000円、3項証紙収入3,029万円。

13款国庫支出金8,112万3,000円、1項国庫負担金7,224万9,000円、2項国庫補助金738万3,000円、3項国庫委託金149万1,000円。

14款道支出金9,604万1,000円、1項道負担金6,927万8,000円、2項道補助金1,169万1,000円、3項道委託金1,507万2,000円。

15款財産収入2,105万2,000円、1項

財産運用収入2,102万1,000円、2項財産  
売払収入3万1,000円。

16款寄附金1,000円、1項寄附金、同額  
であります。

17款繰入金5,000万円、1項基金繰入金、  
同額であります。

18款諸収入2億5,115万1,000円、1  
項延滞金加算金及過料1万1,000円、2項町  
預金利子5万円、3項貸付金元利収入1,820  
万7,000円、4項雑入2億3,288万3,0  
00円。

19款町債1億2,060万円、1項町債、同  
額であります。

歳入合計25億200万円であります。

歳出、1款議会費3,318万3,000円、1  
項議会費、同額であります。

2款総務費1億3,164万3,000円、1項  
総務管理費1億1,807万6,000円、2項徴  
税費283万2,000円、3項戸籍住民基本台  
帳費119万2,000円、4項選挙費817万  
円、5項統計調査費31万円、6項監査委員費1  
06万3,000円。

3款民生費6億1,065万円、1項社会福祉  
費5億6,982万8,000円、2項児童福祉費  
4,028万3,000円、3項生活保護費29万  
9,000円、4項災害救助費24万円。

4款衛生費1億8,490万3,000円、1項  
保健衛生費6,166万円、2項清掃費1億2,3  
24万3,000円。

5款労働費311万5,000円、1項労働費、  
同額であります。

6款農林水産業費10万4,000円、1項林  
業費、同額であります。

7款商工費6,602万7,000円、1項商工  
費、同額であります。

8款土木費2億193万7,000円、1項土  
木管理費8,203万7,000円、2項道路橋り  
ょう費4,472万4,000円、3項住宅費7,

517万6,000円。

9款消防費1億1,862万7,000円、1項  
消防費、同額であります。

10款教育費7,360万7,000円、1項教  
育総務費460万2,000円、2項小学校費2,  
313万7,000円、3項中学校費2,967万  
7,000円、4項社会教育費649万3,000  
円、5項保健体育費969万8,000円。

11款災害復旧費1万3,000円、1項農林  
水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費7億871万8,000円、1項  
公債費、同額であります。

13款職員費3億6,647万3,000円、1  
項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額で  
あります。

歳出合計が25億200万円であります。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の  
方法、利率、償還の方法。臨時財政対策債、1億  
円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内(ただ  
し、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利  
率見直し以降については、当該見直し後の利率と  
する。)政府資金についてはその融資条件によ  
り、銀行その他の場合についてはその債権者と協  
定するものによる。ただし、町財政の都合により  
据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償  
還又は低利債に借換することができる。

町民センター下水道接続事業、210万円、同  
上、同上、同上。

鶉本町生活館下水道接続事業、80万円、同上、  
同上、同上。

中央ふれあいセンター下水道接続事業、110  
万円、同上、同上、同上。

鶉本町団地線改修事業、260万円、同上、同  
上、同上。

鶉北線排水改修事業、370万円、同上、同上、  
同上。

既設改良住宅改善事業、580万円、同上、同

上、同上。

既設公営住宅改善事業、450万円、同上、同上、同上。

合計、1億2,060万円。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第24号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第26、議案第24号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 予算書121ページをご参照願いたいと思います。ただいま上程されました議案第24号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,007万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明は助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、議案第24号に

ついて内容の説明をいたします。

概要文を読み上げまして説明をさせていただきます。

平成19年度国民健康保険特別会計予算の概要。国民健康保険事業につきましては、平成13年度から空知中部広域連合を保険者として構成市町の自賄い方式を基本に過去の医療費の実績を参考に収支計画を策定し、医療給付事業を運営するものであります。

本町では、国保税の賦課徴収事務や各種医療の受け付け申請事務等の業務を行うこととなり、本会計ではこれら業務にかかわる予算について計上するものであります。

本年度予算は、広域連合の通知を受け前年度実績を勘案して、前年度対比1.7%、408万2,000円減の2億3,007万円となるものであります。

以下、主なものについて説明いたします。歳出であります。総務費の総務管理費には、広域連合に納付する分賦金を計上しており、分賦金総額は前年度対比1.7%、405万4,000円減の2億2,917万6,000円を計上しました。

歳入であります。被保険者数の減少により前年度対比2.2%、1,125万2,000円減の1億7,216万2,000円を見込むとともに、一般会計からルール分となる5,789万1,000円を繰り入れして収支の均衡を図ったところでございます。

それでは、予算書本文に入ります。122ページでございます。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険税1億7,216万2,000円、1項国民健康保険税、同額であります。

2款使用料及手数料1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金5,789万1,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入5,000円、1項延滞金及過料2,000円、2項雑入3,000円。

歳入合計 2 億 3,007 万円です。

歳出、1 款総務費 2 億 2,991 万 5,000 円、  
1 項総務管理費 2 億 2,924 万 4,000 円、2  
項徴税费 67 万 1,000 円。

2 款諸支出金 5 万 5,000 円、1 項償還金及  
還付加算金、同額であります。

3 款予備費 10 万円、1 項予備費、同額であり  
ます。

歳出合計 2 億 3,007 万円。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課  
主幹から説明いたしますので、ご審議賜りますよ  
うよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わ  
ります。

---

#### 議案第 25 号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第 27、議案第 2  
5 号 平成 19 年度上砂川町土地開発造成事業特  
別会計（事業勘定）予算について議題といたしま  
す。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 129 ページをご参照願  
いいたします。ただいま上程されました議案  
第 25 号 平成 19 年度上砂川町土地開発造成事  
業特別会計（事業勘定）予算について、提案理由  
を申し述べますので、ご審議くださるようお願い  
いたします。

平成 19 年度上砂川町土地開発造成事業特別会  
計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによ  
る。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それ  
ぞれ 2,478 万 1,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご  
との金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 19 年 3 月 9 日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいた  
しますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終  
わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） 議案第 25 号について内容  
の説明をいたします。

概要文をごらんいただきたいと思います。平成  
19 年度土地開発造成事業特別会計予算の概要。  
本会計は、宅地造成事業と工業団地造成事業から  
成る特別会計であり、本年度予算額は宅地造成事  
業 1,602 万 7,000 円と工業団地造成事業 8  
75 万 4,000 円を合わせて、前年度対比 2.0  
%、50 万円減の 2,478 万 1,000 円となる  
ものであります。

最初に、宅地造成事業についてであります。最  
初に、町民の持ち家志向に対応するために造成しま  
したが、本町分譲地に 1 区画、中町分譲地に 3 区画、  
中央分譲地に 1 区画、鶉本町分譲地に 5 区画の計  
10 区画の未売却地があり、これらの宅地の売り  
払いに努めることとして予算計上したものであり  
ます。

以下、主な内容について説明いたします。最初  
の宅地造成でございます。歳出でございますが、  
未売却地の販売 PR 用チラシ代として 14 万 7,  
000 円、公債費は長期債償還元金 1,507 万  
4,000 円、償還利子 80 万 6,000 円の合計  
1,602 万 7,000 円を計上しました。

歳入であります。未売却地 10 区画分の宅地  
売払収入 1,490 万 5,000 円を計上、不足と  
なります 112 万 2,000 円について一般会計  
から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでご  
ざいます。

次に、工業団地造成事業について説明いたしま  
す。工業団地につきましては、平成 3 年度と 4 年  
度に中町工業団地、平成 9 年度に本町工業団地を  
整備したところであります。

歳出であります。公債費は平成9年度に借入れした本町工業団地分の長期債償還元金860万4,000円、償還利子15万円の合計875万4,000円を計上しました。

歳入であります。工業団地の売り払いが見込めないため、875万4,000円について一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

予算書本文に入ります。130ページであります。第1表、歳入歳出予算。1、歳入、1款財産収入1,490万5,000円、1項財産売払収入、同額であります。

2款繰入金987万6,000円、1項他会計繰入金、同額であります。

歳入合計2,478万1,000円。

2、歳出、1款宅地造成費14万7,000円、1項宅地造成費、同額であります。

2款公債費2,463万4,000円、1項公債費、同額であります。

歳出合計2,478万1,000円。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第26号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第28 議案第26号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 予算書135ページをご参照いただきたいと思います。ただいま上程されました議案第26号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億524万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） 議案第26号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計予算の概要。本年度の予算額は、昨年度の急性期疾患の受診減や慢性期患者の長期入院と施設入所による患者数減少傾向等を勘案し、前年度対比9.8%、1,137万3,000円減の1億524万8,000円となるものでございます。

以下、主な内容について説明いたします。歳出であります。総務費は経常経費の節減により前年度対比4.9%、290万2,000円減の5,691万9,000円を計上し、医業費は薬品費などの減額により11.1%、590万円減の4,722万円を計上しました。諸支出金、予備費は、昨年度と同様の予算計上となります。公債費は、CT購入債の償還完了により、257万1,000円減の95万9,000円となりました。

歳入であります。医療収入1日当たりの患者数を42.0人と見込み、前年度対比9.6%、800万円減の7,500万1,000円を計上しました。分担金及負担金1,982万円、諸収入500万円を計上し、不足となる542万7,000

0円を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

予算書本文でございます。136ページをごらんいただきたいと思っております。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款医療収集7,500万1,000円、1項診療収入、同額でございます。

2款分担金及負担金1,982万円、1項負担金、同額であります。

3款諸収入500万円、1項雑入、同額であります。

4款繰入金542万7,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計1億524万8,000円。

歳出です。1款総務費5,691万9,000円、1項施設管理費、同額であります。

2款医業費4,722万円、1項医業費、同額であります。

3款諸支出金5万円、1項償還金、同額であります。

4款公債費95万9,000円、1項公債費、同額であります。

5款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計1億524万8,000円。

以下、事項別明細書につきましては後日事務長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第27号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第29、議案第27号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 予算書151ページをお開き願います。ただいま上程されました議案第2

7号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について、提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,133万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、議案第27号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算の概要。本年度の予算額は、入所人員について前年度実績を勘案して45人と見込み、前年度対比7.8%、1,359万円減の1億6,133万5,000円となるものであります。

以下、主な内容について説明いたします。歳出であります。老人保健施設費は燃料費の値上がりによる増額や経常経費の節減により前年度対比9.0%、1,358万9,000円減の1億3,673万9,000円計上し、公債費と予備費については昨年同様となっております。

歳入であります。介護度の階層区分の変動や短期入所利用者の減により施設サービス収入は前年度と比較し、878万3,000円減の1億4,241万4,000円を計上し、利用料は前年度と比較し、480万7,000円減の1,878万1,000円を計上しました。諸収入は14万円



を計上し、収支の均衡を図ったところでございます。

予算書本文でございます。152ページをお開きいただきたいと思っております。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款施設サービス収入1億4,241万4,000円、1項介護給付費収入1億2,946万3,000円、2項自己負担金収入1,295万1,000円。

2款利用料1,878万1,000円、1項利用料、同額であります。

3款諸収入14万円、1項雑入、同額であります。

歳入合計1億6,133万5,000円。

歳出、1款老人保健施設費1億3,673万9,000円、1項総務費、同額であります。

2款公債費2,449万6,000円、1項公債費、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計1億6,133万5,000円。

以下、事項別明細書につきましては後日施設長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

#### 議案第28号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第30、議案第28号 平成19年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 予算書167ページをご参照願います。ただいま上程されました議案第28号 平成19年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について、提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成19年度上砂川町土地取得事業特別会計の

予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,197万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、議案第28号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成19年度土地取得事業特別会計予算の概要。本会計は公共事業の円滑かつ効率的な執行と合理的な土地利用を図るため、事業の執行に先立って用地を取得するものであり、原則として取得後10年以内に公共用もしくは公用に供する用地を取得する事業が対象となるものであります。

本年度予算は、用地取得が発生していないため、公債費の償還について措置するもので、前年度対比1.3%、16万3,000円減の1,197万5,000円となるものであります。

以下、主な内容について説明いたします。歳出であります。公債費は平成10年度までに購入しました用地に係る償還元金として1,116万9,000円、償還利子として80万6,000円を計上しました。

歳入であります。昨年同様、当初段階で土地の売払収入は見込めませんので、一般会計から1,197万5,000円の繰り入れをし、収支の均衡を図ったところでございます。

予算書本文にまいります。168ページでございます。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款繰入

金 1,197万5,000円、1項繰入金、同額であります。

歳入合計 1,197万5,000円。

歳出、1款公債費 1,197万5,000円、1項公債費、同額であります。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

#### 議案第29号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第31、議案第29号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 予算書171ページをご参照ください。ただいま上程されました議案第29号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計予算について、提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成19年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,616万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2億円と定める。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（貝沼宏幸） 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役（貝田喜雄） それでは、議案第29号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんいただきたいと思います。平成19年度下水道事業特別会計予算の概要。下水道整備事業につきましては、平成9年度に污水管の布設に着手してから10年が経過し、昨年は鶉、中央地区において一部供用開始になり、現在857戸、1,824人の住民が下水道の恩恵を享受しており、本町の供用開始地区の水洗化率は59.7%になっております。

本年度予算の総額は、前年度対比11.8%、3,438万8,000円減の2億5,616万6,000円となるものであります。

以下、主な内容について説明いたします。歳出であります。下水道費の下水道建設費は、26.3%減の1億1,838万1,000円となり、人件費では第3次行財政改革の追加により11.8%減の1,763万1,000円、委託料で23.5%減の1,182万3,000円、工事請負費で29.9%減の8,200万円を計上しました。なお、本年度事業は、緑が丘、鶉地区で1,050メートルの污水管布設工事を施工するものでございます。石狩川流域下水道事業建設負担金は、対象事業費の減により15.5%減の300万9,000円、維持管理費は委託料などの減により22.3%減の402万3,000円、公債費は長期債償還元金の増により7.8%増の1億2,489万1,000円を計上しました。

歳入であります。受益者分担金は供用開始地区の公的住宅183戸、一般住宅105戸につい

て建物1戸当たり7万円で4年分割の本年度分として26.3%減の511万円を計上するとともに、下水道使用料につきましても同地区の水洗化戸数を公的住宅488戸、一般住宅383戸分として1.3%増の2,361万4,000円を計上しました。国庫支出金は補助対象事業費の減により30.8%減の4,500万円、町債は今年度新たに資本費平準化債の借入れにより65.7%増の1億1,020万円を計上し、不足となる7,224万円について一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

予算書本文へまいります。172ページでございます。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款分担金及負担金511万円、1項受益者分担金、同額であります。

2款使用料及手数料2,361万4,000円、1項使用料、同額であります。

3款国庫支出金4,500万円、1項国庫補助金、同額であります。

4款繰入金7,224万円、1項他会計繰入金、同額であります。

5款諸収入2,000円、1項延滞金及過料1,000円、2項雑入1,000円。

6款町債1億1,020万円、1項町債、同額であります。

歳入合計2億5,616万6,000円。

歳出、1款下水道費1億3,117万5,000円、1項下水道整備費1億2,715万2,000円、2項下水道維持費402万3,000円。

2款公債費1億2,489万1,000円、1項公債費、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計2億5,616万6,000円。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。特定環境保全公共下水道事業、4,870万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内、政府資金についてはその融資条件

により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

流域下水道事業、280万円、同上、同上、同上。

資本費平準化債、5,870万円、同上、同上、同上。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

#### 議案第30号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第32、議案第30号 平成19年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（加賀谷政清） 187ページをご参照願います。ただいま上程されました議案第30号 平成19年度上砂川町水道事業会計予算について、提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いをいたします。

（総則）

第1条 平成19年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

（1）給水戸数2,228戸

（2）年間給水量63万5,441立方メートル

（3）1日平均給水量1,741立方メートル（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億7,599万7,

000円。第1項営業収益1億4,074万3,000円。第2項営業外収益3,525万4,000円。

支出、第1款水道事業費用1億7,599万7,000円。第1項営業費用1億1,384万5,000円。第2項営業外費用6,205万2,000円。第3項予備費10万円。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,789万6,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

次のページでございます。

収入、第1款資本的収入6,287万5,000円。第1項企業債4,490万円。第2項国庫補助金1,789万2,000円。第3項他会計補助金8万3,000円。

支出、第1款資本的支出1億2,077万1,000円。第1項企業債償還金5,789万6,000円。第2項建設改良費6,287万5,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、簡易水道等施設整備事業、限度額4,490万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率4.0%以内、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費

の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,285万3,000円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、3,372万7,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8万3,000円とする。

平成19年3月9日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 加賀谷 政 清

以下、内容の説明につきましては助役からいたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長(貝沼宏幸) 以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。助役。

○助役(貝田喜雄) それでは、議案第30号について内容の説明をいたします。

概要文をごらんください。平成19年度水道事業会計予算の概要。水道事業につきましては、地方財政法上の公営企業とされており、事業に伴う収入により経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算性の原則が適用されている事業であり、本年度予算額は収益的収入及び支出で1億7,599万7,000円、資本的支出で1億2,077万1,000円の合計2億9,676万8,000円となるものであります。

以下、主な内容について説明いたします。収益的支出であります。営業費用の原水及び浄水費は委託料の減により前年度対比7.8%減の1,393万6,000円を計上し、配水及び給水費は検満量水器取りかえ整備を当面財政健全化計画期間繰り延べ、故障のみ対応することにより44.3%減の667万6,000円を計上しました。総係費は、第3次行財政改革の追加による人件費

の削減に伴い、前年度対比8.9%減の3,015万円を計上しました。営業外費用の支払利息及び企業債償還金は、償還利息の減により3.1%減の5,784万9,000円、消費税及び地方消費税は、建設改良事業の実施に伴う控除対象消費税の増により50.9%減の270万3,000円を計上しました。

収益的収入であります。営業収益の給水収益は、1.5%減の1億4,060万1,000円を計上し、不足となる3,372万7,000円について一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところであります。

資本的支出は、企業債償還金として15.2%減の5,789万6,000円、建設改良費は簡易水道等施設整備事業として老朽化が著しい温泉沢取水施設及び浄水施設の計装設備の更新6,287万5,000円を計上いたしました。

資本的収入は、企業債として4,490万円、国庫補助金として1,789万2,000円、他会計補助金として8万3,000円を計上しましたが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,789万6,000円は、内部留保資金にて補てんするものでございます。

予算書本文に入ります。190ページをごらんください。平成19年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億7,599万7,000円。1項営業収益1億4,074万3,000円、1目給水収益1億4,060万1,000円、2目その他の営業収益14万2,000円。2項営業外収益3,525万4,000円、1目受取利息及び配当金2万円、2目繰入金3,372万7,000円、3目他会計負担金145万7,000円、4目雑収益5万円。

収益的支出、1款水道事業費用1億7,599万7,000円。1項営業費用1億1,384万5,000円、1目原水及び浄水費1,393万6,000円、2目配水及び給水費667万6,000

円、3目業務費166万4,000円、4目総係費3,015万円、5目減価償却費6,140万9,000円、6目その他の営業費用1万円。2項営業外費用6,205万2,000円、1目支払利息及び企業債取扱費5,784万9,000円、2目雑支出150万円、3目消費税及び地方消費税270万3,000円。3項予備費10万円、1目予備費、同額であります。

資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入6,287万5,000円。1項企業債4,490万円、1目企業債、同額でございます。2項国庫補助金1,789万2,000円、1目国庫補助金、同額でございます。3項他会計補助金8万3,000円、1目他会計補助金、同額でございます。出資金、廃項でございます。負担区分に基づかない出資金、廃目であります。

資本的支出、1款資本的支出1億2,077万1,000円。1項企業債償還金5,789万6,000円、1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費6,287万5,000円、1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

以下、事項別明細書につきましては後日担当課長から説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で内容の説明を終わります。

---

予算特別委員会設置及び付託について

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第33、予算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第23号から議案第30号までについては、委員会条例の規定により9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号から議案第30号までについては、9名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員9名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

それでは、委員長には椿原議員、副委員長には川上議員を指名いたします。

---

#### 休会について

○議長（貝沼宏幸） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明14日から15日までの2日間、議案調査等のため休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、14日から15日までの2日間休会することに決定いたしました。

なお、休会中の14日につきましては常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお祈りいたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開したいと思いますので、出席方よろしくお祈りいたします。

---

#### 散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 本日はこれをもって散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3月16日（火曜日）午前10時00分 開議  
午前11時24分 散会

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 町政執行方針に対する質疑
- 第 3 教育行政執行方針に対する質疑

に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

○会議録署名議員

- 3 番 高 橋 成 和
- 4 番 大 内 兆 春

椿 原 満 春 議員

○議長（貝沼宏幸） 10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番（椿原満春） 平成19年第1回定例会に当たり、町政執行方針に対して私は次の2点について質問いたします。

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は9名であります。

堀内議員は、所用のため欠席する旨の届け出がありました。

なお、理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成19年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定によって、3番、高橋議員、4番、大内議員を指名いたします。よろしく願います。

まず、第1点は、総務省が提唱する頑張る地方応援プログラムの取り組みについてお伺いいたします。本町の現状についてであります。マスコミ等からやみ起債と言われましたが、夕張市の財政再建団体の申請がきっかけでありました。産炭地域総合発展基金を知事の許可なく不適切な長期の借入れが問題となり、上砂川町も借入額14億4,000万円を国から一括返済を求められましたが、返す当てもなく、間違いなくこのまま夕張市と同じ財政再建団体に転落寸前でありました。この状況の中で、だれもが産炭地域総合発展基金の取り崩しを国が認めるとは考えられないことでありましたが、関係者の並々ならぬ努力によって取り崩しが認められ、返済ができて、財政再建団体は回避されました。

このことにより、平成19年度の予算編成はできましたが、しかし厳しい財政状況には変わりはなく、今後財政の立て直しを図っていかねばならないと思います。産炭地域総合発展基金の問題で道から財政健全化計画の策定を求められたこ

町政執行方針に対する質疑

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、町政執行方針に

とにより、第3次行財政改革の見直しを含めた追加行財政改革を行い、財政健全化計画に基づき財政運営をしていかなければならない状況であります。本年は、予算編成に当たっては、交付税の減額や税源移譲により個人町民税の増収が見込まれるものの、税源移譲までの特別措置であった所得譲与税が廃止となり、結果として職員の退職者不補充とか行政経費を削り、人件費の削減などを行って、上砂川町を維持するための措置ではなかったかと思えます。

したがって、厳しい財政状況下では、住みなれたこの町の地域づくりはもうだめだと思いがちありますが、しかしこのままでいいのかと、みずからの責任で地域のよさ、文化、伝統や強さを生かして未来をつくっていくという地域づくりを目指すことは大事であります。ちょうどいいときに、頑張っている地域に国が応援しようということで、総務省は魅力ある地方の創出に向けて地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方自治体に対して地方交付税等の支援措置を新たに講ずる頑張る地方応援プログラム（案）を取りまとめております。

応援プログラムは、地場産品の発掘、ブランド化や少子化対策、定住促進対策、観光振興、交流対策、若者の自立支援対策に取り組み、外国企業の誘致などについて、かなり広範囲なプロジェクトが対象となり、地方にとって地域の特色を生かし、施策を推進するチャンスであります。したがって、頑張りの成果を交付税の算定に反映する新たな支援の制度になっています。地方自治体がプロジェクトに取り組むための経費について、支援3年間、1町村につき単年度3,000万円が交付されることになっております。ちなみに、平成19年度は総額2,700億円の支援措置であり、まさしく今は地方自治体競争の時代に入ったと言えます。近隣のまねではなく、それぞれに自分の町をどうやって元気づけるか、これは本当に一生懸命考えたり、もがいたり苦しんだりしなければ

ならないと思えます。

これらを踏まえて、我が町のプログラムの取り組みについて町長の見解をお伺いいたします。

第2点目は、道道の歩道拡幅についてお伺いいたします。行政区内の町道、道道の整備につきましては、歩行者や車の安全に万全を期して整備されております。当然のこととして、道道の歩道についても整備されてはいますが、一番交通量の多い門間宅から成田山真徳寺までの間が歩道確保されていません。車の台数も多くなっている今日、歩道がないため道道から直接家に入出入りする際に、スピードを出して往来する車は危険です。特に冬期間、危険が伴うことがたびたびあるとあります。さらに、文珠に行く入り口は、道路ぎりぎりに塀を回していますので、交通上危険であります。したがって、交通安全対策を考えますと、車が走る道路及び歩道の確保が最も整備されなければならない箇所であると思えます。そのことが交通事故死ゼロにもつながるものと思えます。

このことを考えますと、道道の沿線住民と道と協議していただき、一日も早い歩道の拡幅についてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

以上で平成19年度町政執行方針への質問を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの10番、椿原議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（加賀谷政清） 10番、椿原議員の1件目、頑張る地方応援プログラムの取り組みについてのご質問にお答えをいたします。本町は、平成12年度をピークに地方交付税が年々減額されたことから、平成13年度から行財政改革を進めまして、財政構造の転換を図っておりますが、行革の効果以上に地方交付税が削減され、大変厳しい財政状況下にあります。総務省が本年度立ち上げた頑張る地方応援プログラムにつきましては、ただいま議員からも説明ありましたように、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方独



自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む地方自治体に対して地方交付税等の支援措置を講じるとしております。

支援内容につきましては、地方自治体が策定する各種プロジェクトに対し、交付税措置などによる支援をするということでありまして、具体的には行革への取り組みなどの地域経営改革、子育て支援などの少子化対策、企業誘致などの企業立地促進対策、さらにまた団塊の世代などを対象とした定住促進対策や観光振興・交流対策のほかに、中心市街地の活性化や子供と高齢者が暮らしやすいまちづくりを進めるまちなか再生プロジェクトなど10のプロジェクトの取り組み事業に対しまして、その頑張り成果を成果指標として、交付税の算定に反映するとされております。この成果の指標の算定に当たっては、条件不利地域などの地域の状況に配慮するとしており、本年度は議員の説明どおり2,700億円程度の交付税措置を予算化しておりまして、支援期限は3年となっております。

議員ご指摘のとおり、本制度の制定は地方交付税の増額が望めない本町にとっては大変意義のある制度であり、本町の持つ地域性、特性からして、できる限りこのプロジェクトに沿った町づくりを進める必要があると考えますが、本町は行財政改革を進め、費用対効果を考え、限られた財源を有効に活用して、さらに建設事業等にあっても必要最小限とすべく道からの指導もあり、大変厳しい行政運営を行っておりますので、本制度の該当となるような大規模な事業を展開することは非常に難しく、充当財源の確保にも困難を招くと考えているところであります。

しかしながら、現時点では本制度の具体的な詳細が示されておられませんので、今後これらの情報収集に努め、本町が進めている事業において該当となるような事業がないか検証するとともに、地方交付税の増額が望めない状況の中にありますので、本町が実施する全事業の洗い出しを行い、あ

らゆる組み合わせを模索し、プロジェクトに結びつけられないかについても検討してまいりたいと考えております。本町といたしましては、昨年策定いたしました財政健全化計画を着実に実行することが最重要課題であります。まずは現在行っている行政サービスの維持を図りながら、この健全化計画を着実に進める中で、この頑張る地方応援プログラム事業について検討してまいりたいと考えております。

次、2点目のご質問、道道の歩道拡幅についてお答えをいたします。道道芦別砂川線道路改良並びに歩道整備事業につきましては、土木現業所により平成4年から下鶉橋より年次計画で中央小学校まで進められてきたところであります。中央小学校前から文珠峠交差点までの延長480メートルの歩道整備につきましては、南側歩道整備後に北側の整備に着手する計画となっておりますことから、南側に位置する中央小学校、北日本石油株式会社のスタンド前から文珠交差点までの工事に着手するため、平成14年に住民説明会を開催し、用地測量調査、補償交渉に入りましたが、道路敷地が狭く、歩道が個人家屋に接することや土地の境界線の問題に加え、代替地もないなど交渉が難航し、規定の歩道幅員3.5メートルの幅員が確保できなく、3メートルに縮小するなど工事の内容を変更して、平成16年までの3カ年をかけ本工事が完了いたしました。また、北側の中央小学校前から東鶉歯科診療所前までの155メートルについては、歩道が未整備だったことから、東鶉診療所の移転を含めまして、平成15年、16年の2カ年で工事を実施し完了したところでございます。

ご質問の東鶉の門間宅前から文珠峠までの330メートルの歩道につきましては、土木現業所から継続工事として歩道整備希望要求があるのかの打診がなされたところでありますが、町といたしましては家屋補償物件が多く、道路敷地もなく、さらに代替地の確保も難しいことに加え、過去に

車道を拡幅した際にも交渉が難航した経緯などから、多くの問題を抱えておりますが、引き続き継続してこの工事の要望をしてきたところであります。しかしながら、現段階では地権者との協議にも至っていない状況にあります。

議員ご指摘の本区間は、市街地で両側歩道整備がなされていないただ一つの箇所であり、大型車両の通行量も多く交通安全上も危険箇所と考えておりますので、今後においてもあらゆる機会を通しまして予算要望を行い、早期着手できるよう、関係機関との交渉を積極的に進めてまいりたいと考えております。また、沿線住民の皆さんの意見などをお伺いしながら、町といたしましても道との各種交渉が円滑に進むよう対処してまいりたいと考えています。

以上を申し上げまして、答弁といたします。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○10番（椿原満春） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

---

#### 大内 兆 春 議員

○議長（貝沼宏幸） 次、4番、大内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（大内兆春） 3月定例会での初日、町長が申し述べられた19年度執行方針には、住民、職員などさまざまな人への思いがはせられていましたが、情緒を無視してでも財政の立て直しへの速度と効果に徹しなければならぬ苦勞が見てとれました。

そこで、最初に町行政の施策の柱は何かについてお尋ねいたします。平成19年度の本町の執行方針については、第1章において冒頭、町議会議員並びに町民の皆さんとの呼びかけがあり、続いて平成18年度の町政の動きや町政を取り巻く環境について、許される範囲内いっばいの本音を交えて概観がなされていきました。あわせて、平成1

9年度の町政執行や中長期計画に対する議員と町民の理解と協力の要請がなされておりますが、この行間からにじみ出る町長の熱意に接して、何か熱いものに似たものを感じるのはきっと私だけではないはずだと推測するところであります。

第2章以降の各論においては、各施策の概説が行われておりますが、要は既存事業、施策の経費は切り詰められるものは切り詰めて必要最小限にする。新規及び拡充施策は、極力経費をかけず、かわりに最大限のアイデア、知恵を傾注するとともに、町民からのアイデア、提案を求めるとのまとめができていないかと存じます。私も、町財政の現状をかんがみると、今はこの基本方針によるしかないだろうと思うところであります。ぜひとも町職員におかれては、各施策の遂行に向けて全力で取り組んでもらいたいし、町長にも率先して陣頭指揮をお願いしたいところであります。ただ、本町の財政などが良好ならば、各施策も漏れなく達成をとの激励は可能でありましょうが、財政逼迫の今、町民としては全部とは言えず、どの施策が今は優先されるべきものなのかということが関心の一つであることは間違いありません。

執行方針第1章において、住みなれた上砂川町で安心して暮らせる地域を目指すと述べられていますが、そのためには財政逼迫の今どの施策が重要か、これについてお聞きいたします。

次に、二地域居住と町財産などの有効利用についてお聞きいたします。本町の公式ホームページの1項目として移住・定住情報というものがあります。よくできており、合格点の水準にあると思います。この中に移住相談ワンストップ窓口というものがあります。さて、質問の1点目ですが、これまでに窓口への相談があったか否か、あったとしたら何件か、またできればどういう相談事項であったかについてお聞きします。

団塊の世代というのをご承知だと思いますが、昭和22年から昭和24年の間に生まれた世代で、その数800万人と言われております。その人

たちは、我が国の高度成長を支えてきた世代で、豊富な技術、知識を有しておりますが、平成19年度より漸次、退職金を携えて定年退職を迎えることになり、この動きが我が国の将来の一つのかぎを握ると言われています。その動きの一つとして、二地域居住というのがあります。これは、都会に暮らす人が一年の一定期間を地方で暮らすライフスタイルをいい、一時的に滞在する観光人口と完全な住民となる定住人口との中間に位置する性格を有します。我々には、いわゆる避暑、避寒のレジャー的なものが想像されますが、滞在期間の長さによっては営農や起業が期待できることから、各自治体では既に受け入れの動きが出ているようです。国の研究では、今後これが活発な動きとなり、2030年には1,000万人を超えるとの見方に立っており、これは何と全人口の10分の1に相当することとなります。

本町としても、これに注目する余地はあると考えられます。本町は、位置的にはほどほどの田舎であり、札幌や旭川にもほど近い、ごみごみしていないが、だだっ広くもなく、起伏に富んでいる、また樹木が多いなどの点で二地域居住にはぴったりだと思います。そこで、1素案があります。現在200戸の空き住宅、公住があるわけですが、この一部を民間資金の協力を得て車庫や菜園の設置など、二地域居住用に大規模な改造をし、団塊の世代に貸与するというものです。自然な流れとして、気に入ってもらえた向きには起業や定住も期待できるはずですが、PRの方法によっては、実現の可能性があると思いますが、町長のご意見はいかががお尋ねいたします。

最後に、二地域居住から離れますが、前述の空き住宅は重要な問題ですが、壊せないとするならば、例えば極めて低家賃の設定により若年夫婦層に貸与するなどの柔軟な施策により有効利用を図る必要があると思いますが、ご意見はいかががお聞きいたします。

最後に、健康の里づくり推進プロジェクトにつ

いてお聞きいたします。私なりに本年度執行方針の目玉として考えているものの一つに、健康の里づくり推進プロジェクトがあります。このプロジェクトが充実したものになっていくかどうかは、各施設や各イベントのよしあしもさることながら、その施設間の物理的な距離、各イベント間の時間、つまり間をどう埋めていくかを意識し、考えていくことにあると思います。例えば有名観光地を訪れて、まず感心するのが案内板、道しるべの多さです。それほど見るべき名所の数は多くないのに、間を埋めるように道の曲がり角ごとに案内板などを設置することにより、その普通の街並みがさも観光地であるような錯覚に旅行者を陥れます。これも間を埋めた効果の一つととらえることができます。

ちょっと脱線しますが、本町の健康の里の場合には案内板や道しるべごとに、例えば東京日本橋から何千何百何メートルですとか、札幌からですと百何十何キロ何メートルですとかという表示をすることも1案としてどうでしょうか。これは、歩行者に気分を醸し出し、非常に効果があると考えますが、いかがでしょうか。

有名観光地の例に戻ると、各施設間の交通手段としてレンタルサイクルを用意したり遊歩道を整備し、そこからは自動車を排除することにより、そのまち全体を健康な観光地としてイメージさせる効果を上げている自治体の例が多くあります。特に遊歩道の整備は、重要です。

時間のつなぎに関しては、月間イベント表を小まめにつくり、どんな小さな関連イベントであってもこれに掲載し、これを町内外の要所要所に掲示することにより、各イベントが一連の流れであることを認識させる方法も効果あると思います。要は、間断なくPRすることです。町民と健康プロジェクトの間も重要です。町民全員が健康プロジェクトの関係者であるにもないにもかかわらず、町外の方は町民全員に健康プロジェクトを支えているとの意識があるはずだと認識するだろう

ことは否定できません。町民一人一人が健康の里づくり推進プロジェクトに対する意識の間を埋めることにより、対応もスムーズに運ぶはずです。

以上、長くなりましたが、町長は健康の里づくり推進プロジェクトの成功のかぎはどこにあるとお考えか、お聞きします。

以上で平成19年度の町政執行方針に対しての質問を終わります。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの4番、大内議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。町長。

○町長（加賀谷政清） 4番、大内議員の1件目のご質問、町行政の施策の柱は何かについてお答えをいたします。ご質問の趣旨は、財政が逼迫する今、職員と町民が最大限のアイデアと知恵を出し合い、住みなれた上砂川町で安心して暮らせる地域を目指すには何が重要か、そして今後の施策の柱は何かとのことでありますが、私は町長就任に当たり、職員はもとより町民の皆さんに対し、本町の置かれている極めて厳しい財政状況について共通認識を持つ中で、すべての人々による創意工夫をもって行政を進めることが大切であると訴えてきたところであります。

本町の財政状況につきましては、町税等の自主財源の伸長確保が困難なことから、恒常的な歳入不足が生じ、財政構造上、地方交付税など依存財源に頼らざるを得ない状況にあります。しかしながら、交付税につきましては、平成13年度から大幅な削減が続き、この問題に対応すべく町民の皆さんのご理解とご協力をいただき、平成13年度から平成20年度までの総額9億円に上る行財政改革を進めているところであり、この計画の着実な推進こそが本町の喫緊の課題と認識するものであります。財政再建に向けて、行政と町民が一体となり行財政改革を進める中、昨年6月に空知産炭地域総合発展基金からの長期借入金問題が発生し、早期是正が求められたところであり、その解決に向け町民の生活基盤確保とあわせ、自主再建による町の存続を期して誠心誠意取り組み、

国、道の支援を受けて一定の解決を見たところであります。

しかし、議員各位もご承知のとおり、一連の問題解決に当たり、道から平成18年度から22年度までの財政健全化計画の策定が求められ、5年間で実質収支と累積赤字を解消するために、既に実施してきております第3次行財政改革の見直しを迫られるとともに、追加行革が避けられない状況となったところであります。財政健全化計画の策定にあっては、さらなる住民サービスの低下は避けなければならないことから、行財政改革の基本理念として住民生活に大きく影響する制度や生活弱者に係る制度などに配慮しながら、平成13年度以降きょうまで、補助対象事業を除き関連するすべての制度、施策について見直しを行っていることでもありますので、今回は職員の人件費削減を主とした計画としたものであります。その内容は、職員の欠員不補充や給与の削減、特別職などの報酬の減額を中心とし、平成19年度において1億7,000万円を見込んだものとなっており、この健全化計画の実行を確実に処理し、進めることが私の最大の使命であると考えているものであります。

現下の極めて厳しい財政事情の中にあって、本町の地域性や特殊事情により、多くの課題を抱えているのも事実であります。その一つとして著しい少子高齢化の進展が挙げられるものであり、とりわけ65歳以上の高齢化率にあっては、全道で2番目の39.1%にも及んでおりますことから、これらの対策に重きを置く施策の展開が求められると思うものであります。このような状況のもと、今何が施策の柱かとの問いにありましては、前述のとおりまずもって財政再建を図ることを最優先とし、走りながら中長期にわたる政策ビジョンを策定し、少しでも町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりに向け、努力しなければならないと考えているものであります。今後におきましても、少子高齢化対策を含めた福祉と教育分野のニーズ

はますます高まると見込まれますので、限られた予算の効率的な運用により対処してまいり所存であります。

また、本年度を初年度として、町民の皆さんがいつまでも健康で生き生きと生活できる町づくりを目指し、振興公社が主体となり、健康の里づくり推進プロジェクト事業を実施することから、町といたしましても上砂川振興公社とパートナーシップの構築を図り、官民一体となって取り組み、各事業の展開を図ってまいりたいと考えているのであります。

今後も行財政運営については、新型交付税の導入などにより交付税の減少が見込まれ、さらに厳しい財政運営を強いられると思いますが、職員一人一人の創意工夫と住民みずからできることはみずから行う協働の精神をもって知恵を出し合い、町民と一緒に汗を流す町づくりを進める所存であります。私は、その先頭に立ちながら、町民の皆さんが住みなれた上砂川町で安心して暮らせる地域づくりを目指し、全力を尽くしてまいりますので、議員の皆さん方のご協力をお願い申し上げたいと思っております。

次、2件目の二地域居住と町財産等の有効活用についてお答えをいたします。初めに、1点目の移住相談ワンストップ窓口に関する相談実績についてであります。本町公式ホームページにつきましては、町内でのADSLによるブロードバンドサービスの提供が開始された平成16年にインターネットにより行政情報の共有化を目的として立ち上げ、昨年5月に大幅なリニューアルを行い、情報サービスの向上に努めてきたところであります。移住・定住情報につきましては、団塊の世代を中心ターゲットとして、恵まれた自然環境など本町の持つ特性を生かしつつ、新たな人口の流入と定着を図ることを目的に、本年1月からホームページ上で住宅、分譲地の状況や周辺地域の状況などを町外居住者に情報発信することにより取り組んでまいりました。本町においては、企画産業

課が移住希望者に対する総合窓口となり、町内外に関する情報提供や住宅情報など、移住、定住に関するすべての相談に対応する体制を整えております。

現在のところ数件の問い合わせがあります。内容については、本町における再就職先や降雪など気象条件に関するものであり、残念ながら本町への移住にはつながっておりません。しかし、今後もこれら基本情報の提供や受け入れ窓口の設置は重要であると考えていることから、移住希望者のニーズに合わせながら、継続して内容の充実に取り組んでまいります。

次に、2点目、3点目のご質問については関連がありますので、あわせてお答えをいたします。本町では、昭和30年代から住宅に困窮する低所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することを目的として公営住宅の建設を行い、また50年代からは炭鉱地区の住環境の整備を図るため改良住宅の建設を行うとともに、その後は高齢化の進行や生活水準の向上などに対応する、快適な環境で安心して暮らすことのできる住宅を確保するための新たな公的住宅を年次計画にて建設をしてまいりました。現在町が管理している公的住宅は、公営住宅で10団地の508戸、改良住宅で6団地の746戸、そして単身者住宅で2団地の40戸の合わせまして1,294戸となっており、全町の住宅戸数のうち公的住宅の占める比率は55%を超えている状況下にあります。

空戸住宅につきましては、本年2月末で公営住宅では72戸、改良住宅では121戸、単身者住宅では11戸の合計で204戸の空戸が生じており、全戸数に占める割合は15.8%に達し、このうち3分の2が老朽化などにより多額の修繕費がかかるため、入居制限をしている住宅となっております。特に空戸の多い地区は、老朽化が進んでおります緑が丘公営住宅が58戸、鶉改良住宅が27戸、東町改良住宅が71戸となっており、多くの空戸住宅が町内に点在して

いるため、下水道整備や行政運営の効率化を図る上で大きな課題となっているのも事実であります。平成15年度には、町営住宅のストック総合計画活用計画を策定し、耐用年数を経過した老朽住宅の建てかえや用途廃止、水洗化の促進や浴室のない住宅の個別改善事業などを推進する計画にしておりましたが、交付税の大幅削減並びにこのたびの産炭地域総合発展基金の問題などにより、財政状況の悪化により当面新たな住宅の建設並びに老朽住宅の除却などは困難な状況になったところでございます。

こうした中、二地域居住につきましては、団塊世代の大量退職に伴い、都会で暮らす人が週末や一年のうち一定期間を町で暮らすというものであり、人口が減少する地方にとって熟年層の取り込みも含む定住対策は重要であり、雇用を促すことにもつながり、また空戸対策の一つの有効な手段であると考えられ、本町にあっても課題の一つであると思っております。議員のご指摘の一部民間資金の協力を得て、二地域居住住宅に大規模な改造を行い、団塊世代に貸与することについては、耐用年数の2分の1を経過した住宅につきましては用途廃止をすることにより民間資金の活用は可能であります。しかし、用途廃止につきましては一定の条件が付されておまして、老朽化により居住することが危険な状態にある場合、さらには建てかえを行うことが不相当である場合などさまざまな基準により、簡単には用途廃止が承認されない現状にあります。仮に用途廃止を行うにしても、対象となる住宅は老朽化が進んでいることから、一部民間資金を活用したとしても多額の一般財源の負担が伴うものと思料され、現在の危機的財政のもとで二地域居住用に大規模な改修を行うことは困難な状況であると思っております。

また、低家賃の設定につきましては、現在公営住宅の家賃は公営住宅法に基づいて応能応益家賃となっており、改良住宅につきましても公営住宅

に準拠した家賃設定が義務づけられ、法的制約から、現状では困難となっております。しかしながら、単身者住宅につきましては、箱家賃であることから、低家賃の設定は可能であると考えますので、モデルケースとして町外から町内企業への通勤者を対象に、低廉な家賃を設定して町内への定住促進を図るなど検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、現在200戸余りの空戸住宅を抱える中で、いかにして居住地域を再編し、空戸住宅を有効活用するかは急務な課題であります。このため、特に空戸住宅の多い地域につきましては、居住環境などの実態を十分見きわめながら、住宅の集約化や用途廃止を積極的に進め、政策空き家に指定するなどして行政運営の効率化を図り、利用できる住宅につきましては早々活用を図るべく検討をいたしてまいりたいと思っております。

また、二地域居住につきましては、先ほど申し上げたとおり住宅の大規模改造は困難であります。町内にあるパークゴルフ場や温泉施設、テニスコート、プールなどの既存施設や周辺のレジャー施設が北海道のさわやかな気候の中で利用できるなど、本町のこうした魅力をPRしながら、一人でも多くの方に移住していただけるよう努力してまいりたいと思っております。さらにまた、単に団塊世代のみを対象とするのではなく、若年層に対しても乳児保育や延長保育、一時保育や妊婦健康診査の4回助成などの少子化対策を積極的にPRしながら、総合的な視野のもとで住みよい上砂川町をアピールして、移住、定住対策を展開してまいりたいと思っております。

次、3件目の健康の里づくり推進プロジェクトについてのご質問にお答えをいたしたいと思っております。昨年発生いたしました空知産炭地域総合発展基金の問題の一括返済の解決策といたしまして、上砂川振興公社が町有施設である温泉施設や周辺施設を購入し、これらの施設を活用して健康の里

づくり推進プロジェクトを展開することで旧基金の取り崩しが認められたところであります。お手元に資料を配付いたしておりますので、ご参照願いたいと思いますが、この資料につきましてはこれまで議会に報告してきた内容を要約したものであります。この推進プロジェクトの概要につきましては、現在上砂川岳温泉パンケの湯を管理運営している上砂川振興公社が温泉、スキー場ロッジ、日本庭園及び周辺施設を活用して、温泉施設を核とした健康の里づくりの事業を展開することにより、各地域で行われている健康づくり事業を集約化し、拡大させ、さらに健康関連事業への参加の促進や交流機会の確保、健康に対する機運の高揚や意識の醸成を図ることを目的といたしております。また、振興公社にあつては、年々経営状況が厳しくなっていることから、昨年専門家による経営診断を受け、専門家から企業としての収益性や効率性を追求できる基盤を整え、自主自立、自立自営に向けた独立採算制の経営スタイルに移行するための持続可能な再生スキームが示されたことから、ターゲット設定による営業の強化や健康の里づくり事業実施により集客力のアップを図り、経営の安定を図るものであります。

具体的内容につきましては、右の方に図で示してございますが、スポーツ・予防の健康、食の健康、生きがい・交流の健康、そして自然・環境の健康の四つに区分したテーマに沿って事業を進めるものでございます。1点目のスポーツ・予防の健康につきましては、保健師などによる健康相談や寿学級講座、健康講座などを実施するものであります。食の健康につきましては、そば打ち体験教室の実施や地元山菜やニジマスを活用したヘルシー料理の提供などを実施するものであります。また、生きがい・交流の健康につきましては、週数回程度送迎バスを運行して、現在各町集會施設での老人クラブの集まりを温泉で実施していただく高齢者寄り合いの場所の開設やスキー場グレンデの活用、合宿やそば祭りなどのイベントの誘致

などを実施するとしております。自然・環境の健康につきましては、ウォーキングコースの設定やキャンプ場を活用した体験型の三世代自然塾などを実施するものであります。これら事業の実施に当たっては、町職員と振興公社職員による事業の検証、評価などを行うプロジェクト委員会を立ち上げるなどしてパートナーシップの構築を図り、パークゴルフ場や水源公園などの周辺施設も有効に活用して、官民一体となって四つの健康プロジェクトを展開することにより、健康、レジャーに対する町民や近隣住民を含めた道内客の利用が期待され、さらにボランティア団体やコミュニティー団体、福祉医療施設、地元企業などと連携を図り事業を展開することによって、住民福祉、サービスの向上と施設利用者の増加が見込まれ、ひいては町民の健康づくり推進や地域経済の活性化、交流人口の増加が期待されるところであります。

大内議員から指摘のございました各イベントなどの間につきましては、月間予定表を作成するなどして各種事業を積極的にPRするとともに、実施機関と連携を図りながら事業の検証、評価に努め、さらに事業に参加される方々の意見を聞く会を設けるなどして、町民の健康ニーズ把握に努め、事業内容の充実を図ってまいりたいと思います。

この事業の推進に当たって、町民一人一人が健康に関心を持ち、各種事業へ積極的に参加していただくことが重要であります。このためには、町職員並びに振興公社職員が意識改革を行い、目標に向かって町民と一体となって事業を進めることがこの事業を成功させるかぎになると考えております。さらにまた、町民の皆さんが参加しやすい環境を整えるとともに、町民みずからボランティア団体などを立ち上げるなどして、積極的にこの事業に参加、支援をしていただきたいと考えております。今後においても、町民と行政とのパートナーシップの構築を図り、官民一体となって参加してよかったと思えるような事業を展開してい

きたいと考えております。

以上を申し上げまして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○4番（大内兆春） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

以上で町政執行方針の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時02分

○議長（貝沼宏幸） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 教育行政執行方針に対する質疑

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、教育行政執行方針に対する質疑を行います。

本件についても議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

---

#### 高橋成和議員

○議長（貝沼宏幸） 3番、高橋議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（高橋成和） 平成19年第1回定例会に当たり、教育行政執行方針に対する質問をいたします。

昨年から、管内の江部乙小学校の遺書の問題を皮切りにいじめによる自殺が全国的に発生している経緯から、昨年度末、北海道教育委員会より、いじめの実態及び指導体制等に関する調査を児童生徒、教員、学校、市町村、教育委員会を対象に現在も実施されております。しかしながら、江部乙小の自殺発生から遺書問題までの間に同様の調査があったかと思いますが、無記名方式ということもあり、これまでも滝川市のように隠ぺいしたケースがありますし、まるで意味がなかったように思われます。今回の調査については、隠ぺい

の反省も踏まえたもので、内容は今までと違うものかと思いますが、いじめ調査に対する本町の対応や報告も含め、実施そのものに教職員、保護者からはどのような意見があったか、お聞かせ願います。

次の質問ですが、本題に入る前に、みずからの視点でこの問題について述べさせていただきますが、なぜいじめ問題や自殺などでみずからのとうとい命を絶つ子供たちがふえているのかを考えますと、これらの問題は教職員や教育委員会だけの問題ではなく、保護者や地域社会にも原因があり、思いやりの心や善悪の判断、社会生活上の基本を教えることができない大人がふえてきていることが原因ではないかと思います。執行方針にも書かれておりますが、あらゆる大人たちが連携し、身近なところからこの問題に向き合わなければならないというのは確かですが、現状を見ますと家族や子供のためにしなければならないことよりも仕事や自分のしたいことを優先してしまいがちである保護者がふえてきているのは事実でございます。今に始まったことではありませんが、大人たちがその場限りの言葉や価値観で子供に接している限りは、この問題は解決しないように感じられます。

今後の問題として、すべての大人たちに相当な人間としての覚悟が必要であり、みずからの生きる信念を明確にさせ、理論的にも実践的にも完成させていくことが必要であると思えますし、日々の実践において地域に理解され、子供を理解させることは容易ではなく、相当な努力が必要かと思えます。条文中に、家庭、学校、地域社会の連携の強化となりますが、教育委員会ではどこまで踏み込み、今後どのような対応と指針、計画を構築するのかお聞かせ願います。

次に、執行方針の条文の中の学校教育の(2)、児童生徒の指導についてですが、家庭や地域と連携を図り、ボランティア活動や自然体験活動などを通じ、子供の道徳性を日々の教育活動の中では



ぐくむとともに、みずから考え、正しく判断し、実践できるよう、学校を通じ児童生徒の指導に努めてまいりますとの指針が述べられておりますが、いじめ問題などが浮き彫りになっている現状で、そのてこ入れが結局学校を通じということで、変化していないように思われます。

また、社会教育の推進、( 1 )、社会教育の条文の中の青少年教育では、子ども会育成連絡協議会と連携を図りながら、全町子ども祭りや子ども体験教室など、ボランティア活動、エコ活動等も視野に入れ、内容に創意工夫を凝らして、子供たちと参画する事業を展開していくと表現されておりますが、同様の活動目的であれば積極的にリンクさせることで学校でも町でも道徳性を養うことにつながり、いじめなどの問題解決のための連携がとれるのではないのでしょうか。例年どおりの活動をより効果的に効率的に行うことで今後の問題対策につながるのではないかとと思いますが、本町の方針について具体的にお聞かせ願います。

次に、通告しております2件目の質問であります。1件目の質問同様、家庭、学校、地域社会との連携を図るのであれば、教職員に地元に住んでいただくことが望ましいかと思えます。しかし、教職員の意見もさまざまであり、どこに住んでもいいと考える人もいますし、持ち家がある人や買い物まで含めて利便性のある場所をと考える人もあります。ただ、どんな思惑が相手にあったとしても、住宅を用意するところまではしなければなりませんし、田舎だからこそ地域に密着した教職員と住民との連携が必要かと思えます。

本題に入りますが、現状を見ると教職員住宅の老朽化が激しく、加えて財政難の状況下で大変難しく、地域行事の見直しや教育予算の充実が最優先であり、営繕費にはとても費用をかけられないのが現状であります。しかしながら、今後新採用の教職員あるいは転任されてきた教職員については、町内の職員住宅や、加えて空き家の単身者住宅あるいはその他の公営改良住宅も含め、比較的

住宅の損傷が少ない場所への居住の配慮はできないものでしょうか。問題として、住んでいただくことができても地域への貢献は赴任される先生によって思惑が違ってもかもしれませんが、一人でも事情の許す限り地域とのきずなを深めてもらうことができれば、家庭、学校、地域社会との構築につながるのではないかと思います。本町としては赴任されてきた教職員への配慮をこれまでどのようにしてきたのでしょうか。また今後は修繕も含め教職員への町内居住対策をどう進めていくのかお聞かせください。

以上で、誠意ある答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(貝沼宏幸) ただいまの3番、高橋議員の質疑に対し、答弁を求めてまいります。教育長。  
○教育長(櫻 満雄) 私の健康管理の悪さから、議会の大変重要な時期にお聞き苦しい答弁となりますことをお許しをいただきたいと、こう思っています。

3番、高橋議員の1点目のご質問、児童生徒の指導についてお答えをいたします。いじめを苦しめた自殺が全国で相次いで発生し、いじめ未然防止や早期発見、対応の重要性が求められている中、道教委は昨年12月、道内の約2,000校の小中高校生約42万人と3万五千余人の教員を対象としたいじめに関する実態調査を実施したところです。調査の方法は、児童生徒が家庭に持ち帰り、回答した無記名の調査用紙を封筒に入れた状態で学校を通じ回収し、空知教育局において開封し管内の集計を行う方法でありました。この調査の中間報告が先般発表され、児童生徒に限って申し上げますと、回収率は小学校で78.6%、中学校は67.5%であり、その中で今もいじめられているかという設問に対し、あると回答したのは小学校では1万4,876人の9.7%、中学校では3,188人の4.6%といじめの実態が報告されております。

本町においても先生方の協力を得て本調査を実

施し、回収率は中央小学校で65.9%、上砂川中学校では31.1%と全道平均より低くなっております。その中で、空知教育局からの報告では、今もいじめられていますかの質問に対して、あると回答したのは小学校では15人、中学校では3人という結果で、教育局から早急に対応するよう指導があったところであります。教育委員会といたしましては、早速校長会議を開催し、この実態を報告するとともに、児童生徒の行動を注意深く観察し、状況の把握に努めるとともに、適切な対応をするよう要請したところであります。各学校長においては、この実態を担任の先生に報告し、いじめの実態があるのか児童生徒の行動を注視するよう指導したところでありますが、現場の先生方は、調査方法において無記名方式となっているため、その実態の把握が難しく、実際に回答にあるようないじめがあるのか、現状では分析できない状況にあると聞いております。今後道教委から、この調査に関して具体的な内容の指導がされると思われませんが、教育委員会においてはこれらを受けて、各学校に指導してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、教育委員会といたしましては、調査結果を踏まえながら、一つ目としては、いじめは決して許されないことであり、どの子供にもどの学校にも起こり得るものであることを認識すること。二つ目としては、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応すること。三つ目としては、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対応すること。これらを各学校に周知徹底し、いま一度総点検するなど、適切な対応がなされるよう指導してまいっております。

また、議員の指摘もありましたように、いじめは学校、教育委員会だけの問題ではなく、家庭、地域社会など子供の身近な環境について触れられている関係機関との横の連携が一層求められております。さらに、いじめられている子供の心をいち早く察知できるのは家庭であります。したがっ

て、いじめの解決の第一歩は、家庭と学校との信頼と連携から始まることと考えております。これらを踏まえ、今後より一層教員同士の情報の共有化と連携を密にし、家庭と学校そして地域社会の連携を図り、いじめの未然防止、早期発見に努め、いじめが根絶されるよう適切な指導をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次の質問、教職員住宅の修繕対策についてお答えします。本町に赴任している教職員の居住状況につきましては、ご指摘がありましたように8割方の先生が他市町から通勤しているという実態があります。ご心配をいただいております当町の教職員住宅につきましては、老朽化が激しく居住しづらといった状況ばかりではありません。しかし、そこにはトイレやシャワーの問題、時には人によってはセキュリティーの件など問題がないわけではありませんが、そのことで入居しなかったのは少数であると思われれます。その実態としては、転入してきたときに、既に他の地域に自宅を持っていたり、配偶者の仕事の関係でその中間に居住地を設けたり、また新採用や転勤着任時に地元に住みたいと教員住宅に入居しながら、しばらくすると利便地として考えられる砂川市や滝川市に居住をすることが多いといった状態であります。

このようなことから、事情の許す限り地元に住んでほしいとの願いに対して、先ほど申し上げたように先生方の生活権などの問題があり、強制的にお願いするには無理を感じるものがあります。しかし、このことに関して、先生方には上砂川町に居住しなくても、居住していると同じように配慮してもらいたいとお願いをしているところであります。不十分ではありますが、先生方も頑張ってくれています。具体的に特に申し上げますと、問題行動を起こした子供たちの対応に時間をいとわず動き回り、中学校でのいろんな相談活動や年間を通しての部活動の指導などいろいろです。小学校では、文化協会主催の芸能発表会に学年まとめて出場したり、商工会議所の雪だるま祭りに

学校を挙げて参加したことなどがことしの特徴的なものです。このように、少しずつですが地域とのきずなが深められればとの思いが多くあり、家庭、学校、地域社会が連携する糸口になればと願っております。

今後の教職員の住宅につきましては、転入に際して上砂川に住んでもらいたい、このことを積極的に訴え、教職員住宅の確保につきましては、町の職員の入居に優先して用意をしてもらっているという実態もあることから、一人でも多く上砂川町に住んでもらうよう求めてまいります。なお、住宅営繕については、議員ご指摘のように大きな改修になりますと多額の費用がかかることから、日常生活に支障のない修理になりますが、営繕に努めてまいりたいと思います。

以上を申し上げ、答弁といたします。

お聞き苦しい点につきまして、おわびを申し上げます。

○議長（貝沼宏幸） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○3番（高橋成和） ありません。

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

以上で教育行政執行方針に対する質疑を終了いたします。

---

休会について

○議長（貝沼宏幸） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日17日から22日までの6日間、議案調査等のため休会にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、17日から22日までの6日間休会することにいたしました。

なお、休会中の19日、20日、22日の3日間については、予算特別委員会を開催して付託案

件の審議をしていただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、23日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

---

散会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（散会 午前11時24分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

## 平成19年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月19日（月曜日）午前10時00分 開会  
午前11時29分 散会

### ○議事日程 第1号

委員長あいさつ

町長あいさつ

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他の関係について

議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算

委員長あいさつ

○委員長（椿原満春） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

13日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位のご協力をいただきながら本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本予算特別委員会に付託になりました案件は、平成19年度一般会計予算並びに6本の特別会計予算であります。一般会計で25億200万円、特別会計を合わせますと35億8,834万3,000円で、前年度に比較しますと、保養施設事業特別会計が廃止となったことにより、全会計で6億4,856万8,000円減の超緊縮型予算となっております。大変厳しい財政状況のもと、財政の立て直しを図るため、第3次行財政改革の見直しを含め、追加行財政改革を行い、財政健全化計画に基づき予算編成がなされるというものであります。議会としても、その点を踏まえて十分に議論をしていただきたいと思います。

審査期間は限られておりますので、効率的に議事を進めてまいりたいと思いますので、委員各位

のご協力をお願い申し上げまして、簡単でございますが、開会に当たってのあいさつといたします。

開会の宣告

○委員長（椿原満春） ただいまの出席委員9名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

開議の宣告

○委員長（椿原満春） 直ちに会議を開きます。

町長あいさつ

○委員長（椿原満春） ここで町長からごあいさつをいただきます。加賀谷町長。

○町長（加賀谷政清） おはようございます。きょうから19年度の一般会計並びに特別会計の予算審査が始まりますが、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

産炭地の発展基金の一括返済につきましては、国や道の支援によりまして一応の解決を見ることができまして、関連の議案並びに予算も議決いただいたところございまして、現在発展基金の取り崩し手続の作業を進めているところでございます。昨年6月に発生いたしましたこの問題も、議員の皆さんの協力によりまして解決することができました。ご協力に心から感謝申し上げたいと思います。本町が一括返済する額は、もう既にご承知のように14億4,000万円でありまして、この財源を確保することができましたので、18年度の決算見込みでは大きな赤字決算とはなりません。財政再建団体への転落は回避することがで

きました。しかし、この一括返済によりまして、ご承知のように本町のこれまで積み立ててきた基金全額を取り崩すことになりましたし、さらにまたこの一括返済によって実質公債費比率も、ご承知のように36%と歌志内に次ぐ全国2番目の数値となりまして、これに伴いまして財政立て直しの健全化計画を策定したところでございます。

こうした状況によりまして、先日の執行方針並びに予算大綱で申し上げましたが、19年度の予算編成に当たりましては、この財政健全化計画に基づいて予算編成を進めたところでございまして、今委員長から申し上げましたように、前年度は町長選もございまして、骨格予算でありましたが、そういったことと比較いたしましても、なおかつ17.6%の大きな減額の予算編成になったところでございます。そうした意味で、19年度も大変厳しい予算執行となるわけでございますが、先日の執行方針でも申し述べましたけれども、まずはこの財政再建を図ることが最優先課題でありますので、この財政健全化計画を着実に実行いたしまして、一日も早い財政立て直しを図って、少しでも前向きな行政を推進してまいりたいと思っておりますので、引き続き皆さんのご意見やご指導をよろしくお願い申し上げます。

この後、各担当課長から19年度の予算説明を行いますので、議員の皆さんの積極的なご意見を賜りますようお願いいたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### 予算特別委員会の日程について

○委員長（椿原満春） それでは、これより議事に入ります。

議題第1、予算特別委員会の日程について局長から説明いたします。伊藤局長。

○事務局長（伊藤伸一） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

審査日程は、本日19日、20日、22日の3日間を予定しております。本日は、審査方法、資料提出要求等について協議をしていただき、その後、平成19年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入、そして第2表の地方債、このような順序で審査を進めてまいります。予定といたしましては、本日と20日の2日間で一般会計の審査をすべて終え、22日、最終日は国保会計以下すべての特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上3日間の日程で付託になりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（椿原満春） ただいまの説明に対して質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、日程については説明どおりいたします。

なお、委員会開催の通知は改めていたしませんので、間違いのないようご参集願います。

---

#### 予算審査の方法について

○委員長（椿原満春） 次に、議題第2、予算の審査方法について局長から説明いたします。伊藤局長。

○事務局長（伊藤伸一） 予算審査の方法について説明いたします。

去る13日の本会議におきまして、町長から提案理由、助役から概要等についての説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書によりまして、各款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

なお、審査に入る前に、総務財政課長より行財政改革の実施事業等についての説明がございました。

説明手順は、例年と同様に本年度予算額、前年度対比、財源内訳を説明し、引き続き節の内容説明に入るわけですが、時間の関係上、経常的な経

費や前年度と比較し多少の増減の場合については説明を省略し、前年度に比し大きく変わったところあるいは制度、政策の見直し、重要な継続事業等について説明をしていただきます。質疑については、原則的には款の説明が終了した後、目ごとに受けることとなります。また、討論、採決につきましては、議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員の出席でございますが、一般会計につきましては全課長の出席をお願いいたします。特別会計につきましては、それぞれの担当課長、係長等が出席をし、対応していただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長（椿原満春） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

---

#### 予算審査資料の提出について

○委員長（椿原満春） 議題第3、予算審議に係る資料提出について、何か必要な資料がありますか、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

---

#### その他の関係について

○委員長（椿原満春） 議題第4、その他ですが、委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

---

#### 行財政改革の実施事業等について

○委員長（椿原満春） 審査に入る前に、行財政改革の実施事業等について総務財政課長から説明願います。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、第3次

行財政改革並びに追加行革の実績と予定事業総括表についてご説明申し上げます。

資料ナンバー17をご参照いただきたいと思います。それでは、説明申し上げます。昨年の3月議会の予算特別委員会にて、平成13年度から17年度までの実績を説明させていただきましたので、本年は産炭地域振興センターからの不適切な起債があったことにより道より健全化計画の策定を求められ、第3次行財政改革の見直しを行うことになりましたので、その内容を当初予算の説明の前にさせていただきます。

平成18年度の実績と平成19年度、20年度の予定事業となっております。それでは、A4サイズの総括表をごらんいただきたいと思います。まず初めに、平成13年度から平成17年度実績Aの欄をごらんいただきたいと思います。職員分、人件費削減、小計を申し上げます。4億3,227万6,000円の実績が計上されております。また、18年度から20年度実施の19年度の欄では、1億2,030万6,000円、合計Bということでございます。これは、平成18年度から20年度までの合計Bが2億363万8,000円。合計AプラスB、6億3,591万4,000円となっております。また、職員分の庁舎内の節減の小計の欄でございます。1億5,179万4,000円が実績Aとなっております。19年度では2,919万6,000円の追加行革を行うと。合計B、4,794万2,000円。AプラスBの合計が1億9,973万6,000円となっております。

また、住民に係る制度・施策の小計でございます。実績のA欄、1億6,978万6,000円、19年度では1,333万4,000円、合計B、2,967万9,000円、AプラスBの合計が1億9,946万5,000円となっております。また、住民分の関係の中では、各団体補助金の見直しも行ってございます。13年度から17年度の実績では、754万4,000円、19年度の追

加行革では227万円となっております。合計B、446万7,000円。合計AプラスB、1,201万1,000円となっております。

その結果、削減額の合計、実績A、7億6,140万円、平成19年度では1億6,510万6,000円、合計B、2億8,572万6,000円、合計AプラスBでは10億4,712万6,000円となっております。この内訳が職員の場合では80%、住民の場合では20%というふうな内容になってございます。

また、収入の増額の行革も行っております。平成13年度から17年度の実績では1,905万円、19年度の追加行革では320万円、合計B、2,049万1,000円、合計、最終的にはAプラスBで3,954万1,000円と。

総合計では、実績、現在までの行革が7億8,045万円、19年度の追加行革では1億6,830万6,000円、合計B、3億621万7,000円、最終的な20年度までの行革、AプラスB、総合計10億8,666万7,000円という内容になってございます。

1枚めくっていただきまして、縦長の表の平成18年度から平成20年度行財政改革対象事業一覧をごらんいただきたいと存じます。初めに、表の見方がありますが、白地のものが第3次行財政改革のものでございます。また、網かけがかかっているものが今回の追加行革によるものとなっております。二重枠になっているものが第3次行財政改革の一部見直しにより継続して実施する予定のものとなっておりますので、これから主なもののみ縦に従いまして順に説明をいたします。

まず、人件費削減分でございます。議員報酬等の縮減、議員報酬等ということでございます。発議により議決していただきました内容でございます。平成19年1月にはもう既に実施しておりますものを本年4月から、さらに議長におきましては19%の削減、副議長におきましては15%の削減、委員長15%削減、議員の皆さんには14

%の削減で、19年度の削減額、効果額でございます。427万4,000円となっております。また、監査委員報酬におきまして、平成19年1月から実施しておりますが、4月からさらに報酬の見直しを行いまして、代表監査は26%削減、議選の監査におきましては14%の削減、効果額は23万3,000円と見込んでございます。また、教育委員報酬でございます。これは、平成18年10月から教育委員の1名を条例によりまして欠員としてございます。その関係で30万円見込んだということでございます。また、報酬につきましても、1月から削減を開始しまして、本年4月からは委員長におきましては31%の削減、委員におきましては34%の削減で、38万4,000円。小計でございます。19年度の削減額519万1,000円。最終的な合計額は、661万2,000円と見込んだところでございます。

次に、退職者不補充、職員給料等の1、特別職報酬でございます。本年1月から既に実施しておりますが、4月からもさらに町長におきましては30%の削減、助役、教育長におきましては25%の削減、これは管内の最低を基準としてございます。この効果額は440万1,000円の19年度の削減を見込んでございます。また、職員の給料につきましても、平成19年の1月から10%を既に実施しておりますが、さらに10%の上乗せを行いまして20%の削減で、19年度では9,195万6,000円。なお、3番目の欠員不補充もさらに継続していくという内容でございます。また、4番目の諸手当につきましても本年1月からの削減を行いまして、168万3,000円。なお、職員の早期勸奨退職制度の実施を考えてございます。内容は、満30歳以上、特別昇給8号俸ということで、これにつきましては効果額がまだ記載されておりませんが、対象者が出た時点でこの金額が入るということになってございます。小計でございます。19年度の削減額1億1,511万5,000円、合計額1億9,702万6,

000円となっております。

この結果、人件費の削減合計額、19年度では1億2,030万6,000円、合計2億363万8,000円となっております。

続きまして、庁舎内節減でございます。私どもの公共施設運営体制の見直しを行うということでございます。主なもののみ説明します。3番目の役場庁舎管理業務、ここにつきましても委託方法の見直しを行いまして、夜間の機械警備の導入を行うことによって19年度では248万8,000円でございます。また、小中学校の日直業務の見直しも行いまして、委託しているものを直接雇用するというので、19年度では182万7,000円。小計431万5,000円、合計額1,355万1,000円を見込むものでございます。

次に、嘱託職員の配置等の見直しでございます。2番目の嘱託職員の期末手当につきましても、医療センターについては2カ月分、その他については1カ月分ということでの支給を行うということで、効果額が19年度で188万7,000円となっております。また、嘱託職員の配置についても見直しを行いまして、270万4,000円。小計でございます。503万4,000円。合計681万3,000円となっております。

さらに、もう一枚めくっていただきたいと存じます。その他の経費の節減でございます。これにつきましても、1番目の物件費もさらに3%の削減を行っておりまして、19年度では1,441万円を見込んでございます。また、5番目の特養、老健の食費につきましても関係でございます。これは、昨年の10月に1食300円から、近隣平均と合わせまして250円に減額してございます。この結果、19年度では262万1,000円を計上するものでございます。また、交際費につきましてもそれぞれ減額を行いまして、176万円を19年度で削減するものでございます。8番目の各委員費用弁償でございます。役場庁内の関係の委員会の費用弁償につきましても、19年

度より休止といたしまして、35万6,000円を見込むものでございます。結果、小計、19年度では1,984万7,000円、合計2,757万8,000円。

庁舎内節減合計でございます。19年度では2,919万6,000円、合計4,794万2,000円を見込むものでございます。

続きまして、制度・施策改革ということでございます。1番目の福祉・保健制度でございます。ここで二重枠が1番目に出てきてございます。妊婦健康診査でございますが、18年度では休止ということでしたが、後期の1回を助成したところでございます。19年度では、これをさらに少子高齢化対策というようなことを考えまして4回の助成を行うということで、これは逆に効果額は三角ということになってございます。42万円を計上するというのでございます。また、4番目の福祉バスの運行でございます。これにつきましても、第3次行財政改革では平成19年度で休止ということでしたが、これを継続すると、内容につきましては無料団体の廃止を行いまして有料化に伴うものということでございます。ここにつきましても、削減額は三角がついてございませぬが、これも有料団体の利用によって発生してくるということでございます。また、歳入につきましても、別途後ろの方のもう一枚のページに載っておりますので、そのときに説明申し上げます。以上、小計、6事業、平成19年度削減額788万1,000円、合計819万4,000円となっております。

次に、教育制度でございますが、これはすべて18年度の削減ということでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、3番目のその他制度でございます。ここで6番目の無重力プラザでございます。平成19年度においては休止を行うということで、必要最小限の管理経費のみ計上するため、200万8,000円の効果額を見込んでございます。また、



8番目の共同浴場の助成でございます。これにつきましても、緑が丘の共同浴場の組合解散という予定でございますので、利用されている方々にバス券相当分を交付するというところでございます。その結果の差し引きで103万1,000円の削減額を見込んだところでございます。小計でございます。9事業、19年度545万3,000円、合計1,847万3,000円となっております。

この結果、制度・施策改革の合計、19事業、平成19年度削減額1,333万4,000円、合計2,967万9,000円となるものでございます。

さらに、もう一枚めくっていただきたいと存じます。各団体補助金の見直しでございます。ここにつきましては、平成19年度でそれぞれ団体が載っております。商工会議所、地区連合、社会福祉協議会、その他の補助金の縮減等も行いまして、19年度の削減額227万円を見込んでいます。

次に、歳入でございます。1番目の町税でございます。これは、追加行革とは関係がございません。ちょっと見直しを行ったと、第3次行財政改革の見直しを行いました。これにつきましては、固定資産税の1.4%を1.5%に引き上げるという予定でしたが、これは実施をしないということでございます。また、法人税割につきましても同様、引き上げを行わないとなっております。また、2番目の福祉バスの運行、これは先ほど申し上げましたように効果額、歳入の方で68万5,000円が見込まれるということでございます。次に、7番目、これが追加行革になってございます。軽自動車税でございます。標準税率1.0%、これを1.2倍に引き上げるということでございます。滝川、赤平は1.2倍、歌志内については1.5倍というふうに聞いてございます。この効果額が89万3,000円。また、各種証明発行手数料、住民票と諸証明、300円、40

0円に引き上げるわけでございます。この効果額が52万5,000円となっております。し尿処理手数料につきましても、生活保護の免除、これについては廃止を行いまして、109万7,000円。合計320万円を平成19年度の増加額と考えてございます。結果、合計2,049万1,000円の増加を見込んでございます。

総合計にまいります。19年度の効果額1億6,830万6,000円、合計3億621万7,000円となっております。

ここの内容の内訳が下の枠外の米印のついでるところで、既存計画で19年度では4,117万7,000円、追加行革では1億2,712万9,000円、合計、既存計画では1億6,525万4,000円、追加行革では1億4,096万3,000円となるものでございます。

なお、資料ナンバー18につきましては、平成13年度から17年度の実績、先ほど申し上げました1枚目の資料17の左端の方にあります実績Aと合致いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で第3次行財政改革並びに追加行革についての説明を終わらせていただきますが、今後とも議員各位のご協力と住民のご理解で行政が一丸となって健全財政の運営に取り組んでいくものでありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） ただいまの説明に対し質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

10分間休憩します。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時39分

○委員長（椿原満春） 休憩を解きまして会議を開きます。

議案第23号

○委員長（椿原満春） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。伊藤局長。

○事務局長（伊藤伸一） 議会費について説明をいたします。

28ページをお開き願います。1項議会費、1目議会費、本年度予算額3,318万3,000円、前年度比較で924万1,000円の減、財源はすべて一般財源でございます。1節報酬では、議員1名の減と報酬の引き下げによりまして588万円の減。3節職員手当では、1節報酬と同様の理由によりまして196万3,000円の減となっております。4節共済費では、町負担率のアップによりまして39万8,000円の増となったところでございます。9節旅費では、議員分としては全国石炭鉱業関係町村議会議長会が解散いたしましたので、それと合わせ55万円の減、職員分といたしましては本年度該当のない中央要望運動随行分の12万円の減となっております。10節の交際費は、行革によりまして20万円の減、11節需用費では議会だよりの発行取りやめによりまして23万8,000円の減。13節委託料では、会議録の配付取りやめにより52万3,000円の減。19節負担金補助及交付金では、旅費の減と同様の理由によりまして14万5,000円の減となっております。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） 議会費の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、1款議会費の質疑を打ち切ります。

次、2款総務費に入ります。総務費については、総務財政課長、企画産業課長、町民生活課長、教育次長、建設水道課長、監査事務局長と順次説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、総務費のうち総務財政課が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

30ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額3,640万9,000円、前年度比較で765万円の減、財源内訳はすべて一般財源となっております。それでは、主な増減についてご説明申し上げます。4節共済費、本年度予算額640万6,000円、前年度比較57万4,000円の減及び7節賃金、本年度予算額399万4,000円、前年度比較260万7,000円の減は、行革によりまして嘱託職員の減によるものです。10節交際費、本年度予算額100万円、前年度比較140万円の減は、行革によりまして町長交際費の減でございます。13節委託料、本年度予算額874万9,000円、前年度比較252万2,000円の減につきましても、行革により庁舎管理の機械警備の導入による減となっております。役場庁舎管理の機械警備の概略につきましてご説明申し上げます。夜間機械警備は、平日におきまして午後8時30分から翌日の午前7時30分まで、休日は午後5時30分から翌日の午前8時30分までとしており、その時間帯以外につきましては今までどおり警備員が常駐することとしており、夜間の電話や来庁者の対応につきましては機械警備会社への電話転送により対応するものとしております。なお、必要時には夜間警備会社から職員へ連絡が行き、職員が出勤して対応するものとしております。なお、住民の皆さんの利用についてでございますが、これにつきましても現行どおりでありまして、支障を起こさないように、職員並びに住民への周知徹底を図るものとしております。そ

の他計上されております予算額につきましては、  
経常経費の節減によるものであります。

32ページをお開きください。2目文書広報費  
の総務財政課所管分は、11節需用費の町例規  
定録の増は条例改正が多数発生したためによる  
ものでございます。

3目財政管理費、本年度予算額36万円、前  
年度比較36万9,000円の減となっております。  
財源内訳は全額一般財源で、11節需用費、本  
年度予算額6万円は、行革によりまして予算書、  
決算書の印刷を職員が行うことにより減となっ  
ております。

4会計管理費、本年度予算額135万5,00  
0円、前年度比較22万4,000円の減となっ  
ており、財源内訳は全額一般財源です。12節  
役務費、本年度予算額122万5,000円で、比  
較いたしまして20万7,000円の減は、し尿  
及びごみの収集量の減により証紙売りさばき手  
数料が減ったことによるものとなっております。

5目財産管理費、本年度予算額4,619万4,  
000円、前年度比較948万円の減額となっ  
ております。財源内訳は、その他特定財源2,10  
1万9,000円、一般財源が2,517万5,00  
0円となっております。12節役務費、本年度  
予算額90万8,000円、前年度比較55万1,  
000円の減は、庁舎等の火災保険料の保険料率  
の見直しによるものとなっております。14節使  
用料及賃借料、本年度予算額2,481万9,00  
0円、前年度比較で875万7,000円の減額は、  
平成4年度の共済住宅支払い償還の減による  
ものであります。28節繰出金、本年度予算額1,  
197万5,000円、土地取得会計事業繰出金  
で、特別会計にてご説明申し上げます。

次に、6目企画費のうち総務財政課が所管いた  
します内容について申し上げます。1節報酬です  
が、防災会議、国民保護協議会委員で、昨年度か  
ら作業を進めております防災計画書の見直し並び  
に国民保護計画書策定に係る委員の報酬で、1回

分を計上したもので、両計画につきまして本年度  
5月末をめどとして策定を終了する予定としてお  
ります。

次に、7目公平委員会費、本年度予算額7,0  
00円、前年度比較3,000円の減で、財源内  
訳は全額一般財源となっております。行革によ  
りまして委員費用弁償の休止によるものであり  
ます。

続きまして、34ページをお開きください。9  
目諸費、本年度予算額208万7,000円、前  
年度比較5万円の減額となっております。8節  
報償費75万7,000円の計上ですが、前年度対  
比で5万円の減は、各種表彰、弔慰金は削減によ  
るもので、その他については前年同様であります  
ので、説明を省略させていただきます。

続きまして、38ページをお開きください。総  
務費の選挙費で1目選挙管理委員会費、本年度予  
算額14万7,000円、前年度比較7万円の減  
額となっております。財源内訳は、全額一般財源  
であります。9節旅費、前年度比較6万9,00  
0円の減は、行革によりまして委員費用の休止並  
びに旅費の節減によるものであります。

2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、  
前年度と同額であります。財源内訳は、全額一般  
財源となっております。例年どおりの経常経費の  
ため、説明は省略させていただきます。

3目北海道知事道議会議員選挙費、本年度予  
算額311万4,000円、財源内訳は国・道支出  
金311万4,000円であります。4月8日執  
行の北海道知事、道議会議員の選挙に係る経費と  
なっており、平成18年12月議会にて198万  
6,000円を補正予算として計上しており、投票  
日までの予算を計上するものであります。

4目参議院議員選挙費、本年度予算額490万  
円。財源内訳は、国・道支出金490万円であり  
ます。参議院選挙につきましては、7月下旬執行  
予定されており、選挙に係る経費を計上しており  
ます。

以上で2款総務費に係る総務財政課所管分のご

説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 次に、林企画産業課長。  
○企画産業課長（林 智明） それでは、総務費のうち企画産業課所管事項についてご説明いたします。

32ページをお開き願います。2目文書広報費、本年度予算額618万5,000円で、前年度と比較いたしまして21万3,000円の減額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。主な項目についてご説明申し上げます。1節報酬でございますが、広報委員報酬の見直しにより対前年比70万円の減額となり、11節需用費の印刷製本費で町広報用が30万3,000円の減額となっておりますが、これは年間のページ数の減によるものでございます。

次に、33ページをごらん願います。6目企画費でございますが、本年度予算額130万6,000円で、前年度と比較して66万6,000円の減額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。主な項目についてご説明申し上げます。19節負担金補助及交付金でございますが、前年度比較で10万円の減額となっておりますが、減額の主な要因は中空知広域市町村圏組合事務負担金が全体的な事業の見直しにより、前年度との比較で9万8,000円の減額となったことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、36ページをお開き願います。11目地域振興費でございますが、本年度予算額232万円で、前年度と比較いたしまして2億1,916万円の減額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。本目は、所管が企画産業課、建設水道課に分かれておりますので、企画産業課所管事項についてご説明申し上げます。11節需用費でございますが、前年度対比47万6,000円の増となっておりますが、増額の主な要因はコンベンションホールが4月から休館することになったこと

により、12目無重力プラザ費が廃目になり、地下水排水ポンプが休館期間も運転が必要であるため、動力の電気料を地域振興費に計上したことによる増額でございます。12節役務費につきましては、本年度は5年に1度行われますテレビ中継局定期監査の手数料1万1,000円を計上したところであり、19節負担金補助及交付金でございますが、前年度対比2億1,924万9,000円減額となっておりますが、これは空知産炭地域総合発展基金の負担金が借り入れできなくなったことによるものと、北海道鉱業市町村会の負担金につきましても産炭法の激変緩和措置終了により上部団体であります全国鉱業市町村連合会が3月末をもって解散することに伴い、予算計上しなかったことによる減額であります。

続きまして、12目無重力プラザ費につきましては、コンベンションホール休止に伴い、廃目としております。

次に、40ページをお開き願います。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございますが、本年度予算額31万円で、前年度と比較いたしまして2万9,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金30万6,000円、残り4,000円は一般財源でございます。本年度の統計調査につきましては、毎年実施しております教育統計調査と工業統計調査のほかに、5年ごとに実施されます商業統計調査と就業構造基本調査、また来年度実施される住宅土地統計調査の準備調査の計5調査を実施することとし、それぞれ関係予算を計上したところであり、内容につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費のうち企画産業課所管事項につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 次に、山本町民生活課長。  
○町民生活課長（山本丈夫） 総務費のうち町民生活課所管分について説明をさせていただきます。

33ページをお開き願います。6目企画費、19節負担金補助及交付金中に防犯協会の補助金7万円を計上しておりますが、前年同額でございます。

次ページをお開き願います。34ページでございます。8目交通安全対策費、本年度予算額483万2,000円、前年度比較24万7,000円の減でございます。財源内訳は、すべて一般財源でございます。7節賃金でございますが、179万4,000円の計上で、前年度比6万9,000円の減。9節旅費22万6,000円の計上で、前年度比5万1,000円の減で、いずれも交通安全指導員の人員減によるものでございます。19節負担金補助及交付金46万9,000円の計上で、前年度比5万円の減は、交通安全推進委員会補助金の経費縮減分でございます。他は、前年とほぼ同様の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

次、37ページへまいります。2項徴税费、1目税務総務費、本年度予算額11万6,000円の計上で、前年度比較4,000円の減でございます。財源内訳は、すべて一般財源でございます。主に固定資産評価審査委員会に係る経費でございます。委員費用弁償の減以外は前年とほぼ同様の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

次、2目賦課徴収費、本年度予算額271万6,000円の計上で、前年度比較60万円の増でございます。財源内訳は、国・道支出金270万1,000円、その他特定財源1万5,000円でございます。13節の委託料でございますが、前年度比49万6,000円増の162万7,000円の計上でございます。こちらにつきましては、3年ごとの固定資産評価替えにかかわります不動産鑑定委託のための経費計上によるものでございます。他は、前年とほぼ同様の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

次のページをお開き願います。38ページでございます。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住

民基本台帳費、本年度予算額119万2,000円の計上で、前年度比133万3,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金1万円、その他特定財源118万2,000円でございます。前年度は、14節の使用料及賃借料におきまして住民基本台帳ネットワークシステム機器借上料130万円を計上しておりましたが、債務負担の終了により、今年度は計上がないものでございます。他は、前年とほぼ同様の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） 次、小林教育次長。

○教育次長（小林 均） それでは、教育委員会が所管いたします総務関係費につきましてご説明申し上げます。

35ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、10目町民センター管理費、本年度予算額1,702万1,000円、前年度比較248万4,000円の増額となっております。財源内訳は、起債が210万円、その他特定財源が40万円、一般財源が1,452万1,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額52万円、前年度対比26万8,000円の減額となっておりますが、これは町民センター、体育センターの午後5時以降の管理は臨時職員2名体制で行っておりますが、平日については2名必要でありますけれども、土曜、日曜日の利用実態を見ると午後5時以降の利用者が少なく、1名で管理できる状況にありますことから、減額したものであります。11節需用費でございますが、本年度予算額66万4,000円、前年度対比100万9,000円の増になっておりますが、公民館が休止になったことにより、町民センターの利用者がふえ、光熱水費、燃料費が増額となったことによるものでございます。13節委託料でございますが、本年度予算額659万4,000円、前年度対比105万2,000円の減となっておりますが、これ

は福祉サービスに委託しております日常清掃業務等の業務を約3%減額したことで、後ほど申し上げますが、町民センターと役場庁舎を浄化槽処理から下水道に接続するため、浄化槽維持管理委託料がなくなったことによる減、また福祉サービスが役場庁舎とともに行っていただいていた町民センターの夜間警備を機械警備にするための増額になったものとの相殺でございます。36ページでございます。15節工事請負費は、本年度予算額290万円を計上しておりますが、前段申し上げました町民センターの浄化槽を下水道に接続する工事費でございます。以下の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

なお、予算とは直接関係ございませんが、町民センター、体育センターの休館日につきまして、これまで月曜日が休日の場合はその翌日、すなわち火曜日を休館日としておりましたが、月曜休日の利用者が少なく、逆に火曜日利用の団体から苦情が来ていることなどにより、利用者の利便を図るため、月曜日が祝祭日にかかわらず、4月1日から月曜日を固定して休館日にすることといたします。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長(椿原満春) 次に、高木建設水道課長。  
○建設水道課長(高木則和) 続きまして、11目地域振興費のうち建設水道課で所管をいたします水源公園関係予算につきましては、36ページに記載をしておりますけれども、本年度予算額121万1,000円、前年度対比で44万7,000円で計上するものでございます。賃金85万2,000円の計上で21万5,000円の減につきましては、公園の草刈りの一部を職員対応によるものがございます。委託料8万8,000円の計上で16万4,000円の減につきましても転落防止ネット設置業務につきましても職員が協力をして設置するものでございます。その

ほかは、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(椿原満春) 次に、伊藤監査事務局長。  
○監査事務局長(伊藤伸一) それでは、監査委員費についてご説明をいたします。

41ページお聞き願います。2款総務費、6項監査委員費、本年度予算額106万3,000円、前年度比較で32万6,000円の減でございます。すべて一般財源でございます。1節報酬は報酬の引き下げによりまして26万4,000円の減、9節旅費では費用弁償の廃止により6万円の減となっております。

以上でございます。

○委員長(椿原満春) 以上で2款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、目ごとに質疑を受けてまいります。

1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(椿原満春) ないようですので、打ち切ります。

次、2目文書広報費、3目財政管理費、4目会計管理費、5目財産管理費について一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(椿原満春) ないようですので、打ち切ります。

次、6目企画費、7目公平委員会費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(椿原満春) ないようですので、打ち切ります。

次、8目交通安全対策費、9目諸費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、10目町民センター管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、11目地域振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2項徴税費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、3項戸籍住民基本台帳費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、4項選挙費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、5項統計調査費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、6項監査委員費について質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費についての質疑を打ち切ります。

3款民生費に入ります。民生費については、福祉保健課主幹、町民生活課長、特養施設長に説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。高橋主幹。

○福祉保健課主幹（高橋 良） それでは、3款民生費の福祉保健課所管分について説明申し上げます。

44ページをお開きください。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費につきましては、本年度予算額2億3,227万2,000円、前年度比較1,541万2,000円の増となり、財源内訳は国・道支出金1億3,100万6,000円、その他特定財源1,587万円、一般財源8,539万6,000円となっております。増額の主なものにつきましては、8節報償費の全世帯配布入浴券につきましては、1世帯の配布枚数4枚に変更はありませんが、今まで特別料金を設定しておりましたが、4月からの民営化に伴い、1枚当たりの単価を280円から通常料金の500円に戻し予算計上したことにより、231万6,000円、13節委託料の除雪サービスにつきましては昨年度の予算計上は6月補正のため、当初予算比較で170万円、19節負担金補助及交付金の空知中部広域連合障害支援事業負担金と地域生活支援事業についても昨年度は9月補正で計上したため、当初予算比較でそれぞれ108万7,000円と437万8,000円の増となっており、地域生活支援事業の知的地域活動支援センターにつきましては障害者デイサービス事業所エルムの里が名称を変えて、支援費から町補助金により運営していくものでございます。次に、20節扶助費につま

しては、社会福祉施設（老人施設）入所者の増等によりまして全体で106万3,000円、28節繰出金では国保基盤安定等繰出金が税軽減分のルール等で717万円の増となっております。

次に、46ページをお開きください。2目老人福祉費につきましては、本年度予算額8,068万2,000円、前年度比較840万3,000円の減となり、財源内訳は国・道支出金461万6,000円、一般財源7,606万6,000円となっております。減額の主なものにつきましては、19節負担金補助及交付金の老人保健負担金、20節扶助費の老人医療費、ともに医療費の減により、それぞれ658万7,000円、392万円の減となり、19節負担金補助及交付金の北海道後期高齢者医療広域連合負担金261万5,000円が新たにふえたものでございます。

次に、3目社会福祉施設費につきましては、本年度予算額615万6,000円、前年度比較78万9,000円の増となり、財源内訳は起債80万円、一般財源535万6,000円となっております。増額の主なものにつきましては、15節工事請負費の鶉本町生活館下水道接続工事110万円ですが、この工事に伴いまして13節委託料の浄化槽維持管理委託料22万5,000円が減となるものでございます。

次に、50ページをお開きください。5目複合施設費につきましては、本年度予算額447万1,000円、前年度比較130万円の増となり、財源内訳は国・道支出金134万3,000円、起債110万円、一般財源202万8,000円となっております。増額の主なものにつきましては、3目の社会福祉施設費と同様に、15節工事請負費の中央ふれあいセンター下水道接続工事費150万円ですが、この工事に伴いまして13節委託料の浄化槽維持管理委託料18万5,000円が減となるものでございます。

次に、53ページをお開きください。7目介護保険費につきましては、本年度予算額7,875

万4,000円、前年度比較404万円の減でございます。財源は、すべて一般財源となっております。減額の主なものは、19節負担金補助及交付金の空知中部広域連合負担金で、保険給付費が減となったものでございます。

次に、54ページをお開きください。9目介護予防費につきましては、本年度予算額304万5,000円、前年度比較86万3,000円の増となり、財源内訳はすべてその他特定財源として空知中部広域連合からの委託料を充当いたします。増額の主なものにつきましては、7節賃金で97万円の増となっておりますが、前年度当初予算では健康運動指導等を委託料に計上しておりましたが、これを賃金に組みかえたことと介護予防事業の拡充に伴いまして臨時保健師賃金を増額したことにより、実質30万6,000円の増となっております。次に、8節報償費、11節需用費、12節役務費、14節材料及賃借料につきましても、事業拡充のため97万7,000円の増となっております。また、昨年度備品購入費に42万円を計上しておりましたが、本年度は購入予定がないことから、減額となっております。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、本年度予算額2,880万7,000円、前年度比較265万2,000円の増となり、財源内訳は国・道支出金1,772万6,000円、その他特定財源49万3,000円、一般財源が1,058万8,000円となっております。増額の主なものにつきましては、20節扶助費の児童手当について制度改正により3歳未満の第1子、第2子について現行月額手当5,000円を1万円に改正されたことにより278万円と20節扶助費のひとり親家庭等医療費が17万8,000円の増となりますが、乳幼児医療費は35万1,000円が減となるものでございます。

次に、2目保育所費につきましては、本年度予算額1,147万6,000円、前年度比較174万2,000円の減となり、財源内訳はその他特



定財源 375万4,000円、一般財源 772万2,000円となっております。減額の主なものにつきましては、7節賃金では保育園の献立業務につきましては在宅栄養士が行ってまいりましたが、経費削減のため本年度からは町栄養士が行うこととし、在宅栄養士賃金 44万3,000円、代替保育士賃金等は前年度の実績を勘案いたしまして 24万9,000円、18節備品購入費で 5万円が減、通園バスにつきましては本年3月をもって廃止するため、11節需用費の消耗品、燃料費、修繕料で 82万2,000円、12節役務費の保険料で 9万1,000円、公課費で 7万円が減となるものでございます。

次に、3項生活保護費、1目生活保護総務費につきましては、本年度予算額 9,000円、前年度同額で、財源は一般財源となっております。

次に、2目扶助費につきましては、本年度予算額 29万円、前年度比較 3万2,000円の減で、財源は一般財源となっております。減額につきましては、困窮世帯の減によるものでございます。

次に、4項災害救助費、1目災害救助費につきましては、本年度予算額 24万円、前年同額で、財源は一般財源となっております。

以上で福祉保健課所管分の説明と……

〔発言する者あり〕

○福祉保健課主幹（高橋 良） 済みません。2目の保育所費についてでございますが、7節の賃金につきましては先ほども説明しましたとおり減額となっておりますが、この中で4月から一時保育、保護者の方が病気等で見れない場合に一時的ですけれども、子供さんを預かって保育する。もう一点、延長保育ですが、今まで午後6時まで保育しておりますが、これを1時間延長いたしまして午後7時まで、6時から7時までを延長保育という形で、4月からこの二つの制度を実施したいと考えております。

以上で福祉保健課所管分の説明とさせていただきます。

○委員長（椿原満春） 次に、山本町民生活課長。  
○町民生活課長（山本丈夫） 44ページをお開き願います。民生費のうち住民生活課所管分について説明をさせていただきます。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費のうち9節旅費の普通旅費、12節役務費の電話料、13節委託料の電算機保守など、国民年金事務に関する経費を計上しております。前年度でございますが、13節の委託料に年金所得情報システム導入業務 68万2,500円、19節の負担金補助及交付金の国民年金協会負担金 6,000円、厚生年金受給者協会補助金 2万5,000円の計上がございましたが、年金所得情報システムにつきましては国の補助を受けた単年度事業ということで昨年度で終了、そして国民年金協会につきましては脱会、それから厚生年金受給者協会の補助金につきましては廃止ということで、それぞれ相応分が減額となっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） 次に、是洞特養施設長。  
○特別養護老人ホーム施設長（是洞春輝） それでは、福祉医療センター所管の特別養護老人ホームはるにれ荘、デイサービスセンター、地域包括支援センター関係予算についてそれぞれ説明申し上げます。

48ページをお開きください。4目特別養護老人ホーム費、本年度予算 1億2,404万3,000円、前年度と比較しますと 1,105万3,000円の減でございます。財源内訳は、すべてその他特定財源でございます。主な内容についてご説明申し上げます。2節給料は、前年度と比較し 533万円減の 2,782万8,000円、3節職員手当等 120万5,000円減の 1,285万9,000円、4節共済費 128万3,000円減の 585万3,000円となります。これらにつきましては、介護員1名の退職と給与削減に伴うものでございます。7節賃金は、21万6,000円増で 2,733万5,000円となり、嘱託介護

員の異動に伴う増となるものでございます。11節需用費は、208万9,000円減の3,057万8,000円となり、主な内容は消耗品の介護支援専門員研修受講用のためのテキスト代5,000円、それから燃料費については単価アップ分70万円増の977万円となります。賄い材料費は、食費にかかる単価を国の基準や近隣施設の状況から1食300円から200円に見直し、258万6,000円の減で1,360万500円となります。12節役務費は、9,000円減の70万6,000円で、新たに介護サービス情報調査と公表手数料の6万6,300円と、次のページになります、介護支援専門員研修受講料2万3,000円で、いずれも介護保険制度により介護サービス情報開示のための調査、公表手数料と介護支援専門員資格更新のための研修経費を計上し、他は経費節減による減となるものでございます。

13節委託料は、2,000円減の598万5,000円となります。施設清掃は、隔年実施の定期清掃とガラスサッシ清掃の実施で26万9,000円増の361万9,800円となりますが、その他の業務委託については契約額の見直しによる減となるものでございます。19節負担金補助及交付金は、130万4,000円減の1,067万となり、主に退職職員に伴う退職手当組合負担金の減でございます。なお、その他の節につきましては、おおむね前年度と同じ内容となっておりますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、51ページの6目デイサービスセンター費、本年度予算1,970万2,000円、前年度対比で42万4,000円増でございます。財源内訳は、すべてその他特定財源でございます。主な内容は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び19節負担金補助及交付金のうち退職手当組合負担金など介護員1名の人件費で、前年度と比較しまして3万8,000円減の434万5,000円となり、昨年の異動に伴う減でございます。7節賃金、前年度と比較しまして16万9,

000円減の783万4,000円となり、臨時代替運転手の手当一月分を削減するものでございます。11節需用費は、53万3,000円増の586万9,000円となります。52ページをお開きください。主に施設燃料費の単価アップ分40万円増の250万円となります。修繕料は、玄関の柱の表面劣化が著しいことから、修理のための13万円増の18万円となるものでございます。12節役務費は、4万2,000円増の32万2,000円で、新たに介護サービス情報調査と公表手数料の6万6,300円の計上と火災保険料2万1,000円となるものでございます。13節委託料は、4万6,000円増の120万9,000円となります。清掃業務のうち隔年実施の定期清掃、ガラスサッシ清掃による15万4,000円増の22万5,100円となります。その他の業務委託につきましては、契約額の見直しにより減となるものでございます。その他は、ほぼ昨年と同様となっております。

次に、8目地域包括支援センター費、本年度予算額2,070万3,000円、前年度対比223万円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源が1,309万9,000円、一般財源760万4,000円でございます。主な内容です。2節給料、3職員手当等、4節共済費及び19節の負担金補助及交付金のうち退職手当組合負担金など、看護師1名、事務職員2名の人件費で27万2,000円増の1,708万3,000円となり、前年度事務職員1名の異動による増となるものでございます。次、54ページになります。12節役務費は、電話料2万3,000円減の7万7,000円、自動車保険料2万4,000円減の1万2,600円、手数料は介護サービス情報開示のための調査、公表手数料6万6,300円と介護支援専門員証更新費用2,500円を計上するものでございます。13節委託料は、205万5,000円の減で77万9,000円となります。介護予防支援業務の介護予防ケアプラン作成業務

委託件数の減によるものでございます。その他の節につきましては、おおむね前年度と同じ内容となりますので、説明を省略させていただきます。

以上、福祉医療センターにかかわる関係予算についてご説明を終わらせていただきます。

以上です。

○委員長（椿原満春） 以上で3款民生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、2目老人福祉費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、3目社会福祉施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、4目特別養護老人ホーム費、5目複合施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、6目デイサービスセンター費、7目介護保険費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち

切ります。

次、8目地域包括支援センター費、9目介護予防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、3項生活保護費、4項災害救助費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

---

#### 散会の宣告

○委員長（椿原満春） お諮りいたします。

本日の審査はこれで終了したいと思います、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） それでは、本日の予算特別委員会はこれにて散会いたします。

あすは午前10時から委員会を再開いたしますので、ご出席方よろしく願います。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時29分）

## 平成19年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

3月20日（火曜日）午前10時00分 開議  
午前11時22分 散会

### ○議事日程 第2号

議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算

---

#### 開議の宣告

○委員長（椿原満春） ただいまの出席委員は9名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### 議案第23号

○委員長（椿原満春） 昨日に引き続き一般会計の審査を行います。

4款衛生費から始めます。衛生費については、福祉保健課主幹、町民生活課長に説明を求めてまいります。

初めに、高橋福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（高橋 良） それでは、4款衛生費の福祉保健課所管分についてご説明申し上げます。

まず、60ページをお開きください。1項保健衛生費、1目保健衛生総務費につきましては、本年度予算額4,344万3,000円、前年度比較1,881万4,000円の減となり、財源内訳はすべて一般財源となっております。減額の主なものにつきましては、28節繰出金の町立診療所事業会計で337万3,000円、水道事業会計で1,541万6,000円、19節負担金補助及交付金に計上しておりました精神障害回復者小規模施設運営事業費負担金、これは社会福祉法人くろみ会が行っております精神障害者小規模作業所に

については、障害者自立支援法に基づき就労支援事業等に移行したことによりまして、小規模作業所がなくなりまして、26万3,000円の減となっております。また、20節扶助費の妊婦健康診査につきましては、少子化、母子保健対策の一環といたしまして、現行1回のところを4回にふやしまして、55万8,000円の増となっております。これ以外につきましては前年同様ですので、説明は省略させていただきます。

次に、2目予防費につきましては、本年度予算額1,101万8,000円、前年度比較84万7,000円の増となり、財源内訳は国・道支出金125万8,000円、その他財源277万7,000円、一般財源698万3,000円となっております。増額の主なものにつきましては、温泉施設等を利用しての健康の里づくりの事業費を計上したことによるものでございます。予算書の中で長寿社会づくりソフト事業用と表記しているものでございます。7節賃金では19万1,000円、8節報償費では39万円、11節需用費では70万9,000円、12節役務費では4万8,000円、14節使用料及賃借料では12万円、18節備品購入費では30万円が増となっております。また、各種検診の受診者の減により、13節委託料では53万7,000円、委託料以外の経費で37万4,000円が減となっております。

以上で福祉保健課所管分の説明とさせていただきます。

○委員長（椿原満春） 次に、山本町民生活課長。  
○町民生活課長（山本丈夫） 衛生費のうち町民生活課所管分について説明をさせていただきます。

62ページをお開き願います。3目の環境衛生

費からでございます。3目環境衛生費、本年度予算額719万9,000円、前年度比較202万4,000円の減で、財源内訳はその他特定財源12万5,000円、一般財源707万4,000円でございます。13節の委託料でございます。192万1,000円は前年度比48万9,000円の減で、主な要因は使用頻度の極めて低い下鶉と中央遊園地内の公衆トイレ閉鎖による清掃委託料の減でございます。次に、14節の使用料及賃借料でございますが、こちらでは入浴交通費支給事業16万9,000円の計上と、それから飛んで19節負担金補助及交付金の公衆浴場確保対策事業補助金120万円の減額にかかわる緑が丘共同浴場の閉鎖について述べさせていただきたいと思います。緑が丘共同浴場につきましては、公衆浴場確保対策事業といたしまして前年度は120万円を利用者組合に対し補助してきたところでございます。緑が丘の共同浴場につきましては、組合員の激減や燃料費の高騰等によりまして赤字増大の中、中途から開設日数、開設時間の縮減と利用料の大幅引き上げ等により運営を続けてきているところでございます。しかし、今後も組合員の減少は避けられない。それから、施設の老朽化、これらがございまして、本年の3月をもって組合解散、浴場閉鎖としていたところでございます。組合員11人のほとんどは高齢のため、浴場閉鎖後は下鶉あるいは鶉の浴場をハイヤーによって利用することになりますけれども、町といたしましては浴場閉鎖後の対策といたしまして、あさひ湯閉鎖による入浴交通費支給事業の例によりまして、バス券相当額、月8枚、4往復分でございますが、これを助成という形で支給をする2年間の限定的措置を新たに設けるものとしたものでございます。しかしながら、この時期にまいりまして、経費縮減効果によりまして燃料の消費量の半減で、まだ3カ月ほどは消費可能な燃料残が生じております。こういったことから、補助金を受けないで自主運営での継続運営の申し出が組合からあ

りましたので、町といたしましては、設備故障までを条件と条件つきながらもこれを認めることといたし、入浴交通費支給事業につきましても浴場閉鎖後からスタートさせたいと考えております。したがって、この部分につきましては、後ほど減額補正があり得ますことも含めまして、緑が丘共同浴場の閉鎖に関しご理解を願うものでございます。このほか、環境衛生費の中では19節の負担金補助及交付金の中で砂川地区保健衛生組合の負担金、これは火葬場の管理経費の分担分でございますが、経費減による29万9,000円の減もあるものでございます。他の関係は、前年とほぼ同様の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額33万2,000円、前年度比較18万円の減で、すべて一般財源でございます。7節の賃金でございますが、10万7,000円の計上で、前年度比較17万7,000円の減額で、前年度実績を勘案しての減額計上でございます。他は、前年とほぼ同様の計上につき、説明は省略させていただきます。

次に、2目じん芥処理費、本年度予算額8,016万2,000円、前年度比較257万9,000円の増で、財源内訳はその他特定財源1,531万6,000円、一般財源6,484万6,000円でございます。次のページにまいります。19節の負担金補助及交付金でございますが、5,993万2,000円の計上で、前年度比273万8,000円の増となっております。これにつきましては、砂川地区保健衛生組合におきますクリーンプラザくるくるの施設設備の5年ごとの大規模補修点検経費の増が主な要因でございます。他は、前年とほぼ同様な計上につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目し尿処理費、本年度予算額4,274万9,000円、前年度比較75万8,000円の増で、財源内訳はその他特定財源1,569万

4,000円、一般財源2,705万5,000円でございます。13節の委託料でございますが、809万円の計上は前年度比78万5,000円の減でございます。し尿処理業務委託料につきまして、行財政改革によります定額部分18万円と水洗化や人口減によるくみ取り量の減少に応じた従量割分60万5,000円を減じての計上でございます。次の14節使用料及賃借料でございますが、砂川の衛生センターし尿投入についても、前年度比15万8,000円減じて63万円の計上ですが、くみ取り量の減少によるものでございます。19節負担金補助及交付金3,295万1,000円の計上で、前年度比170万5,000円の増となっております。昨年も説明をさせていただきましたが、組合におきますし尿処理経費の分担割合が平成21年度には全額投入量比率となり、全体投入量の約4割弱を占める本町の場合、従来の分担割合13%から経過措置として段階的に投入量に応じた分担割合に引き上がる、こういったことによる増でございます。他は、前年とほぼ同様の計上につき、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） 以上で4款衛生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2目予防費について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、3目環境衛生費について質疑を受けます。

質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2項清掃費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

5款労働費、6款農林水産業費について内容の説明を求めます。林企画産業課長。

○企画産業課長（林 智明） それでは、労働費につきましてご説明申し上げます。

68ページをお開き願います。5款労働費、1項労働費、1目労働諸費、本年度予算額311万5,000円、前年度と比較いたしまして29万5,000円の減額で、財源内訳はすべて一般財源でございます。19節負担金補助及交付金につきましては、前年度対比29万5,000円の減額となっておりますが、上砂川地区連合助成金につきまして、第3次の追加行革により団体補助金の見直しにより、30万5,000円減額したところであります。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で労働費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、農林水産業費につきましてご説明申し上げます。

70ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本年度予算額10万4,000円、前年度と比較いたしまして1万1,000円の減額で、財源内訳につきましては、道有林所在市町村に交付されていた森づくり協力交付金の経過措置が18年度で切れたことから、本年度はすべて一般財源となっております。

内容につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で5款労働費、6款農林水産業費の説明が終わりました。一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について質疑を打ち切ります。

7款商工費に入ります。商工費については、企画産業課長、町民生活課長に説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。初めに、林企画産業課長。

○企画産業課長（林 智明） 商工費につきましてご説明申し上げます。

72ページをお開き願います。7款商工費、1項商工費、1目商工振興費、本年度予算額3,212万9,000円、前年度と比較いたしまして730万7,000円の減額で、財源内訳につきましてはその他財源1,993万6,000円でございますが、これは中小企業及び商店街近代化融資の資金貸付金収入と産業活性化センターの貸借料、使用料などでございます。残りは、一般財源で1,219万3,000円でございます。主な項目につきましてご説明を申し上げます。13節委託料でございますが、前年度対比172万8,000円の減額となっておりますが、共同福祉センター管理料について、施設を振興公社に売却したことにより、予算計上しなかったことによるものでございます。19節負担金補助及交付金でございますが、前年度対比58万2,000円の減額となっておりますが、第3次の追加行革により商工会議所補助金を34万1,000円減額し、次ページになりますが、中小企業及び商店街近代化

融資の貸付元金が減り、それぞれ5万5,000円、18万6,000円減額になったことによるものでございます。21節貸付金でございますが、前年度対比495万1,000円の減額となっておりますが、これは中小企業及び商店街近代化融資の融資総額が減り、原資預託金が減額になったことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額2,315万9,000円、前年度対比1,282万6,000円の増額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。主な項目についてご説明を申し上げます。19節負担金補助及交付金でございますが、前年度対比1,305万円の増額となっておりますが、これは誘致企業補助金について上砂川バイオ分が6年目を迎え対象外となり、予算計上しなかったことによる減と新たな事業を展開する振興公社に対し助成金として1,400万円予算計上したことによるものでございます。28節繰出金の土地開発造成事業会計繰出金でございますが、前年度対比20万9,000円の減額となっており、これは平成9年度に借り入れした本町工業団地分の長期償還元金と償還利息が減額になったことによるものです。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、3目観光費、本年度予算額1,073万9,000円、前年度と比較いたしまして975万8,000円の減額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。主な項目についてご説明を申し上げます。74ページをお開き願います。11節需用費でございますが、前年度対比79万円の減額となっておりますが、これは日本庭園を振興公社に売却したことによる維持管理費を減額したことによるもので、12節役務費につきましても需用費同様の考え方で前年度対

比2万3,000円減額したことによるものでございます。13節委託料及び16節原材料費についても、同様の考え方で予算計上しなかったところであります。19節負担金補助及交付金でございますが、前年度対比1,050万円、皆増となっておりますが、これは昨年7月から実施しておりますふるさ活性化サポート事業助成金50万円を予算計上したことと振興公社に対する国民休養地の観光振興等に対する助成金として1,000万円計上したことによるものでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、説明は省略をさせていただきます。

以上で企画産業課にかかわります商工費の説明を終わらせていただきます。

○委員長(椿原満春) 次に、山本町民生活課長。  
○町民生活課長(山本丈夫) 商工費のうち町民生活課所管分について説明をいたします。

72ページをお開き願います。1目商工振興費のうち7節に消費生活相談員の賃金、9節に同相談員の旅費、11節需用費に試買調査消耗品、19節負担金補助及交付金に消費者協会補助金、消費生活展補助金など消費者行政にかかわる諸経費を計上しておりますが、それぞれ前年同額の計上につき、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長(椿原満春) 以上で7款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1目商工振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(椿原満春) ないようですので、打ち切ります。

次、2目企業開発費、3目観光費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(椿原満春) ないようですので、打ち

切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。  
高木建設水道課長。

○建設水道課長(高木則和) それでは、8款土木費について内容の説明を申し上げます。

76ページをお開き願いたいと思います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額8,203万7,000円、前年度対比で5,719万8,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金10万7,000円、その他特定財源110万円、一般財源8,083万円でございます。本目は、主に街路灯の維持費と土地開発造成及び下水道事業特別会計への繰出金にかかわる予算を計上するものでございます。減額の主なものは、各特別会計への繰出金で5,685万4,000円が減となったものでありますが、内容につきましてはそれぞれの特別会計にて説明をさせていただきます。繰出金以外では、11節需用費646万円の計上で37万円の減につきましては、街路灯修繕費等の減によるものでございます。その他経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2項道路橋りょう費、1目道路維持費について説明を申し上げます。本年度予算額4,472万4,000円、前年度対比で1,232万8,000円の増でございます。財源内訳は、起債630万円、一般財源3,842万4,000円でございます。本目につきましては、除排雪経費と道路維持費、工事費を計上するものでございます。本年度の除排雪経費につきましては、賃金、燃料費、委託料、使用料及賃借料を合わせまして前年度対比で500万円増の総額2,000万円を計上するものでございます。昨年までは降雪状況によりまして予算不足分を都度補正予算にて対応しておりましたけれども、本年度は当初予算にて2,



000万円を計上することといたしまして、引き続き民間への委託化につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。12節役務費33万7,000円の計上で15万4,000円の減につきましては、除雪トラック1台の減によるものでございます。15節工事請負費1,350万円の計上で850万円の増につきましては、お手元に配付をしております資料ナンバー12、それと資料ナンバー13をご参照いただきたいと思います。資料ナンバー12にピンク色で記載をしております。鶉本町の団地線道路改修工事につきましては、損壊が著しい西法寺裏側50メートルの工事費といたしまして350万円。同じく資料ナンバー13にピンク色で記載をしておりますけれども、鶉北線の排水改修工事といたしまして、平成17年度に引き続きましてセイコーマート前の100メートルの工事費500万円を計上するものでございます。いずれも昨年6月補正にて計上いたしましたが、産炭地域総合発展基金問題等で中止をした工事でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。27節公課費15万2,000円の計上で10万円の減につきましては、12節役務費に連動するもので、除雪トラック1台減によるものでございます。その他経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、3項住宅費について説明を申し上げます。1目住宅管理費、本年度予算額4,258万2,000円、前年度対比で1,070万2,000円の増となっております。財源内訳は、全額その他特定財源でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものでございます。11節需用費1,470万円の計上で879万円の増となっておりますが、これにつきましては公営住宅の修繕費につきまして昨年度暫定予算であったことから、6月補正にて予算計上したものでありまして、本年度の一般修繕費等につきましては1,200万円、計画修繕費といたしまして下鶉61年公営

住宅1棟8戸の屋根のふきかえといたしまして180万円を計上するものでございます。12節役務費、強制執行手数料40万円ということで記載をしております。本年度新たに計上するものでございますけれども、公営住宅、改良住宅等の使用料の滞納者につきましては、平成11年から13年にかけてまして調停を行ってきたところでございますけれども、この事務がその後滞っております。昨年7月に建設水道課の主幹1名が町営住宅の収納対策の事務取扱といたしまして任命をされまして、今日まで滞納整理等を行いながら調停に向けての事務作業を行ってきたわけでございますけれども、その結果、本年3月中に滝川の簡易裁判所に2名の調停申し立てを行う予定でありまして、この話し合いに応じない場合などには訴訟、強制執行も辞さない取り組みをすることといたしまして、1件分40万円を計上するものでございます。13節委託料427万1,000円の計上で259万3,000円の増となっておりますが、空戸住宅の除雪業務委託料につきましては昨年度暫定予算であったことから、6月補正にて予算計上したものであります。本年度も昨年と同額260万円を計上するものでございます。19節負担金補助及交付金320万3,000円の計上で63万円の減につきましては、平成15年度に供用開始となりました公的住宅にかかわります受益者分担金の納入が終了したことによるものでございます。その他経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額3,259万4,000円の計上で、282万2,000円の増でございます。財源内訳につきましては、国・道支出金588万6,000円、起債1,030万円、一般財源1,640万8,000円でございます。本目は、職員2名の人件費と町営住宅の水洗化事業などに関する経費を計上するものでございます。人件費につきましては、1,389万

4,000円の計上で、231万8,000円の減となっておりますが、第3次行財政改革の追加等によるものでございます。11節需用費46万2,000円の計上で51万9,000円の減につきましては、消耗品費で補助事業に係ります事務費の減によるものでございます。15節工事請負費1,800万円の計上で570万円の増につきましては、お手元の資料ナンバー14をご参照いただきたいと思います。資料ナンバー14にも記載をしておりますけれども、水洗化事業につきましては昨年度、18年度から鶉地区の改良住宅の水洗化に着手をいたしました。本年度につきましては、ピンク色で示しております52年建設の改良住宅5棟24戸分といたしまして1,200万円、単独事業といたしまして51年、52年度建設の鶉本町公営住宅3棟12戸分として600万円を計上するものでございます。その他経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で8款土木費関係の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項土木管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、3項住宅費、1目住宅管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2目公営住宅建設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。川下消防長。

○消防長（川下 清） それでは、9款消防費につきましてご説明を申し上げます。

82ページでございます。初めに、従来2目非常備費に予算計上しておりました消防演習関係予算につきまして、本年度中空知5市5町によります連合消防演習が当町において開催されますので、これに伴う関係予算を含めまして1日常備消防費へ組みかえを行っておりますので、あらかじめご承知おき願います。なお、中空知分会連合消防演習にかかわります詳細につきましては、お手元の資料ナンバー15に記載しておりますので、あわせてご参照願いたいと存じます。

それでは、1項消防費、1日常備消防費、本年度予算額1億1,090万1,000円、前年度比1,350万4,000円の減でございます。この主な要因といたしましては、行財政改革によります人件費等の削減によるものでございます。財源内訳は、その他特定財源39万円、一般財源1億1,051万1,000円でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、給料等の削減によりまして減となっております、給料につきましては前年度と比較し791万円の減、職員手当273万7,000円の減、共済費160万1,000円の減となっております。次に、8節報償費でございますが、本年度新たに6

万7,000円を計上しているところでございますが、前段で申し上げました中空知分会連合消防演習に要するものでございます。10節交際費につきましては、5万円を削減し、15万円の計上としたところでございます。11節需用費でございますが、中空知分会連合消防演習用といたしまして消耗品費、食糧費、印刷製本費を2目非常備費より組みかえて、前年度比21万5,000円の増となっております。また、12節役務費につきましても、中空知分会連合消防演習用といたしまして郵便料、洗濯代合わせまして1万7,000円ほどを新たに計上しているところでございますが、前年度計上いたしました車検時のリサイクル手数料、消防無線の再免許申請が終了したことによりまして、前年度と比較いたしまして14万9,000円の減となっております。次に、13節委託料でございますが、前年度まで計上しておりました庁舎前除雪につきましては職員対応として計上しておりませんが、昨年6月に補正いたしました救急救命士気管挿管病院実習委託料15万円を当初にて計上したことによりまして、2万9,000円ほどの増となっております。続きまして、次のページ、84ページでございます。19節負担金補助及交付金でございますが、中空知分会連合消防演習負担金、2目非常備費より組みかえておりますが、退職手当組合の負担金が減となったことによりまして、前年度と比較し128万1,000円の減となっております。その他の節につきましては、主に経常経費でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、2目非常備費につきましてご説明申し上げます。2目非常備費、本年度予算額70万9,000円、前年度比122万2,000円の減でございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。減額の主な要因といたしましては、前段で申し上げました消防演習関係予算の1目への組みかえによるものでございます。9節旅費でございますが、22万7,000円減で、消防団

員の費用弁償等の見直しによるものでございます。10節交際費、消防団長交際費につきましても2万円を削減し、計上しております。11節需用費でございますが、前年度比41万円の減でございますが、これも消防演習関係予算の1目への組みかえによるものと消防出初め式等の食糧費見直しによるものでございます。18節備品購入費59万1,000円の減となっておりますが、これは昨年消防団員の活動服を更新したところでございますが、この事業が終了したことによるものでございます。その他の節につきましては、おおむね経常経費でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、3目消防施設費、本年度予算額71万7,000円、前年度比較21万円の減でございます。財源内訳は、全額一般財源でございます。11節需用費、自動車修繕、車検台数の減によるものでございます。

以上、9款消防費につきましてご説明を終わらせていただきます。

以上でございます。  
○委員長（樫原満春） 以上で9款消防費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項消防費、1目常備消防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言をお願いします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樫原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、2目非常備費、3目消防施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言をお願いします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（樫原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で9款消防費について質疑を打ち切ります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時49分

○委員長（椿原満春） 休憩を解きまして会議を開きます。

10款教育費に入ります。内容の説明を求めます。小林教育次長。

○教育次長（小林 均） それでは、教育費関係についてご説明申し上げます。

88ページをお開き願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額88万8,000円、前年度と比較いたしまして111万6,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。1節報酬でございますが、本年度予算額86万8,000円、前年度対比101万6,000円の減額となっておりますが、これは昨年教育委員の定数を5名から3名に条例制定したと追加行革において委員の報酬を管内最低とするため、委員長においては31%、委員においては34%減額することによるものでございます。9節旅費でございますが、本年度予算額2万円、前年度対比10万円の減となっておりますが、これは教育委員の費用弁償を廃止したことによるものでございます。

次に、2目事務局費、本年度予算額371万4,000円、前年度と比較いたしまして45万9,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目についてご説明申し上げます。10節交際費でございますが、本年度予算額20万円、前年度対比7万円の減となっておりますが、これは追加行革により教育長の交際費を減額したものであります。19節負担金補助及交付金でございますが、本年度予算額188万円、前年度対比11万2,000円の減となっておりますが、これは主に言語障害児治療教室負担金において利用児童数の減による減額となっております。

次に、89ページをごらんください。2項小学

校費、1目学校管理費、本年度予算額1,674万円、前年度と比較いたしまして164万6,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目についてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額558万6,000円、前年度対比111万6,000円の増となっておりますが、これは主に追加行革により小学校の日直警備員を福祉サービス委託から直接雇用に切りかえたことによるものでございます。90ページをごらんください。13節委託料でございますが、本年度予算額168万6,000円、前年度対比232万6,000円の減となっておりますが、これは主に福祉サービスに委託しておりました日直警備員を先ほどのおり直接雇用することによるものでございます。

次に、2目教育振興費、本年度予算額639万7,000円、前年度と比較いたしまして5万6,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金が3万7,000円、一般財源が636万円でございます。主な項目についてご説明いたします。91ページをごらんください。11節需用費でございますが、本年度予算額133万2,000円、前年度対比6万2,000円の増となっておりますが、これは昨年でリース契約を満了した教科用コンピューター23台を引き続き活用していくために、よりスムーズな動作ができるように端末メモリの容量を増設することによるものでございます。20節扶助費でございますが、本年度予算額426万5,000円、前年度対比36万5,000円の増となっておりますが、これは準要保護の対象児童数の増によるものでございます。以下は、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,237万7,000円、前年度と比較いたしまして139万4,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございま

す。主な項目についてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度予算額698万円、前年度対比117万9,000円の増になっておりますが、これは小学校と同様に日直警備員を直接雇用することによるものでございます。92ページをごらんください。13節委託料でございますが、本年度予算額383万4,000円、前年度対比231万2,000円の減となっておりますが、これも小学校と同様に日直警備員を福祉サービス委託から直接雇用することによるものでございます。

次に、93ページをごらんください。2目教育振興費、本年度予算額730万円、前年度と比較いたしまして189万円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金が14万円、一般財源が716万円でございます。主な項目についてご説明いたします。11節需用費でございますが、本年度予算額159万8,000円、前年度対比59万円の減となっておりますが、これは平成18年度で教科書改訂があり、教師用指導書69万6,000円を計上しておりましたが、これがなくなったことと、先ほど小学校費で説明いたしました教科用コンピューター端末メモリー43台分を増設したことによるものとの相殺でございます。14節使用料及賃借料でございますが、本年度予算額3万円、前年度対比69万9,000円の減となっておりますが、これは昨年7月でコンピューターのリース契約が満了となり、減額になったものでございます。20節扶助費でございますが本年度予算額380万9,000円、前年度対比49万円の減となっておりますが、これは準要保護の対象児童生徒数の減によるものでございます。以下は、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、4項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額131万3,000円、前年度と比較いたしまして5万7,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。

ここでは、前年度と同様な考え方で予算計上しております。主な項目についてご説明いたします。9節旅費でございますが、本年度予算額8万円、前年度対比4万円の減となっておりますが、これは追加行革による社会教育委員の費用弁償が廃止になったことによるものでございます。また、95ページの青少年対策費における青少年問題協議会委員、96ページの保健体育総務費における体育指導員の費用弁償も同様に廃止となっております。

次に、94ページをごらんください。2目公民館費、本年度予算額330万4,000円、前年度と比較いたしまして17万2,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が1万円、一般財源が329万4,000円でございます。ここでも前年度と同様な考え方で予算計上しております。主な項目についてご説明いたします。8節報償費でございますが、本年度予算額18万円、前年度対比3万円の減となっておりますが、これは公民館講座における寿学級を介護予防事業とタイアップして行うため、民生費、介護予防費に予算計上したことにより減額したものであります。

続きまして、95ページをごらんください。3目青少年対策費、本年度予算額112万3,000円、前年度と比較いたしまして1万5,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。ここでは、おおむね前年度と同額の予算計上をしておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、4目社会教育施設費、本年度予算額75万3,000円、前年度と比較いたしまして8万2,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。ここでも前年度と同様な考え方で予算計上しておりますので、説明は省略させていただきます。

96ページをお開き願います。5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額307万5,

000円、前年度と比較いたしまして12万6,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目についてご説明いたします。14節使用料及賃借料でございますが、本年度予算額60万8,000円、前年度対比10万5,000円の減となっておりますが、これは中学校におけるスキー授業が年間2回だったものが1回となり、減額になったものであります。あとは、おおむね前年と同額でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、97ページをごらんください。2目体育施設費、本年度予算額66万2,000円、前年度と比較いたしまして6万4,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が155万円、一般財源が507万3,000円でございます。ここでも前年度と同様な考え方で予算計上しており、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で10款教育費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、2項小学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、3項中学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、4項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、3目青少年対策費、4目社会教育施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

次、5項保健体育費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費に入ります。内容の説明を求めます。高木建設水道課長。

○建設水道課長（高木則和） それでは、11款災害復旧費について説明を申し上げます。

100ページをお開き願いたいと思います。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度予算額1万3,000円で、財源内訳は全額一般財源でございます。この賃金につきましては、災害が発生した場合の賃金で、科目存置分を計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（椿原満春） 以上で11款災害復旧費の説明が終わりました。

質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で11款災害復旧費について質疑を打ち切ります。

12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、公債費についてご説明申し上げます。

102ページをお開きください。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額6億1,287万9,000円、前年度比較1億2,493万9,000円の減、財源内訳はその他特定財源が1億6,033万6,000円、一般財源が4億5,254万3,000円となっております。昭和62年度から平成17年度まで借入れの132件の長期債元金で、昭和60年度、61年度借入れの公住債など17件の元金償還が終了したことによる減、平成9年度、10年度の町民保養施設建設に係る過疎債の繰上償還による減となっております。

2目利子、本年度予算額9,567万3,000円、前年度比較1,209万5,000円の減、財源内訳はその他特定財源3,594万6,000円、一般財源5,972万7,000円となっております。昭和62年度から平成18年度までの151件の長期債利子と一時借入金利子の計上で、長期債利子で1,489万5,000円の減、一時借入金で280万円の増となるものであります。

3目公債諸費、本年度予算額16万6,000円、前年度比較1万2,000円の減、財源内訳は全額一般財源となっております。内容につきましては、省略させていただきます。

続きまして、職員費に入らせていただきます。

104ページをお開きください。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額3億6,647万3,000円、前年度比較7,464

万1,000円の減、財源内訳は国・道支出金401万3,000円、その他特定財源1,334万5,000円、一般財源3億4,911万5,000円となっております。本目は、職員114人中、広域連合への派遣2人を除きました112人から各特別会計、一般会計のうち福祉医療センター及び公営住宅建設費、消防費に計上の56人を除きました一般職56人に特別職3人を含めた59人分の人件費の計上となっております。2節給料は、行財政改革により町長の報酬30%、助役、教育長の報酬25%を削減したものと職員給料を20%削減したことにより、前年度対比4,199万7,000円の減で1億9,165万3,000円の計上で、3節職員手当等は国家公務員の扶養手当改正に伴う第3子目の増によるものと期末手当の行革による影響及び時間外手当の減少並びに特殊勤務手当の廃止などにより、前年度対比1,559万9,000円の減で8,301万5,000円の計上。4節共済費並びに19節負担金補助及交付金は、職員数の減などにより、それぞれ前年度対比で減額の計上となっております。

次に、106ページをお開きください。予備費になります。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で、前年度同額、財源内訳は全額一般財源となっております。内容説明は、省略させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

それでは、歳入に入ります。歳入全般について内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、歳入に

つきまして一括説明させていただきます。例年どおり、前年度と比較いたしまして増減の大きいものにつきまして説明といたします。異動の小さいものにつきましては、読み上げなどを省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

16ページをお開きください。初めに、町税、町民税、1目個人、本年度予算額8,251万6,000円、前年度対比2,871万1,000円の増額となっております。所得割分が税源移譲によるものであります。

2目法人、本年度予算額928万1,000円、前年度比較485万5,000円の減額となっております。企業業績の伸びが期待できず、法人税割の減が大きな要素となっております。

1目固定資産税、本年度予算額6,216万4,000円、前年度比較237万3,000円の減額は、償却資産の減価によるものであります。

次に、軽自動車税に入らせていただきます。1目軽自動車税571万9,000円、前年度比較124万3,000円の増額は、行財政改革に基づきまして税率を標準税率の1.2倍によるものと軽自動車の需要の拡大によるものとなっております。

1目町たばこ税、本年度予算額2,611万円、前年度比較28万3,000円の増額は、昨年7月よりの税率の引き上げによるものとなっております。

1目鉱産税、本年度予算額73万9,000円、前年度比較17万6,000円の減額は、出炭量が2万6,000トンから2万1,000トンになったものによるものであります。

次に、入湯税ですが、昨年度から賦課を始めたもので、日帰り客を前年度比較1,100人増の8万3,800人と見込み、宿泊客を前年度比較600人減の7,500人としたものであります。

一番下段の地方譲与税の所得譲与税であります。先ほど申し上げました個人町民税への税源移譲によりまして、前年度比較3,070万円の減

となっております。

18ページをお開き願いたいと存じます。18ページの利子割交付金から自動車取得税交付金までは、前年度同様ですので、説明を省略させていただきます。

地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度予算額90万円、前年度比較310万円の減額は、平成18年度の実績勘案によるものであります。

地方交付税に入らせていただきます。1目地方交付税、本年度予算額13億7,000万円、前年度対比1億5,000万円の減額は、普通交付税において人口や面積を重視する新型交付税の導入により、おおむね1%の減と温泉施設等の売却によります起債の繰上償還の影響によるものとなっております。特別交付税におきましては、ルール分15%の減と昨年発生いたしました佐呂間町の竜巻被害の影響による減を見込んだものとなっております。

19ページの交通安全対策特別交付金につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、分担金及負担金ですが、1目民生費負担金、本年度予算額1,196万2,000円、前年度比較18万1,000円の増額は、老人福祉施設及び保育園入所者の増によるものです。

使用料及手数料、使用料、1目総務使用料、2目衛生使用料、3目商工使用料は省略いたしまして、4目土木使用料、本年度予算額1億9,290万4,000円、前年度対比420万円の減額は、2節住宅使用料の公営・改良・単身者住宅使用料の空戸分によるものであります。

5目教育使用料、本年度予算額156万円、前年度比較35万円の減額は、パークゴルフ場使用料で近隣施設の開設などによる利用者の減によるものであります。

手数料、1目総務手数料、本年度予算額306万9,000円、前年度比較35万4,000円の増額は、行革によります住民票、印鑑証明書、諸証明の引き上げによります増となっております。



20ページをお開きください。1目証紙収入、本年度予算額3,029万円、前年度比較590万7,000円の減額は、し尿の下水道整備並びにごみ処理、収集量の減によるものであります。なお、し尿処理証紙収入には、行革によります生活保護者免除廃止に伴う109万7,000円が含まれております。

国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金、本年度予算額7,162万6,000円、前年度比較862万2,000円の増額は、昨年度の当初予算にて説明申し上げましたとおり、平成18年4月1日より障害者自立支援法の施行に伴いまして9月補正にて対応しておりましたものを精査いたしまして、障害者自立支援費を計上しているものとなっております。その影響額により、増額となっております。

21ページの国庫補助金、1目民生費補助金、本年度予算額132万円、前年度比較554万5,000円の減額は、国庫負担金にて説明申し上げましたとおり、障害者自立支援法の施行に伴う知的障害者グループホーム運営事業、障害サービス事業の変更により地域支援事業となったことによる減となっております。

2目土木費補助金、本年度予算額588万6,000円、前年度比較2,693万1,000円の減額は、公営住宅家賃対策補助金の一般財源化によるものとなっております。そのほかは、説明を省略させていただきます。

続きまして、21ページの道支出金にまいります。道負担金、1目民生費負担金、本年度予算額6,865万5,000円、前年度比較300万5,000円の増額は、1節社会福祉費負担金において、国庫支出金での説明と同様に障害者自立支援法の施行に伴うものの予算を計上しております。2節老人福祉費負担金では、老人医療費の減によるものとなっております。22ページの4節児童福祉費負担金の児童手当であります。非被用者分が法改正によります増を見込んだものとなって

おります。

道補助金、2目民生費補助金、本年度予算額1,160万9,000円、前年度比較513万8,000円の減額は、国庫補助金にて説明申し上げましたとおり障害者自立支援法の施行に伴うもののほか、進行性筋委縮症者療養費給付事業対象の減によるものであります。

道委託金、1目総務費委託金、本年度予算額1,503万5,000円、前年度比較1,280万3,000円の増額は、2節徴税費委託金の道税取り扱いが税源移譲に伴う賦課額の増によるもので、4節選挙費委託金において北海道知事、道議会議員選挙費並びに参議院議員選挙費の増によるものとなっております。

23ページの財産収入にまいります。財産収入から寄附金までは、説明を省略させていただきます。

次に、繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額5,000万円、前年度比較9,000万円の減額は、例年どおりであります。歳入歳出で不足いたします財源を財政調整基金の取り崩しをもって充当しておりましたが、本年度は財政健全化計画により平成18年度で全額を取り崩しておりますことから、本年度は混合施設の売却に伴います繰上償還財源であります減債基金5,000万円を計上するものであります。

続きまして、諸収入であります。延滞金加算金及過料と次のページの貸付金元金収入につきましては、説明を省略させていただきます。

24ページの雑入にまいります。雑入、5目雑入、本年度予算額2億3,287万9,000円、前年度比較2億4,641万円の減額の主なものは、昨年度計上しておりました産炭地域振興センター活用収入2億5,000万円が不適切な起債であるということから借り入れができなくなったことによるもので、介護サービス収入、包括的支援事業、介護予防事業につきましては実績に基づく計上としております。また、長寿社会づくりソ

フト事業交付金は、温泉施設での健康の里づくりプロジェクトに係る歳入となっており、中空知分会連消防演習交付金は消防費での説明のとおり6月に開催いたします経費の全額を計上するものとなっております。その他雑入には、行革によります福祉バス無料団体廃止分の80万5,000円が含まれております。

最後になります。町債に入らせていただきます。町債、町債、1目総務債、本年度予算額1億210万円、前年度比較1,700万円の減額は、1節臨時財政対策債において国の予算縮小により1,700万円の減、2節公共施設整備事業債は町民センター下水道接続事業による増となっており、2目民生債では鶉本町生活館と中央ふれあいセンターの下水道接続事業190万円の計上となっております。

3目土木債、本年度予算額1,660万円、前年度比較1,060万円の増額は、1節道路橋りょう債の鶉本町団地線改修事業と鶉北線排水改修事業を昨年度6月に計上いたしましたが、不適切な産炭地域振興センターからの借入れの影響により事業実施ができない状況でいたものを今年度実施するに当たり、計上するものであります。2節公営住宅債の1,030万円は、既設改良及び公営住宅改善事業であります下水道整備に係るものとなっております。

以上、概要といたしますが、本町の財政状況は極めて厳しいものとなっており、健全化計画を着実に実行することが必要となっていることから、地方交付税の減額などもありますので、一般財源下であります町税並びに使用料などの徴収業務に努め、適切な財政運営を実施してまいりたいと存じますことを申し上げ、説明とさせていただきます。

以上であります。

○委員長（椿原満春） 以上で歳入の説明が終わりました。

歳入全般について質疑を受けます。ページ数と

項目を述べて発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

次、9ページ、地方債について質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入について審査を終了いたしました。

ここで歳入歳出全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより議案第23号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 散会の宣告

○委員長（椿原満春） 以上で一般会計予算の審査が終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、22日午前10時から委員会を再開いたしますので、ご出席方よろしくお願ひいたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時22分）

## 平成19年第1回定例会予算特別委員会会議録（第3号）

3月22日（木曜日）午前10時00分 開議  
午前10時57分 閉会

### ○議事日程 第3号

議案第24号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

議案第25号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算

議案第26号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計予算

議案第27号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算

議案第28号 平成19年度上砂川町土地取得事業特別会計予算

議案第29号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計予算

議案第30号 平成19年度上砂川町水道事業会計予算

---

### 開議の宣告

○委員長（椿原満春） ただいまの出席委員は9名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

---

### 議案第24号

○委員長（椿原満春） 126ページです。議案第24号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高橋福祉保健課主幹。

○福祉保健課主幹（高橋 良） それでは、平成19年度国民健康保険特別会計予算について説明申し上げます。

歳出からまいります。126ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額2億2,924万4,000円、前年度比較405万6,000円の減で、財源内訳はその他特定財源5,789万1,000円、一般財源1億7,135万3,000円となっております。本目は、空知中部広域連合分賦金が主なもので、19節負担金補助及交付金2億2,917万6,000円の計上となり、介護保険給付金の減により前年度比較405万4,000円の減となっております。

次に、2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額67万1,000円、前年度比較2万6,000円の減で、財源内訳はすべて一般財源となっております。2万6,000円の減額につきましては、国保審議会委員の費用弁償廃止により旅費で6,000円、13節委託料の国税計算事務委託料で経費削減によりまして2万円が減となったものでございます。

次に、2款諸支出金と3款予備費であります。前年同額となっておりますので、説明を省略させていただきます。

歳入へまいります。124ページをお開きください。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額1億1,765万6,000円、前年度比較827万7,000円の減であります。減額の理由につきましては、被保険者数及び世帯数の減によるものでございます。1節医療給付費分現年課税分で、被保険者数は前年より128人減の1,862人、世帯数で48世帯減の1,230世帯とし、所得減を見込み、前年度比較824万8,000円減の1億1,272万2,000円の計上となっております。

ります。2節介護給付金分現年課税分は、被保険者数は前年より17人減の424人、世帯数で3世帯減の367世帯とし、所得の減を見込み、前年度比較2万9,000円減の383万4,000円で計上してございます。

次に、2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額5,450万6,000円、前年度比較297万5,000円の減となっております。減額の理由につきましては、一般被保険者と同じく被保険者数及び世帯数の減によるものでございます。1節医療給付費分現年課税分で、被保険者数は前年より5人減の579人、世帯数で1世帯減の295世帯とし、所得の減を見込み、前年度比較239万4,000円減の5,137万4,000円の計上となっております。2節介護納付金分現年課税分は、被保険者数は前年より43人減の172人、世帯数で34世帯減の128世帯とし、所得の減を見込み、前年度比較58万1,000円減の203万2,000円の計上となっております。

次に、2款使用料及手数料、1項手数料、1目督促手数料につきましては、前年同額ですので、説明を省略させていただきます。

次に、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額5,789万1,000円、前年度比較717万円の増となっております。例年同様のルール分として、国保保険基金安定等繰入金について予算措置したものでございます。

次に、4款諸収入、1項延滞金及過料と2項雑入は、前年同額の計上でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で平成19年度国民健康保険特別会計予算の説明とさせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第24号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 議案第25号

○委員長（椿原満春） 次に、議案第25号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高木建設水道課長。

○建設水道課長（高木則和） それでは、平成19年度土地開発造成事業特別会計予算について内容の説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明申し上げますので、133ページをお開き願います。1款宅地造成費、1項宅地造成費、1目宅地造成費、本年度予算額14万7,000円、前年度と同額で、財源内訳は全額一般財源でございます。前年度と同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額2,367万8,000円、前年度対比で2万4,000円の減となっております。財源内訳は、

その他特定財源 892 万円、一般財源 1,475 万 8,000 円でございます。23 節償還金利子及割引料は、宅地造成事業分として平成 7 年度から平成 11 年までの用地の取得、造成にかかわる 4 件分の元金 1,507 万 4,000 円と、工業用地造成事業分といたしまして平成 9 年度借り入れ 1 件分の元金 860 万 4,000 円でございます。

2 目利子、本年度予算額 95 万 6,000 円、前年度対比 47 万 6,000 円の減になっております。財源内訳は、その他特定財源でございます。23 節償還金利子及割引料は、宅地造成事業分といたしまして 4 件分、80 万 6,000 円、工業用地造成事業分といたしまして 1 件分、15 万円を計上するもので、いずれも償還利子の減によるものでございます。

次に、前のページ、132 ページの歳入について説明を申し上げます。1 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目宅地売払収入、本年度予算額 1,490 万 5,000 円、前年度と同額を計上いたしましたが、本町分譲地に 1 区画、中町分譲地に 3 区画、鶉本町分譲地に 5 区画、中央分譲地に 1 区画の計 10 区画の未売宅地であり、これらの宅地の売却に努めることといたしまして予算計上するものでございます。

2 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額 987 万 6,000 円、前年度対比で 50 万円の減は、公債費の減によるものでございます。本年度は、宅地造成事業分で繰入金は 112 万 2,000 円、工業用地造成事業分で 875 万 4,000 円を繰り入れをいたしまして収支の均衡を図るものでございます。

本会計の予算額につきましては、宅地造成事業分で総額 1,602 万 7,000 円、工業用地造成事業分で 875 万 4,000 円を合わせました 2,478 万 1,000 円となるものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。  
○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第 25 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号 平成 19 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 議案第 26 号

○委員長（椿原満春） 次に、議案第 26 号 平成 19 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。是洞診療所事務長。

○町立診療所事務長（是洞春輝） それでは、ご指示によりまして、平成 19 年度上砂川町立診療所事業特別会計についてご説明申し上げます。

まず初めに、歳出から申し上げます。139 ページをお開き願いたいと思います。3、歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度予算額 5,691 万 9,000 円で、前年度と比較しまして 290 万 2,000 円の減でございます。財源の内訳は、その他特定財源が 2,428 万 8,000 円、一般財源 3,263 万 1,000 円でございます。主な内容についてご説明申し上げます。2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費、19 節負担金補助及交付金のうち退職手当組合負担金など、医師ほか 3 人の人件費の総額が 269 万 1,000 円減の 4,557 万 4,000 円

となります。一般会計の職員費と同様の取り扱いとなっております。それによります減でございます。7節賃金につきましても、代替看護師、臨時清掃員それぞれ1名分で、昨年度とほぼ同額となっております。10節交際費は、2万減の10万円となるところでございます。次、140ページをお開きください。13節委託料は、前年度より11万4,000円減の95万7,000円となっており、施設清掃委託のうち隔年実施されていまずガラス、照明清掃が実施されないことと、その他の業務委託の契約額見直しによる減でございます。18節備品購入費15万円は、医事用図書を購入するものでございます。その他の節につきましては、おおむね前年度と同じ内容となっておりますので、ご説明を省略させていただきます。

次に、2款医業費、1項医業費、1目医業費、本年度予算額4,722万円で、前年度と比較しまして590万円の減でございます。財源内訳は、すべて一般財源でございます。これは、前年度の実績から、慢性疾患のため受診されている患者の長期入院や施設入所などから受診が減少することが見込まれ、減額するものでございます。これにより、11節需用費は前年度と比較しまして570万円減の4,482万円となります。主に薬品の減によるものです。13節委託料につきましても、各種検査数の減により20万円減の240万円となるものです。

次、諸支出金につきましては、省略させていただきます。

4款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額89万2,000円、前年度と比較いたしまして248万8,000円の減でございます。財源内訳は、すべてその他特定財源でございます。

次、142ページをお開き願います。2目利子、本年度予算額67万円で、前年度と比較して8万3,000円の減でございます。財源内訳は、すべてその他特定財源でございます。これらの減額は、いずれもCT購入債の償還完了にかかわるも

のでございます。

5款予備費、1項予備費、1目予備費10万円、前年度と同額でございます。

以上、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。138ページになります。2、歳入、1款医療収入、1項診療収入であります。本年度につきましては1日当たりの患者数を42人と見込み、計上したものでございます。

1目患者負担収入、本年度予算額1,470万1,000円で、前年度との比較では156万8,000円の減でございます。

2目保険者負担収入、本年度予算額6,030万円で、前年度と比較して643万2,000円の減でございます。

合計で本年度予算額7,500万1,000円で、前年度と比較して800万円の減となります。これらにつきましては、先ほど歳出で申し上げたとおり、長期入院や施設入所などから受診数が減少し、昨年4月の診療報酬改定による減額によるものでございます。

次に、2款分担金及負担金、1項負担金の1目老人保健施設負担金と2目特別養護老人ホーム負担金につきましては、前年度と同額でございます。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額500万円で、前年と同額です。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額542万7,000円で、前年度との比較で337万3,000円の減でございます。診療収入など財源不足について一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第26号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 議案第27号

○委員長（椿原満春） 次に、議案第27号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。是洞老人保健施設長。

○老人保健施設長（是洞春輝） ご指示によりまして、平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、歳出の方から説明させていただきます。155ページをお開きください。3、歳出、1款老人保健施設費、1項総務費、1目一般管理費、本年度予算額1億3,673万9,000円、前年度と比較しまして1,358万9,000円の減でございます。財源内訳は、その他特定財源が1,878万1,000円、一般財源1億1,795万8,000円となっております。節のうち主なものについて申し上げます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費、19節負担金補助及交付金の

うち退職手当組合負担金など、介護員6名、看護師3名、ほか4名の計13名分の人件費の総額は、一般会計の職員と同様の削減により、前年度と比較しまして899万7,000円減の6,741万6,000円となります。7節賃金につきましても、代替介護員6名、代替看護師3名のほか1名など合計10名分の賃金で、嘱託職員の異動等により、前年度と比較しまして65万6,000円減の1,644万5,000円となります。9節旅費は、前年度と比較しまして、研修旅費削減により18万円減の5万円となるものです。次、156ページをお開きください。11節需用費につきましては、前年度と比較しまして341万8,000円減の3,209万2,000円となります。消耗品の総額は、前年度と比較し104万5,000円減の723万円で、燃料費は50万円増の800万となります。いずれも経費節減や燃料費単価アップによるものでございます。賄い材料費は、食費にかかわる単価を国の基準や近隣施設の状況から1食300円から250円に見直し、256万4,000円減の1,271万7,000円となります。12節役務費は、前年度と比較しまして4万5,000円増の114万2,000円となります。主な内容は、新たに介護サービス情報調査と公表手数料の6万6,300円、介護支援専門員証更新手数料2,500円、同じく研修受講料1万1,000円の計上と火災保険2万8,000円減の2万8,500円となるものでございます。13節委託料は、37万1,000円減の338万5,000円となります。これは、各種業務委託の契約額見直しによる減となるものでございます。14節使用料及賃借料、16節原材料費、19節負担金補助及交付金は、前年度と同額ですので、内容の説明は省略させていただきます。

2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額1,444万円、前年度と比較しまして63万8,000円の増です。財源内訳は、すべて一般財源でございます。

次のページになります。2目利子、本年度予算額1,005万6,000円、前年度と比較しまして63万9,000円の減でございます。財源内訳は、すべて一般財源でございます。これらは、いずれも施設整備の償還にかかわるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額10万円で、前年度と同額でございます。

以上、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入に入らせていただきます。154ページにお戻りください。2、歳入、1款施設サービス収入、1項介護給付費収入であります。入所者を1日当たり前年度と同様の45人と見込み、計上したものでございます。

1目施設介護サービス費収入、本年度予算額1億2,831万7,000円で、前年度と比較いたしまして712万3,000円の減となります。

2目居宅介護サービス費収入、本年度予算額14万6,000円で、前年度と比較しまして55万3,000円の減となります。

2項自己負担金収入、1目自己負担金収入、本年度予算額1,295万1,000円で、前年度と比較しまして110万7,000円の減となります。これらは、いずれも介護度の階層区分の変動による介護報酬額の減と短期入所利用者数の減によるものでございます。

2款利用料、1項利用料、1目利用料、本年度予算額1,878万1,000円で、前年度と比較しまして480万7,000円の減でございます。これらにつきましては、国の指導により日用品費の徴収方法が見直されたことにより、利用料が減額となるものでございます。

3款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額14万円で、前年度と同額でございます。

以上で老人保健施設会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第27号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 議案第28号

○委員長（椿原満春） 次、議案第28号 平成19年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。永井総務財政課長。

○総務財政課長（永井孝一） それでは、土地取得事業特別会計についてご説明申し上げます。

本特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行と合理的な土地利用を図るため、事業の執行に先立って用地を取得し、原則取得後10年以内に公共用の事業に供するものであります。

それでは、169ページをお開きください。本年度は取得する土地がないことから、公債費のみの予算計上となっております。歳出から説明申し上げます。1款公債費、1項公債費、1目元金、



本年度予算額1,116万9,000円、前年度比較3万2,000円の増額となっております。財源内訳は、すべてその他特定財源となっております。23節償還金利子及割引料1,116万9,000円は、平成8年度、平成10年度借り入れの2件の長期債償還元金であり、元金の増によるものであります。

2目利子、本年度予算額80万6,000円、前年度比較19万5,000円の減額となっております。財源内訳は、すべてその他特定財源となっております。元金同様2件分の償還利子の計上となったものであり、利子の減によるものであります。

次に、歳入に入らせていただきます。1款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額1,197万5,000円、前年度比較16万3,000円の減額となっております。一般会計繰入金をもって収支の均衡を図るものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第28号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 平成19年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、原案のとおり可決

いたしました。

---

#### 議案第29号

○委員長（椿原満春） 次、議案第29号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高木建設水道課長。

○建設水道課長（高木則和） それでは、平成19年度下水道事業特別会計予算について内容の説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明を申し上げますので、176ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額877万1,000円、前年度対比で2万2,000円の増となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本目は、石狩川流域下水道等の負担金及び受益者分担金賦課徴収事務等にかかります一般経常経費を措置するものでございます。19節負担金補助及交付金744万2,000円の計上で28万6,000円の減につきましては、流域下水道組合の共同負担金の減によるもので、本年度は722万3,000円を計上するものでございます。27節公課費117万6,000円の計上で32万9,000円の増につきましては、前年度使用料収入等の増によるものでございます。そのほかの経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、2目下水道建設費、本年度予算額1億1,838万1,000円、前年度対比で4,224万8,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金4,500万円、起債5,150万円、その他特定財源2,188万1,000円でございます。本目は、下水道事業にかかります職員の人件費と下水道建設に要する経費を計上するものでございます。人件費につきましては、職員3名分として1,763万1,000円の計上で236万1,000円の減となっております。

すが、第3次行財政改革の追加によるものでございます。次のページ、11節需用費66万6,000円の計上で12万7,000円の増につきましては、補助対象事務費、消耗品費の増によるものでございます。13節委託料1,182万3,000円の計上で362万4,000円の減となっておりますが、本年度は平成20年度事業にかかります鶉、朝駒地区955メートル分の実施設計費と鶉地区515メートルの測量調査費を計上するものでございます。14節使用料及賃借料96万7,000円の計上で69万円の減につきましては、積算システムの借上料などを平成18年度繰越明許で4月分から8月分を計上しておりますので、残り7カ月分を計上したことによるものでございます。15節工事請負費8,200万円の計上で3,500万円の減となっておりますが、本年度の事業につきましては別紙資料ナンバー16の1と2に記載をしております。資料ナンバー16の1をご参照いただきたいと思います。今年度につきましては、緑が丘、鶉地区で延長1,050メートルの污水管の布設工事を施工するものでございます。19節負担金補助及交付金のうち、石狩川流域下水道建設負担金につきましては300万9,000円の計上で55万円の減につきましては、奈井江浄化センター等の整備にかかわります経費の減によるものでございます。22節補償補填及賠償金200万円につきましては、下水道工事の過程において支障物件等に対応するため、前年度と同額を計上するものでございます。

次のページをお開き願います。下水道費、下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額402万3,000円、前年度対比で115万7,000円の減となっております。財源内訳につきましては、全額一般財源でございます。本目は、下水道の維持管理にかかわります経費を措置している目でございます。11節需用費128万円の計上で20万円の増につきましては、修繕料でマンホールポンプ清掃箇所の増などによるものでござい

ます。13節委託料230万8,000円の計上で62万9,000円の減につきましては、下水道台帳整備委託の減によるものでございます。14節使用料及賃借料31万1,000円の計上で65万6,000円の減につきましては、下水道台帳管理システムの更新によるものでございます。そのほかの経費につきましては、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

続きまして、公債費、公債費、1目元金、本年度予算額9,849万8,000円、前年度対比で861万4,000円の増となっております。財源内訳は、起債5,870万円、その他特定財源3,979万8,000円でございます。平成15年度借り入れの起債が元金の償還に入ったことによる分で、52件分を計上するものでございます。

2目利子、本年度予算額2,639万3,000円、前年度対比38万1,000円の増となっております。財源内訳は、その他特定財源1,567万1,000円、一般財源1,072万2,000円でございます。平成8年度から平成18年度までの起債借り入れにかかわります償還利子79件分として66万9,000円減の2,489万3,000円、本年度の下水道建設費の委託料及び工事費等の支払いにかかわります一時借入金の利子といたしまして、合計で105万円増の150万円を計上するものでございます。

予備費につきましては、前年度と同額を計上するものでございます。

続きまして、175ページの歳入につきまして説明をいたします。175ページです。1款分担金及負担金、1項受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額511万円、前年度対比で182万円の減でございます。平成15年から4年分割で賦課をした受益者分担金が平成18年に終了したことによるものでございまして、本年度は公的住宅で前年度より34戸減の183戸分と一般住宅で70戸減の105戸分の合計288戸分に

ついて計上するものでございます。

2 款使用料及手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料、本年度予算額 2,361 万 4,000 円、前年度対比で 29 万 5,000 円の増でございます。下水道使用料につきましては、公的住宅、一般住宅を合わせまして 871 戸分について計上するものでございます。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金、本年度予算額 4,500 万円、前年度対比で 2,000 万円の減となっておりますが、汚水管布設工事など補助対象事業費の減によるもので、実施設計、測量調査及び工事費と事務費分の補助対象事業費 9,000 万円の 2 分の 1 を計上するものでございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目他会計繰入金、本年度予算額 7,224 万円、前年度対比で 5,656 万 3,000 円の減につきましては、本年度新たに借入れをいたします町債分で、資本費平準化債の増によるものでございます。

次に、5 款諸収入、1 項延滞金及過料、1 目延滞金 1,000 円、前年度と同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

2 項雑入、1 目雑入 1,000 円、これも前年度と同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

6 款町債、1 項町債、1 目下水道事業債、本年度予算額 1 億 1,020 万円、前年度対比 4,370 万円の増となっております。特定環境保全公共下水道債 4,870 万円の計上で 1,450 万円の減につきましては、汚水管布設工事等の起債対象事業費の減によるものであり、流域下水道事業債 280 万円の計上で 50 万円の減につきましては、歳出の建設負担金に連動するもので、これも起債対象事業費等の減によるものでございます。なお、本年度新たに借入れをいたします資本費平準化債 5,870 万円につきましては、下水道の開始当初は有収水量も少なく、処理原価が著しく高くなるということから、これを解消するため

に借入れをする起債でありまして、このたび制度の内容が拡大をされたことにより、借入れをするものでございます。償還期限につきましては、3 年据え置きで 20 年で、平準化債借入れの 2 分の 1 が普通交付税から減額されることになっております。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第 29 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号 平成 19 年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### 議案第 30 号

○委員長（椿原満春） 次、議案第 30 号 平成 19 年度上砂川町水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。高木建設水道課長。

○建設水道課長（高木則和） それでは、平成 1

9年度水道事業会計予算について内容の説明を申し上げます。

収益的支出から説明申し上げますので、195ページをお開き願います。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,393万6,000円、前年度対比で117万5,000円の減となっております。本目は、原水の取水、ろ過、滅菌等にかかわります施設の維持管理及び作業に要する費用を措置している目でございます。主なものについて説明を申し上げます。賃金140万円の計上で10万円の減につきましては、浄水場、各施設等の草刈り及び除雪作業の一部を職員対応することによるものでございます。委託料126万5,000円の計上で103万2,000円の減につきましては、浄水場のガラス清掃業務と配水池及び送水管の排泥作業が隔年実施の休止の年に当たることなどによるものでございます。動力費400万円の計上で20万円の増につきましては、単価アップによるものでございます。次のページをお開き願います。保険料17万円の計上で17万円の減につきましては、浄水場等にかかわります火災保険料の掛け率の変更によるものでございます。

2目配水及び給水費、本年度予算額667万6,000円、前年度対比で531万3,000円の減となっております。本目につきましては、配水池、配水管、量水器等、給水装置及びその他の設備の維持管理に要する費用を措置している目でございます。修繕費430万円の計上で510万円の減につきましては、検満量水器の整備について、財政状況が大変厳しいということもございまして当面繰り延べ、故障分のみを実施するものとしたものでございます。

3目業務費、本年度予算額166万4,000円、前年度対比で3万8,000円の減となっておりますが、検針業務委託料等の件数の減によるものでございます。

4目総係費、本年度予算額3,015万円、前

年度対比292万9,000円の減となっております。本目は、職員の人件費、事業活動の全般に関連する費用及び料金の調定及び収納などに要する費用を措置している目でございます。人件費につきましては、職員3名分といたしまして2,285万3,000円の計上で308万4,000円の減につきましては、第3次行財政改革の追加によるものでございます。委託料39万6,000円の計上で17万1,000円の減につきましては、昨年度の電算システム変更等の減によるものでございます。負担金590万円の計上で23万7,000円の増につきましては、砂川北光ポンプ場の解体費用103万2,000円の増と給与負担金70万円の減などの相殺によるものでございます。ただいま申し上げました砂川市との共同施設であります北光ポンプ場につきましては、当町では水利権を奥沢に移行いたしました昭和63年度まで利用しております。砂川市でも平成2年度に中空知広域水道企業団に加入したことによりまして、今日まで休止の施設となっておりますが、このたび不用となりました浄水場を解体をいたしまして、この用地を国に返還することから、昭和63年度に締結をいたしました協定に基づき、解体費用103万2,000円を計上するものでございます。

5目減価償却費、本年度予算額6,140万9,000円、前年度対比210万円の減でございますが、構築物等にかかわります償却資産の減によるものでございます。

6目その他の営業費用につきましては、前年度と同額につき、説明を省略させていただきます。

次に、198ページをお開き願います。次のページでございます。営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度予算額5,784万9,000円、前年度対比で182万9,000円の減でございますが、償還利子等の件数の減によるもので、本年度につきましては昭和53年度から平成18年度までの借り入れに係ります企業債18

件分、5,634万9,000円を計上いたしますとともに、一時借入金利息150万円につきましては建設改良工事業債利子及び元金の償還等に係ります費用といたしまして、前年度対比100万円増で計上するものでございます。

2目雑支出、本年度予算額150万円、前年度対比で11万7,000円の減でございますが、料金の不納欠損で51件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額270万3,000円、前年度対比279万7,000円の減でございますが、建設改良事業実施に伴います控除対象の消費税の増によるものでございます。

予備費につきましては、前年度と同額を計上するものでございます。

収益的収入の説明に入りますので、194ページをお開き願います。194ページ、収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益、本年度予算額1億4,060万1,000円、前年度対比218万7,000円の減で計上しております。内訳といたしましては、家事用が前年度対比242万4,000円の減で7,447万4,000円を計上し、このうち一般分といたしまして47件増の1,740件、福祉料金該当分といたしまして平成18年度の地方税法の改正によりまして老人世帯等100件減の350件、合計で2,090件を見込んで計上したものでございます。業務用につきましては、5件減の130件を見込み、前年度対比38万6,000円増の6,410万1,000円を計上するものでございます。浴場用は緑が丘共同浴場の休止を見込み、前年度対比14万9,000円減の200万1,000円を計上するもので、臨時用は前年度と同額を計上するものでございます。

2目その他の営業収益は、水道給水工事の設計審査手数料等といたしまして、前年度と同額を計上しております。

次に、営業外収益、1目受取利息及び配当金につきましても、前年度と同額を計上するものでございます。

2目繰入金につきましては、収支不足補てんのために一般会計から繰り入れをするものでございますけれども、本年度予算額3,372万7,000円、前年度対比1,214万1,000円の減で計上しておりますけれども、検満量水器、人件費、支払利息、消費税などの減によるものでございます。

3目他会計負担金、本年度予算額145万7,000円、前年度対比8万円の減でございますが、下水道会計からの使用料等賦課徴収事務の委託負担金で、積算根拠となります人件費等の減によるものでございます。

4目雑収益につきましては、前年度同額を計上しております。

引き続き、資本的支出について説明を申し上げますので、200ページをお開き願います。200ページの資本的支出、企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額5,789万6,000円、前年度対比で1,035万8,000円の減となっておりますが、償還元金の減によるもので、昭和53年度から平成6年度までの企業債16件分を計上するものでございます。

建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額6,287万5,000円につきましては、工事請負費で老朽化が著しい温泉沢取水施設及び浄水施設の流量計、水位計などの計装設備の更新にかかわる費用として5,693万5,000円を計上いたしますとともに、委託料につきましてはこれら事業に係ります測量調査及び実施設計費といたしまして594万円を計上するものでございます。

最後に、資本的収入について説明を申し上げますので、199ページ、前のページをお開き願います。資本的収入、企業債、1目企業債4,490万円、国庫補助金、1目国庫補助金1,789

万2,000円、これにつきましては簡易水道等施設整備事業に伴うものでございまして、他会計補助金、1目他会計補助金8万3,000円につきましては、建設改良費から企業債及び国庫補助金を差し引きました一般財源相当分を計上するものでございます。

出資金、負担区分に基づかない出資金につきましては、廃目となっているものでございます。

なお、資本的収入額に対し資本的支出額が不足する額5,789万6,000円につきましては、内部留保資金にて補てんをするものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（椿原満春） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第30号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（椿原満春） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号 平成19年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

#### 閉会の宣告

○委員長（椿原満春） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査がすべて終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決されましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力に心から感謝申し上げます。ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時57分）

平成 1 9 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 4 日）

3月23日（金曜日）午前10時00分 開議  
午前10時22分 閉会

○議事日程 第 4 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 予算特別委員会委員長報告  
議案第 2 3 号 平成 1 9 年度上砂川町一般会計予算  
議案第 2 4 号 平成 1 9 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算  
議案第 2 5 号 平成 1 9 年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算  
議案第 2 6 号 平成 1 9 年度上砂川町立診療所事業特別会計予算  
議案第 2 7 号 平成 1 9 年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算  
議案第 2 8 号 平成 1 9 年度上砂川町土地取得事業特別会計予算  
議案第 2 9 号 平成 1 9 年度上砂川町下水道事業特別会計予算  
議案第 3 0 号 平成 1 9 年度上砂川町水道事業会計予算

報告に対する討論・採決とする。  
（質疑は省略とする。）

- 第 3 調査第 1 号 所管事務調査について  
（追加日程）
- 第 4 意見書案第 1 号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書
- 第 5 意見書案第 2 号 リハビリテーションの改善を求める意見書
- 第 6 意見書案第 3 号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保

を求める意見書

- 第 7 意見書案第 4 号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書
- 第 8 意見書案第 5 号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書

○会議録署名議員

3 番 高 橋 成 和  
4 番 大 内 兆 春

開議の宣告

○議長（貝沼宏幸） ただいまの出席議員は 1 0 名であります。

なお、理事者側につきましても全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 1 9 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

会議録署名議員指名について

○議長（貝沼宏幸） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 1 7 条の規定によって、3 番、高橋議員、4 番、大内議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議案第 2 3 号 議案第 2 4 号 議案第 2 5 号  
議案第 2 6 号 議案第 2 7 号 議案第 2 8 号  
議案第 2 9 号 議案第 3 0 号

○議長（貝沼宏幸） 日程第2、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第23号から議案第30号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

椿原予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（椿原満春） 平成19年度予算特別委員会報告を申し上げます。

本予算特別委員会に付託になりました議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算外7件について、3月19日、20日、22日の3日間にわたりまして慎重なる審査を行った結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計7件について報告いたします。議案第24号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第25号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算、議案第26号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計予算、議案第27号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算、議案第28号 平成19年度上砂川町土地取得事業特別会計予算、議案第29号 平成

19年度上砂川町下水道事業特別会計予算、議案第30号 平成19年度上砂川町水道事業会計予算、それぞれ討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定しました。

以上のとおり、全案件について全会一致をもって原案可決されましたことをご報告いたします。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略いたしまして直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第23号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 平成19年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第24号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第24号について採決をいたしま



す。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号 平成19年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第25号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第25号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 平成19年度上砂川町土地開発造成事業特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第26号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第26号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 平成19年度上砂川町立診療所事業特別会計予算は、委員長の報告

のとおり可決いたしました。

次、議案第27号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第27号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 平成19年度上砂川町老人保健施設事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第28号 平成19年度上砂川町土地取得事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第28号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 平成19年度上砂川町土地取得事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第29号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第29号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 平成19年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

次、議案第30号 平成19年度上砂川町水道事業会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 平成19年度上砂川町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

---

#### 調査第1号

○議長（貝沼宏幸） 日程第3、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

#### 追加日程について

○議長（貝沼宏幸） ただいま議長の手元に意見書案5件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

---

#### 意見書案第1号

○議長（貝沼宏幸） お諮りいたします。

日程第4、意見書案第1号から日程第8、意見書案第5号まで5件の意見書案の本文は相当量になっておりますので、本文読み上げについて省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号から意見書案第5号まで、本文読み上げによる内容説明を省略することに決定いたしました。

日程第4、意見書案第1号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書を議題といたします。

2番、堀内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（堀内哲夫） 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月23日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 堀 内 哲 夫

賛成議員 椿 原 満 春 森 国 三

大 内 兆 春 川 上 三 男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第1号 後期高齢者医療制度の充実を

求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 後期高齢者医療制度の充実を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

意見書案第2号

○議長（貝沼宏幸） 日程第5、意見書案第2号 リハビリテーションの改善を求める意見書を議題といたします。

2番、堀内議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2番（堀内哲夫） リハビリテーションの改善を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月23日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 堀 内 哲 夫

賛成議員 椿 原 満 春 大 内 兆 春  
川 上 三 男 森 国 三

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第2号 リハビリテーションの改善を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 リハビリテーションの改善を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

意見書案第3号

○議長（貝沼宏幸） 次、日程第6、意見書案第3号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書を議題といたします。

10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番（椿原満春） 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月23日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 椿 原 満 春

賛成議員 高 橋 成 和 小 林 繁

大 内 兆 春 川 上 三 男

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第3号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

意見書案第4号

○議長（貝沼宏幸） 日程第7、意見書案第4号

「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書を議題といたします。

10番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10番（椿原満春） 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月23日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 椿 原 満 春

賛成議員 大 内 兆 春 小 林 繁

川 上 三 男 高 橋 成 和

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第4号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月23日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

意見書案第4号 「がん対策推進基本計画」の

早期決定を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

意見書案第 5 号

○議長（貝沼宏幸） 日程第 8、意見書案第 5 号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書を議題といたします。

10 番、椿原議員、ご登壇の上ご発言願います。

○10 番（椿原満春） 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第 13 条の規定により提出する。

平成 19 年 3 月 23 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸 様

提出議員 椿 原 満 春

賛成議員 森 国 三 大 内 兆 春

川 上 三 男 横 溝 一 成

本文に入りますが、朗読、内容説明は省略させていただきます。

意見書案第 5 号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 19 年 3 月 23 日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣。

以上でございます。

○議長（貝沼宏幸） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第 5 号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（貝沼宏幸） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第 5 号 公開制度見直しなど戸籍法の早期改正を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

---

閉会の宣告

○議長（貝沼宏幸） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては、すべて終了いたしました。

よって、平成 19 第 1 回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

長い間大変ご苦労さまでございました。

（閉会 午前 10 時 22 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 貝 沼 宏 幸

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 大 内 兆 春

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定				予 特		
		3. 9	3.13	3.16	3.23	3.19	3.20	3.22
1	貝 沼 宏 幸							
2	堀 内 哲 夫			×				
3	高 橋 成 和							
4	大 内 兆 春							
5	川 上 三 男							
6	小 林 繁							
7	横 溝 一 成							
8	柳 川 暉 雄							
9	森 国 三							
10	椿 原 満 春							

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定				予 特		
		3. 9	3.13	3.16	3.23	3.19	3.20	3.22
町 長	加賀谷 政 清							
助 役	貝 田 喜 雄							
教 育 長	櫻 満 雄							
教 育 委 員 長	滝 田 潤 一							
監 査 委 員	道 藤 秋 夫							
議 会 事 務 局 長	伊 藤 伸 一							
監 査 事 務 局 長								
総 務 財 政 課 長	永 井 孝 一							
企 画 産 業 課 長	林 智 明							
福 祉 保 健 課 長	貝 田 喜 雄							
福 祉 保 健 課 主 幹	高 橋 良							
町 民 生 活 課 長	山 本 丈 夫							
建 設 水 道 課 長	高 木 則 和							
出 納 室 長	勝 又 寛							
消 防 長	川 下 清							
教 育 次 長	小 林 均							
町 民 保 養 施 設 長	前 田 厚							
老 人 保 健 施 設 長	是 洞 春 輝							
町 立 診 療 所 事 務 長								
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 施 設 長								
介 護 医 療 係 長	斉 藤 昭 彦							
下 水 道 係 長	中 島 隆 行							
上 水 道 係 長	佐 藤 康 弘							

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 臨	1 定				予 特		
		1.12	3. 9	3.13	3.16	3.23	3.19	3.20	3.22
事 務 局 長	伊 藤 伸 一								
書 記	高 橋 真 利 子								